

厚生委員会

令和6年3月12日（火）

厚 生 委 員 会

日 時 令和6年3月12日（火）午前10時00分開会ー午後 7時05分閉会
場 所 役場3階 第二委員会室

出席委員 坂原委員長、奥野副委員長、松尾、早川、中原、道工、谷地、瀧見

欠席委員 なし

傍聴議員 竹原、谷崎、出口、大里

出席理事者 田代町長、中口副町長、上田副町長
古橋教育長、松井しあわせ創造部長
川端まちづくり戦略室長兼町長公室長
西総務部長会計管理者、相馬財政改革部長
栞山総務部理事兼財政改革部理事
辻里しあわせ創造部総括理事、松本しあわせ創造部理事（保険年金担当）
南しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長
川井しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長兼保健センター所長
竹田住民課長、竹原生活環境課長、堀口保険年金課長
橋野高齢福祉課長、堤子育て支援課長、吉田淡輪保育所長
廣田まちづくり戦略室理事兼人事担当課長

事務局 増田事務局長

案 件

1. 付託案件について
2. その他

(午前10時00分 開会)

坂原委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、厚生委員会を開会いたします。

本日の出席委員は8名全員です。

理事者についても全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより厚生委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定をお願いします。

初めにお諮りします。

ただいま連絡を受けました傍聴許可申出に対して、許可したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

坂原委員長 ありがとうございます。では、傍聴を許可します。

しばらくお待ちください。

では、会議を進めます。

3月6日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件12件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。発言の方は、できればマスクを外して発言するようにお願いいたします。

議案第3号「令和5年度岬町一般会計補正予算（第10次）」について、本委員会に付託された案件を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

堀口課長。

堀口保険年金課長 それでは、令和5年度岬町一般会計補正予算（第10次）について、ご説明いたします。

資料1ページをご覧ください。

歳入につきまして、16国庫支出金、1国庫負担金、社会福祉費負担金といたしまして151万8,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、低所得者に係る保険料の政令軽減相当額及び未就学児

の均等割減額分を公費で補填する、国民健康保険基盤安定事業費の確定に伴い計上いたしております。

なお、こちらにつきましては歳出の国民健康保険特別会計繰出金費（基盤安定）に充当いたします。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 続きまして、児童福祉費負担金といたしまして174万4,000円の増額補正を行うものです。

詳細につきましては歳出でご説明させていただきますが、障害児入所給付費等国庫負担金として、障害児通所支援費に充当するものです。なお、補助率は2分の1です。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 2国庫補助金、戸籍住民基本台帳費補助金といたしまして358万2,000円を増額補正するものです。

内容としましては歳出でご説明させていただきますが、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として、住民基本台帳ネットワーク事業費及び戸籍電算化事業費に充当するものです。

坂原委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 続きまして、17府支出金、1府負担金、社会福祉費負担金といたしまして317万2,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、先ほどの国庫負担金と同様、国民健康保険基盤安定事業費の確定に伴い計上いたしております。

なお、こちらにつきましても、歳出の国民健康保険特別会計繰出金費（基盤安定）に充当いたします。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 続きまして、児童福祉費負担金としまして87万2,000円の増額補正を行うものです。

詳細につきましては、歳出でご説明させていただきますが、障害児入所給付費等府費負担金として障害児通所支援費に充当するものです。なお、補助率は4分の1です。

以上、当委員会付託分、歳入計といたしまして1,088万8,000円の増

額補正を行うものです。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

資料の2ページをご覧ください。

2総務費、3戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳ネットワーク事業費としまして65万6,000円を増額補正するものです。

内容としましては、令和5年11月29日に国の令和5年度補正予算が成立したことにより、社会保障税番号制度システム整備費補助金の対象となる経費が追加となり、住基システムで旧氏の振り仮名を管理するためのシステム改修が必要となるため、補正予算を計上するものです。補助率は10分の10です。

続きまして、戸籍電算化事業費としまして292万6,000円を増額補正するものです。

先ほど説明いたしました国の補正予算の成立により、戸籍の附票への旧氏の記載及び住基システムが保有する氏名の振り仮名を戸籍附票システムへ連携するためのシステム改修が必要となるため、補正予算を計上するものです。補助率は10分の10です。

坂原委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 続きまして、3民生費、1社会福祉費、国民健康保険特別会計繰出金費（基盤安定）といたしまして、625万6,000円を増額補正でございます。

内容といたしましては、令和5年度の国民健康保険基盤安定事業費の確定に伴い計上いたしております。

なお、財源といたしまして、歳入の国民健康保険基盤安定負担金、国庫負担金及び府負担金を充当いたします。

次に、国民健康保険特別会計繰出金費、財政安定化支援事業といたしまして、7,791万5,000円を増額補正でございます。

内容といたしましては、保険者の責めに帰することができない特別の事情に対し、地方財政措置が講じられている財政安定化支援事業に係る一般会計から国民健康保険特別会計への繰出しに伴い、計上いたしております。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 続きまして、2児童福祉費、障害児通所支援費といたしまして、34

8万8,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、受給者数の増加に伴い、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用量の増加に伴う障害児通所支援費給付費の増額です。

財源といたしましては、障害児入所給付費等負担金、国174万4,000円、府87万2,000円を充当します。

坂原委員長 川井副理事。

川井しあわせ創造部副理事 続きまして、4衛生費、1保健衛生費、母子保健事業費として35万6,000円を増額するものです。

3ページをご覧ください。

内容といたしましては、令和4年度妊娠出産包括支援事業国庫補助金の実績確定に伴う返還金20万3,000円、産婦健康診査事業費国庫補助金の実績確定に伴う返還金15万3,000円です。

続きまして、出産・子育て応援交付金事業として47万9,000円の増額補正をするものです。

内容といたしましては、出産・子育て応援交付金変更申請に伴う返還金です。

以上、当委員会付託分としまして、合計9,207万6,000円の増額補正でございます。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

戸籍電算化事業費といたしまして、844万8,000円を繰り越すものです。

内容としましては、システム開発に必要な国の仕様書の確定が遅れており、年度内での事業完了が困難であることから翌年度に繰り越すため、繰越明許費に計上するものであります。

続きまして、住民基本台帳ネットワーク事業費といたしまして、771万88,000円を繰り越すものです。

内容としましては、戸籍電算化事業費と同様に、システム開発に必要な国の仕様書の確定が遅れており、年度内での事業完了が困難であることから翌年度に繰り越すため、繰越明許費に計上するものであります。

坂原委員長 南副理事。

南しあわせ創造部副理事 続きまして、物価高騰対応重点支援事業費、低所得世帯支援と

いたしまして、2,996万4,000円を繰り越すものです。

内容としましては、住民税非課税世帯に対する7万円給付事業について、年度内での事業完了が困難であることから翌年度に繰り越すため、繰越明許費に計上するものであります。

続きまして、物価高騰対応重点支援事業費、R5住民税均等割のみ課税世帯支援といたしまして、6,389万2,000円を繰り越すものです。

内容としましては、住民税均等割のみ課税世帯に対する10万円給付事業について、年度内での事業完了が困難であることから翌年度に繰り越すため、繰越明許費に計上するものであります。

続きまして、物価高騰対応重点支援事業費、低所得者の子育て世帯への加算といたしまして、1,815万3,000円を繰り越すものです。

内容としましては、低所得者の子育て世帯に対する5万円加算給付事業について、年度内での事業完了が困難であることから翌年度に繰り越すため、繰越明許費に計上するものであります。

坂原委員長 川井副理事。

川井しあわせ創造部副理事 続きまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業といたしまして63万2,000円を、また、新型コロナウイルスワクチン接種事業費といたしまして64万5,000円を繰り越すものです。

内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業が令和6年3月末に終了しますが、3月接種分の予診票のチェック、各医療機関からの請求による接種委託料の支払い、ワクチン執務室の電話・電気系統の改修工事、ワクチン及びシリンジ等の廃棄に約1か月の残務処理が必要と見込んでおり、年度内で事業完了が困難なため、繰越明許費として計上するものです。

坂原委員長 質疑はございませんか。谷地委員。

谷地委員 私のほうからは、1点教えていただきたい点があります。

2ページの3総務費の住民基本台帳ネットワーク事業費と戸籍電算化事業費、これは先ほど、旧氏の振り仮名を追加するというようなところに対するシステム改修というご説明がありましたけれども、12月議会での補正予算でも実際振り仮名を追加するということにシステム改修の予算が計上されていたと思うのですが、この点について、12月議会のシステム改修と今回のシステム改修、

この違いについてもう少し詳しく説明をお願いします。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 谷地委員の質問にお答えいたします。

1 2月補正と3月補正の違いということですが、1 2月補正のシステム改修費は、主に戸籍や住民票などの氏名の振り仮名を記載するための機能のシステム改修です。3月補正のシステム改修では、1 2月補正で改修したシステムに3つの機能を追加します。1つ目は、住民票に記載されている旧氏、いわゆる旧姓の振り仮名を住民票に記載する機能。2つ目は、戸籍の附票に旧氏と旧氏の振り仮名を記載するための機能。3つ目は、住基システムが保有している振り仮名を戸籍附票システムに連携し、戸籍側で仮登録するための機能を追加します。

坂原委員長 ほかに質疑はございませんか。中原委員。

中原委員 今、谷地委員から質問のあった件に関わって、私からもお尋ねしたいと思います。

昨年1 2月の委員会のときに、振り仮名を振るという問題については質問もさせていただいて、問題があると指摘させていただきました。

それでその後、この問題について何か変更といいますか、努力されている点や改善点等、もしお聞きでしたらお聞きしたいと思います。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

1 2月の委員会以降の変更点や改善点についてなんですが、1 2月のときに私のほうからはっきりお答えすることができなかった点を、1点説明させていただきます。

振り仮名を届けてくださいという通知をした後に、1年間の届出期間内にお届けがなかった方については、国のほうから職権で記載するというふうになっておりますが、職権で記載した場合に変更はできるのかというご質問をいただきまして、そのときは「変更できると思います」というような曖昧な回答をしてしまったんですが、今は法務省のホームページに、制度開始から1年の間に振り仮名の届け出がないことで、本籍地の市区町村長によって氏名の振り仮名が戸籍に記載された場合は、氏名の振り仮名について1回に限り、家庭裁判所の許可を得ることなく届出のみで変更することが可能ですと公表されておりますので、職権で記

載した場合については、お届けいただきましたら変更することが可能です。

坂原委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 では、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論は終わります。

続いて、採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。

よって、議案第3号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第4号「令和5年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）について」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

堀口課長。

堀口保険年金課長 令和5年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）につきましてご説明いたします。

資料の4ページをご覧ください。

本補正予算につきましては、低所得者に係る保険料の政令軽減相当額及び未就学児の均等割減額分を公費で補填する、保険基盤安定事業費の確定に伴う国民健康保険料及び繰入金、また、保険者の責めに帰することができない特別の事情に対して、地方財政措置が講じられている財政安定化支援事業に係る一般会計から国民健康保険特別会計への繰出しに伴う調整について編成いたしております。

歳入につきましてご説明いたします。

1 国民健康保険料、1 国民健康保険料のうち、医療給付費分（現年分）といたしまして7,950万1,000円、後期高齢者支援金分（現年分）として299万8,000円、介護納付金分（現年分）として167万2,000円をそれ

ぞれ減額補正するものです。

内容といたしましては、低所得者に係る保険料の政令軽減相当額及び未就学児の均等割減額分を公費で補填する国民健康保険基盤安定事業費の確定及び保険者の責めに帰することができない特別の事情に対して、地方財政措置が講じられている財政安定化支援事業に係る一般会計からの繰入れに伴い財源調整を行うものでございます。

次に、7 繰入金、1 他会計繰入金のうち、保険基盤安定繰入金としまして、軽減分321万8,000円、支援分296万9,000円、財政安定化支援事業繰入金としまして7,791万5,000円、保険基盤安定繰入金（未就学児均等割分）としまして6万9,000円をそれぞれ増額補正するものでございます。

内容といたしましては、低所得者に係る保険料の政令軽減相当額及び未就学児の均等割減額分を公費で補填する国民健康保険基盤安定事業費が確定したこと及び財政安定化支援事業に係る一般会計からの繰入れに伴い、計上いたしております。

続きまして、資料の5ページをご覧ください。

歳出につきましてご説明いたします。

3 国民健康保険事業費納付金、1 医療給付分、一般被保険者医療給付分として7,950万1,000円、一般被保険者後期高齢者支援金等分として299万8,000円、介護納付金分として167万2,000円を、国民健康保険基盤安定事業費の確定及び財政安定化支援事業繰入金の充当額確定に伴い、それぞれ一般財源からその他特定財源に財源構成を行うものでございます。

以上、当委員会付託分として歳入歳出それぞれ財源調整及び財源更正を行うもので、歳入歳出予算ともに総額の増減はございません。

坂原委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対して、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。

よって、議案第4号は、本委員会において可決されました。

議案第5号「令和5年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3次）について」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

堀口課長。

堀口保険年金課長 令和5年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3次）につきましてご説明いたします。

資料の6ページをご覧ください。

本補正予算につきましては、令和5年度の後期高齢者医療保険料納付金額の変更について編成いたしております。

歳入につきましてご説明いたします。

1 後期高齢者医療保険料、1 後期高齢者医療保険料のうち、特別徴収保険料（現年分）として437万6,000円、普通徴収保険料（現年分）として1,660万6,000円をそれぞれ増額補正するものです。

内容といたしましては、後期高齢者医療保険料の年間収入見込額の増加によるもので、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金に充当いたします。

続きまして、歳出につきましてご説明いたします。

2 後期高齢者医療広域連合納付金、1 後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合納付金としまして2,098万2,000円を増額補正するものです。

内容といたしましては、後期高齢者医療保険料の年間収入見込額の増加に伴い、保険料納付金についても増額するものでございます。

以上、当委員会付託分として歳入歳出それぞれ2,098万2,000円の増

額補正でございます。

坂原委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。

よって、議案第5号は、本委員会において可決されました。

議案第6号「令和5年度岬町介護保険特別会計補正予算（第4次）について」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

橋野課長。

橋野高齢福祉課長 委員会資料の7ページをご覧ください。

令和5年度介護保険特別会計補正予算（第4次）につきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、本年度の介護給付費の直近の利用実績に基づく所要見込額の算定に伴い、必要となる保険給付費について編成いたしております。また、歳入予算につきましては、歳出予算において計上いたしております保険給付費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて算定し、計上しているものでございます。

歳入についてご説明いたします。

4国庫支出金、1国庫負担金（現年分）といたしまして、24万4,000円の減額補正でございます。

次に、6府支出金、1府負担金（現年分）といたしまして、24万4,000円の増額補正でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

委員会資料の8ページをご覧ください。

2保険給付費、1介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費といたしまして、548万7,000円の減額補正でございます。

内容といたしましては、居宅介護サービス給付費の減少によるものでございます。

続いて、施設介護サービス給付費といたしまして、488万4,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、施設介護サービス給付費の増加によるものでございます。

次に、2介護予防サービス等諸費、介護予防サービス給付費といたしまして、26万2,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、介護予防サービス給付費の増加によるものでございます。

続いて、介護予防サービス計画給付費といたしまして、34万1,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、介護予防サービス計画費の増加によるものでございます。

以上、当委員会付託分計といたしまして、歳入歳出ともに総額の増減はございません。

坂原委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。

よって、議案第6号は、本委員会において可決されました。

議案第9号「令和6年度岬町一般会計予算について」、本委員会に付託された案件を議題とします。

本件について本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思います。

それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の9ページから14ページをご覧ください。

質疑はございませんか。瀧見委員。

瀧見委員 2点教えてください。9ページ、学童保育おやつ代等に関しまして、給食等では管理栄養士さんのチェックが入っていると思うのですが、こういうおやつ代等というものには、同じように管理栄養士さんのチェックが入っているのでしょうか、というのが1点。

それと、コミュニティバスの運賃を988万6,000円計上されておられますけれども、これは手元に資料があれば、過去3年間の数字を教えてください。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 瀧見委員のご質問にお答えいたします。

学童保育でのおやつですが、管理栄養士のほうは入っておらず、指導員のほうがおやつをチョイスして、子どもたちのニーズ等に応えながら支給しています。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの委員の質問にお答えさせていただきます。

令和2年度のバス運行費の歳入につきましては852万8,954円、令和3年度につきましては838万438円、令和4年度につきましては881万4,696円になっております。

坂原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 学童保育のおやつですけれども、管理栄養士のチェックが入らないでお子さんの嗜好に合わせているような形だということで、今まで特に問題等は起こっていないのでしょうか。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 瀧見委員のご質問にお答えいたします。

今まで問題はございません。

瀧見委員 それと、コミュニティバスに関しまして、順調かどうかは分かりませんが、運賃が増えているということで、誠に結構なことだと思います。

坂原委員長 ほかにございませんか。早川委員。

早川委員 9ページの分担金及び負担金の児童福祉費負担金の中の一時預かり事業保護者負担金14万1,000円、これは前年度7,000円ほどだったと思うのですが、大幅に増額されている理由が分かれば回答よろしくお願いします。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 早川委員のご質問にお答えいたします。

令和5年度より一時預かりにおきまして無料クーポンを配布いたしましたので、令和5年度の時点では歳入7,000円を計上しておったところですが、令和5年度の無料クーポンを配布することで、リピーターも出てきたということで、今年度は14万1,000円を計上させていただいております。

坂原委員長 早川委員。

早川委員 リピートの方がおられたということで、これは何人ぐらいとか数字は分かりますか。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 早川委員のご質問にお答えいたします。

クーポンを利用された方が26名おまして、その後も利用された方が13名おります。そして、13名の方が、述べ回数ですが65回利用されております。

坂原委員長 早川委員。

早川委員 なるほど。クーポンを配って半分の方がリピート、気に入っていただけたというか、利用しやすいということで再度利用していただいたということですかね。分かりました。無料クーポンをきっかけに多くの方に利用されるようになって、

とても良いことだと思います。

述べ65回、大幅に増えているんですかね、人数的に。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 早川委員のご質問にお答えいたします。

ここ最近では、一時預かり事業の延べ人数等が減っておりまして、この無料クーポンを配布することによってまた利用者が増えたように思います。

坂原委員長 早川委員。

早川委員 人数が増えたということで、限られた職員さんの中で実施されていると思うのですが、今の人数で十分対応可能なのか、また、利用された方から何か声といただけますか、不満でありますとか、良かったという声がもしあれば、お聞かせいただけたらと思います。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 早川委員のご質問にお答えいたします。

まず保育士についてですが、一時預かり事業は、大体1日多くて4名までというふうにしておりまして、今いる保育士のほうで十分対応できる状況となっております。

利用された方からのご意見といたしましては、「リフレッシュができた」、「ランチに行けた」、「上の子の授業参観がゆっくり見られた」、また、1歳の方からが対象となるんですが、「誕生日を楽しみに待っている」というお声も聞いております。

坂原委員長 早川委員。

早川委員 限られた職員の中で利用者を増やしていただいて、保護者の方も喜んでいただいているということですので、引き続きよろしくお願いします。

14ページ、最後の町債の、児童福祉債の中の保育所整備事業債と子育て支援センター整備事業債、これは令和6年度から新たに設けられていると思うのですが、けれども、こういった起債内容が教えていただきたいと思います。

坂原委員長 相馬部長。

相馬財政改革部長 財政のほうからご答弁をさせていただきたいと思います。

まず、保育所整備事業債については、淡輪保育所の改修工事ということで、連絡通路の段差解消であったり、玄関の階段のスロープを設置したりといった内容

となっておりまして、それについては、子ども・子育て支援事業債という新たな起債が創設されたということもあり、交付税措置も一定ございますので、そういったものを活用するということでございます。

あともう一点の子育て支援センター整備事業債については、事務所のエアコンの更新と、屋上防水への対応というところで予算計上しておりまして、それにつきましてもただいま申しましたとおり、子ども・子育て支援事業債という、令和6年度に新たに創設され、交付税算入もある財政的な有利な起債がございますので、そういった起債を活用するといった内容でございます。

坂原委員長 ほかにございませんか。松尾委員。

松尾委員 私からは、コミュニティバスの件でもう少し詳細をお聞きしたいと思うのですが、先ほど過去3年間の数字というのを言われたところでありますが、今年度の予算でいくと、結構増えているのではないかと思います。その根拠をお示しいただきたいと思います。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの松尾委員の質問にお答えさせていただきます。

収入が増えた主な要因といいますのは、令和3年度から始まったコロナウイルスの感染拡大による行動制限等により、住民の皆様の外出が控えられたところもありまして、ところが令和4年度以降、感染拡大の収束、または行動制限の解除などがございまして、皆様の外出が増えたということによって収入が増えたというふうに考えております。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 コロナ前のバスの利用者数は何人ぐらい分かりますか、今。

竹原生活環境課長 すみません、今、手元には人数の資料がないですが、歳入としまして852万8,954円ということで、令和3年度よりも令和2年度のほうが歳入が多いという形になっています。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 確か令和2年はまだコロナだったかと思うので、その前の数字は分かりますか。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 すみません、ちょっと過去3年分の資料しか持ち合わせていないもので、令和元年度以前の資料については、またご提出させていただきたいと思いま

す。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 その根拠が何かというのが知りたいところなのです。多奈川線の減便による、バスの増便が影響しているのかと推察しているところなのですが、それがそうなのかどうかというのをお聞きしたいと。それ以外の要因もあれば、教えていただきたいというところであります。

続きまして、10ページの母子保健対策強化事業補助金というのがあるのですが、これは令和5年度と比べると減額になっています。その要因というのを教えていただきたいと思います。

坂原委員長 川井副理事。

川井しあわせ創造部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

減額理由といたしましては、この母子保健対策強化事業補助金は、令和5年度は3歳6か月の屈折検査導入のための機械の購入、あとは母子手帳アプリの導入を行っておりまして、その分を合わせますと88万7,000円となるんですが、今年度につきましては、機械の購入も終わりましたし、母子手帳アプリの運用に係る委託料のみとなってくるので、13万2,000円となって減額となっております。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。それは結構です。

続きまして、13ページの屋外広告物条例事務処理委託金です。これがよく分からないので、説明をお願いしたいと思います。

坂原委員長 答弁をお願いします。竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの松尾委員の質問にお答えさせていただきます。

屋外広告物許可手数料といいますのは、平成24年1月1日から大阪府の移譲事務としまして岬町のほうで実施している事務でございまして、それに伴って件数によって手数料が振り込まれるということになっております。

令和6年度につきましては、3件の事務手数料としまして3万8,000円

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 屋外広告物条例事務処理委託金20万円の分につきましては、岬町内の電柱、フェンス、カーブミラー等の違法広告物の撤去を年に2回行

っております。実績報告をしまして、委託金として入ってくるものです。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。そうしましたら、同じページのペットボトル売払代金に係るところでお伺いしたいのですが、前年度より上がっています。歳入が増える形にはなろうかと思うのですが、機械が直ったのか、直っていなかったらいつ直るのかというのをお聞かせいただきたいと思います。多分圧縮梱包機が壊れていたと思うのですが、それが直ったのか、いつ直るのかというのを教えていただきたいと思います。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの松尾委員の質問にお答えさせていただきます

以前から故障しておりましたプラスチック梱包機の修理につきましては、今年当初からという予定でしたが、ちょっと部品等の調達が困難ということもありまして、2月下旬から再稼働させていただきまして、今現在処理をしているところでございます。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 昨年度は多分検査の予算が入っていたと思いますし、今年は見当たらなかったのですけれども、故障のないようにお願いしたいと思います。

続きまして、14ページの一番上、収入印紙売払収入というのがあります。これは大幅に増えているというか、そうなっているんですね。倍以上になっていますが、この理由をお示しいただきたい。その下の収入印紙売払手数料も同じく増えているんですね。これと多分関連していると思うので、お願いしたいと思います。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 松尾委員の質問にお答えいたします。

収入印紙売払収入についてですが、令和5年度から2倍ぐらいになっているということなのですが、令和5年度から海外へ行く方も増えまして、令和5年度は9月に補正予算を計上させていただきました。令和5年度は当初277万6,000円で、9月補正で252万6,000円補正しまして、合計530万2,000円の予算を計上しまして、それに対して今年度も大体同じぐらいか少し増えるのかなというところで、令和6年度の予算を計上させていただいております。

坂原委員長 ほかに質疑はございませんか。谷地委員。

谷地委員 私のほうからも幾つかありまして、まず、9ページの学童保育保護者負担金と学童保育おやつ代等、こちらは学童保育利用者さんの負担金というところになっていると思うのですけれども、やはり学童保育はニーズが高まっていて、どんどん利用者が増えているというところに伴って、令和6年度の各学童保育の利用者数の定数と見込みについて回答をお願いしたいと思います。

あと、これは資料請求になるのですけれども、過去3年間、令和3、4、5年度の各学童の利用者数。

それともう一つは質問なのですけれども、以前は保育所に入れない待機児童というところが社会問題になっていたのですけれども、今は学童に入られないというのが社会問題になっている状況なのですけれども、令和5年度は希望の学童に行けなかったお子さんというのはいらっしゃったのか、これについてまず学童部分でお伺いしたいです

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 谷地委員のご質問にお答えいたします。

今現在の令和6年度の見込み数ですが、淡輪学童におきましては142名、深日学童におきましては35名、合計177名のご登録がある状況です。

その後、令和5年度に学童に入られない子どもがいたのかっていうご質問ですが、令和5年度がすごくニーズが高まりまして、一時的に、夏休みぐらいになるんですが、1名のお子さんに関しましては深日学童に入室いただいた経緯がございます。それは夏休みだけ利用のお子さんでした。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 先ほど令和6年度の見込み数ですが、これは定数のほうも回答をお願いしたいです。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 谷地委員のご質問にお答えいたします。

定数のほうですが、淡輪学童保育で90名、深日学童で45名としております。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 確認なのですが、淡輪学童は定数90人に対して見込みが142人。多分、登録はしているけれども、実際毎日利用する方が恐らく90名いないだろうという

ところで試算されているということよろしいですか。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 谷地委員のご質問にお答えいたします。

谷地委員のおっしゃるとおりでして、定数のほうは90人ですが、お申し込みいただいている数が142人ということになっています。

極端な話ですが、登録はされているけれども、1年間一度も使わなかったという児童の方もいらっしゃいます。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 続いて、同じ9ページの児童発達支援事業利用者負担金。児童発達支援事業というのが具体的にどういった事業なのかというのと、あとはその利用者数とかも分かれば教えていただきたい。

あと、同じ9ページで、これは先ほど早川委員からも質問があったところなのですが、先ほど一時預かり事業保護者負担金に関連して、先ほど実際の利用者数とリピート者数の回答をいただきましたけれども、令和6年度がどれくらいの利用者を見込んでいるのかという部分と、あと令和5年度についても実際何枚配布されて、そのうちの26名ということなので、配布枚数も教えていただきたいです。まずそこまでお願いします。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 谷地委員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、児童発達支援事業利用者負担金ですが、こちらのほうはこぐま園を利用されている方の負担金となっております。今現在4名利用されておりました、3歳から5歳に関しましては幼児教育無償化の際に無償となりまして、1歳から2歳のお子さんに関してかかっている分になります。令和6年度におきましても4名利用する予定であります。

続きまして、一時預かりにつきましてですが、令和6年度の見込みですが、金額といたしまして14万1,200円、この根拠が、令和5年度の上半期4月から9月利用された方の場合を計上しているという状況でございます。

クーポンの配布ですが、1人当たり4枚配布しております。3か月に一度使えるように、混雑しないように期間を設けて、1人当たり4枚利用できるようにしております。対象が1歳からになりますので、途中でお誕生日をお迎えの方には

関しては2枚とか、そういう状況もございます。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 この場合については、先ほどの回答で理解できたのですが、一時預かり事業に関しては先ほど、見込みは令和5年度の4月から9月の利用者数で算出したということなのですが、実際にその何人とか、何回利用を見込んでいるかというところと、あと先ほどの配布枚数も1人4枚、人によってはその枚数が違うかもしれないということなののですが、実際どれくらい利用されたのかが知りたいので、何名に配布されて、結果26名だったかという、そこを教えてください。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 谷地委員のご質問にお答えいたします。

見積み人数ですが、令和6年度に関しましては154名を見積みっております。クーポンですが、105名に配布させていただきまして、そのうち26名が利用されたということです。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 令和5年度は、恐らく4人に1人ぐらいが無料クーポンを利用されたということかと思うので、この取組は、子育て世代にとっては非常に良い取組だと思うので、令和6年度も引き続きお願いしたいと思います。

続いて、同じ9ページの保育所保育料、これは実際保育所に通われる方の費用だと思うのですが、実際淡輪保育所はかなり人数が増えていて、特に低年齢化しているというふうにお伺いしているので、令和6年度の各保育所の各年齢の入所予定数が分かれば教えてください。

これについても資料請求をさせていただきたいのですが、令和3、4、5年、過去3年間分の各年齢、各保育所の園児数、これは資料請求になります。

まず、令和6年度見込みの回答をお願いします。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 谷地委員のご質問にお答えいたします。

令和6年度4月1日見込み数ですが、順に申し上げます。

淡輪保育所0歳児8名、1歳児18名、2歳児26名、3歳児26名、4歳児22名、5歳児29名、計129名です。

深日保育所です。0歳児0名、1歳児8名、2歳児7名、3歳児9名、4歳児8名、5歳児10名、計42名です。

多奈川保育所、0歳児1名、1歳児3名、2歳児4名、3歳児5名、4歳児1名、5歳児2名、計16名です。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 やはり淡輪保育所は結構0歳児から入られているお子さんも多いみたいなので、あとは保育士さんを常に募集されているみたいなので、ここを引き続き積極的に採用いただいて、お子さんを預けやすい、また、保育環境の充実というところに取り組んでいただければと思います。

続いて、同じ9ページ、コミュニティバス運賃に関して、先ほど瀧見議員や松尾議員からも質問がありましたけれども、私からは、令和5年10月から定期券を販売していると思うのですが実際今までの定期券の販売枚数がどれくらいかというところと、あとは、令和6年度には販売をどれくらい見込んでいるのか。

あと、私はこれを公共交通会議で終わった後にお聞きして、販売枚数が伸びていないと聞いているので、令和6年度に販売枚数を増やすために、こういった周知方法を考えていらっしゃるのか。こちらについてお願いします。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 谷地委員の質問にお答えさせていただきます。

定期券販売から現在の販売枚数につきましては、9枚となっております。来年度につきましては、一応この10月から始めまして5か月間で9枚ということで、大体月2枚程度ということで今現在予測しておりまして、大体20～30件程度と来年度は予想しております。

販売枚数の啓発につきまして、今、定期券は通学と通勤の方のみの販売となっておりますので、当然、バスに乗っていただいている方に周知させていただくために、バスの中に啓発とか、あと、新たに中学生になられたお子さんとかに学校等を通じて、また広報等して、販売促進をしていきたいと思っております。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 先日、お伺いしたときでは3枚と聞いた記憶があったので、そこから何か大分、伸びたかと思うので、これも住民さんの要望からできた仕組みなので、積極的に広報活動をしていただいて、利用していただくように取り組んでいただければと

思います。よろしくお願いします。

引き続き、9ページの窓口手数料、こちら、555万6,000円、これ、令和5年度当初予算よりも少し減額しているのですけれども、これ、気になるのが、まず、間もないのですけれども、2月13日からマイナンバーカードを利用したコンビニ交付を実施していると思うのですけれども、少ない期間なので、集計、取れているのか分らないのですけれども、今現在で、どれくらいコンビニ交付の利用実績があるのかというところと、あとは、この収支に影響する部分になるのですけれども、令和6年度は、じゃあ、このコンビニ交付というところ、これ、どれくらい見込んでいらっしゃるのか。こちらについて回答をお願いします。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 谷地委員の質問にお答えいたします。

コンビニ交付の実績なんですが、令和6年2月13日から2月29日まで、17日間の実績になりますが、全ての証明書を合わせて124通の発行がありました。

そして、窓口手数料においてコンビニ交付、どのくらい見込んでいるのかということですが、証明書を取得される方のうち30%の方がコンビニで取得されると見込んでおります。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 まず、一旦、ちょっと9ページのところまでお伺いしたので、9ページの放置自転車等移動保管手数料、こちらに関連して、放置自転車、これ、令和5年度、どれくらいの台数、あったのかというのと、結構、各駐輪場で放置自転車と思われるものが見受けられるので、定期的に巡回して回収されていると聞いているのですけれども、この対策、放置自転車に対する対策というのは、どういうふうに捉えているのかをお願いしたいです。

それと、同じ9ページで、飼い犬登録等手数料が597、これも令和6年度、どれくらいの登録を見込んでいるかというのと、あとは、これ、令和5年3月議会とか、あとは地域防災計画策定のときに、早川議員からも要望があったと思うのですけれども、ペット同行避難とかペット同伴避難というところが要望されている中で、多分、犬以外のペットもいると思うんですね。それについて何か把握されているのか分れば、お願いします。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの谷地委員の質問にお答えさせていただきます。

放置自転車につきましては、令和5年度につきましては、年度途中ですので、まだ実績はちょっと出てないんですが、令和4年度につきましては、バイクが2台、自転車が1台ということになっております。

それと、あと、撤去とか放置自転車について、どのように対策をしているのかということでご質問だったんですけども、職員のほうで巡回等をしまして、放置自転車等があれば撤去して、岬町役場のほうに撤去した自転車を管理するということになっております。

次に、飼い犬の登録なんですけども、令和6年度につきましては、令和2年度から4年度の平均としまして、歳入を見込んでおります。

ほかのペットについての、把握してるかということなんですけども、今現在は、そのペットにつきましては、犬の登録、また注射済み票の交付等でしか生活環境課のほうでは把握できておりませんので、以上です。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 先ほどの飼い犬の登録手数料、これ、令和2年度から4年度までの平均で算出ということですけど、件数という形での試算ではないということですかね。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいま谷地委員の質問にお答えさせていただきます。

当然、件数によって歳入を算出しております。

令和2年から4年の平均につきましては、新規登録は66件で、注射済み票の発行が634ということで考えております。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 委員会資料の9ページの、上から2つ目と3つ目の学童保育に関わってお尋ねしたいと思います。

先ほど来、様々な質疑も行われておりますけれども、来年度の予算と、それから今年度の予算を見比べたときに、保護者負担金もおやつ代も引き上がっているんですね。ということからすると、利用が増える見込みだと考えていいのか、ただ、保護者の負担金で言いますと、一定の減免制度もありますので、所得の変化によって収入が変わってくるわけですね。ですので、来年度について、どうい

った理由で増額ということになっているのかお聞きしたいということが1点目です。

それから、もう一点、先ほど谷地委員のほうから、令和6年度の予定ということで、来年度の学童保育の利用者数についての見込みのお答えがありました。

それで、その議論の中で、特に淡輪学童ですね、定数が90に対して登録は142と。それから、ただ利用の実態としては定数内に収まっていることが多いような感じの印象を受けたのですが、それを事実として、そういうふうなことに、ここ最近もなっているのかということについてお聞きをしたいと思います。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 すみません、ちょっと訂正、お願いしたいんですが、先ほど谷地委員のご質問で、定員数を聞いていただいたかと思うんですが、深日学童保育室のほうは、定員のほうは、すみません、30名です。訂正のほう、お願いいたします。すみません、中原委員のご質問にお答えいたします。

学童保育の保護者負担金等おやつ代の増額についてですが、こちらのほうは、4月から10月までの令和5年度の実績の数で算出させていただいてますので、実数に伴って算出させていただいているというところです。

で、90名、超えているというところですが、夏前に90名、超えた日が数日ありましたが、それ以降は90名以内になっています。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 学童保育のことについては、一般質問でもお尋ねさせていただいてきました。

それで、この登録が142という見込みということなのですけども、来年度、これは新1年生になる子どもたちも含めて、そういった見込みということだと思うのですよね。

私、前にも言いましたけれど、登録をしているということは、いつ利用してもらってもいいということになるわけですよね。それで、142人の登録ということになった場合に、例えば学童保育室の個人の荷物を入れるロッカーがありますよね。それが全員分、用意できるのかとか、その辺りも心配になったりするのですが、その辺りはいかがかということと、それから、以前、3クラス編成にしたと、淡輪保育所については。そういったことをお聞きしましたけれども、今も3クラス編成で運営をされているのかお聞きしておきたいと思います。淡輪学童で

す。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

ロッカーのほうは、人数分ご用意しております。

クラス数ですが、今年度は3クラスで運用のほう、させていただきまして、来年度からは3単位で進めさせていただきたいと思ってます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 3クラスと3単位は違うのですか。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

すみません、ちょっと混同するような発言になりましたが、3クラスということで、規則改正のほうもいたしまして、補助金のほうも支援数が3単位っていうふうにさせていただいております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 3単位ということにしますと、例えば、学童保育の支援員の確保とか、いろいろご苦労もあったところかと思いますが、実態に見合った形で運営をされているということは、努力しておられるなと感じてお聞きしました。

それで、ロッカーの数なのですが、人数分、確保できているというふうに、先ほどお聞きしました。

学校の教室を使っているので、既存のロッカーを使っているのかと思うのですが、その教室には、1クラス当たり幾つのロッカーがあるものなのでしょうか。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 中原委員のご質問にお答えします。

すみません、1クラスに幾つあるというのはちょっと把握できてないんですが、3段ボックスを一つずつ個人に一つ充てております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 私も現地の状況を見ていないので、よく分かりませんが、3段ボックスを設置して利用していると。もともと教室にあるようなロッカーを使っているわけではなくてということでしょうか。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 中原委員のご質問にお答えします。すみません、既存のロッカーももちろん使った上で、足りない分は3段ボックスを活用しています。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。恐らく既存の学校に設置されているロッカーでは、この142人という淡輪学童の数を考えたときに、恐らく足りないのだろうなと思ったので、足りない分を3段ボックスを設置して、142人、なかなかないのでしょうか、みんなが利用したいときにも、きちんと備えをしていると、そういった努力は評価したいと思います。分かりました。

引き続き、この学童保育の運営は、まずは指導員の確保が非常にご苦労なところだと思いますし、実際の運営も本当に大変だと思いますので、努力を引き続き、していただきたいと思います。

同じ9ページの保育所保育料、ちょうど真ん中の少し下辺りにありますが、保育所保育料についてお尋ねします。

この来年度予算の計上についても、今年度予算と見比べたときに増えているのですが、これも先ほどの学童のように、実績に基づいて計上されているものと理解していいのかお尋ねいたします。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 中原委員のご質問にお答えします。

委員のおっしゃるとおり、今年度の予算ですが、令和5年度10月時点で、保育料のかかっている児童40名について計上させていただいています。

前年度につきましては、同じ時点で32名でした。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 40人に増えたんですね、昨年10月時点で。

年齢の小さいというか、0から2歳児の課税世帯のみが、現時点では保育料がかかるということになっていますので、低年齢化しているというふうにいるのか、年齢の小さい子どもたちが増えているということを表していると理解をいたしました。

また、この0から2歳の課税世帯については、2分の1減額という思い切った取組で岬町では初めてですね。だから、私は減るのかと思ったんですよ、保護者

からお預かりする保育料がね。だけど、そういう取組をしてもなお、それを上回る保育ニーズがあるということなのかなというふうにも感じました。

引き続き、この0から2歳の課税世帯ですね、2分の1減額という取組をなさっていますけれど、本当に意欲的だなと思うのですけれど、さらなる充実を求めておきたいと思います。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 令和5年度から保育料を半額にしていますので、前年度の分も半額の金額になっています。補足させていただきます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 ご説明ありがとうございます。そうでしたね。

それから、先ほどコミュニティバスの運賃のところで質疑がありまして、確認なのですが、瀧見委員に答弁をされた過去3年分の金額は、決算の額なのか予算額なのか、念のため確認をさせていただきたいと思います。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどご説明させていただきましたのは、決算額でございます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 コミュニティバスの定期についても、お聞きしたいと思います。

先ほど、販売枚数が、現時点で、今年度については9枚ということでした。その内訳というか、通学と通勤がそれぞれ何枚かというのを参考までにお聞きしたいと思います。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの中原委員の質問にお答えさせていただきます。

通学につきましては5件、通勤につきましては4枚です。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 歳出でお聞きしようかと思っていたのですが、既にもう始めているのでね、なかなか途中で変えるというのもどうかという気もするのですが、割引率をもう少し上げたほうがいいのではないかと私は思ったんですね。

案外、ほかの、例えば電鉄会社とかが取り組んでいるような定期券と比べてみると、お得感ですね、少し割引率については少し低いのではないかなというふう

に、私は個人的に思っただけです。

何回利用すればペイできるかというね、そういうやつ、ありますけれど、そこをちょっと比較したときに、ややお得感が薄いのかなという気がしましてね、それでも一定の販売枚数があるのだなということを感じて見せていただいているのですが、今後、もしも販売が振るわないと言ったら言い方が悪いのですが、何か改善が必要だというふうにお感じのようなことがあれば、価格の引下げですね、それも含めてご検討いただければいいのかなというふうに思いました。

坂原委員長 ほかにございませんか。松尾委員。

松尾委員 先ほど、学童保育のことで、様々、回答がありましたが、私もつい最近というか、本当に数日前にも、スタッフのことで大変だということを、今の現状をお伝えいただいた方がいらっしやいましてね。今後、学童保育は需要も高まってくるのかなというところで、どう確保していくのかというところであったりとか、あと、今の現状を考えた上で、町としてどういうふうに対策していくのかなというのも、いま一度、ご回答いただきたいと思います。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 松尾委員のご質問にお答えします。

学童保育運営に当たりましては、この人材確保がすごく大変なところではあるんですが、今現在、ホームページとハローワークのほうで募集していただいている状況と、あと、子ども子育て会議の教授等にはお声をおかけして、和歌山大学のほうでも皆さんに声をかけていただいている状況でございます。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 本当に心配しているところなのでね、私もスポーツの分野で、そういう大学との連携はどうか、指導者として、連携はどうかというところも提案してさせてもらっているところなので、ぜひ、大学関係であったりとかのところにお声をかけてもらって、学生が関われるような環境づくりというのを考えていただければと思います。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 私のほうから追加で、まず、13ページ。こちらのペットボトル売払代金、ここに関連して、先ほど松尾議員から圧縮梱包機の話があって、既に2月下旬から

稼働されているという回答をいただきましたけれども、これ、令和5年度の当初予算、87万4、000円から今回、当初予算は121万円という形で結構増えているのですけれども、これは、売却の単価が増えたのか、それとも売却見込み量が増えたのか、こういった要因で今回、昨年度より増えている形で計上されているのかという部分、1点と、あと、はペットボトル以外に資源ごみ回収しているところで、プラスチック製容器包装もあると思うんですね。

先ほどのお答えだと、2月下旬からもう圧縮梱包機、再稼働されているということなので、令和6年度は、このプラスチック製容器包装についても資源ごみとして売却できるのではないかと思うのですけれども、これが計上されていない理由はなぜかというのと、あとは、段ボール・雑誌・新聞、古着、これ、市にごみ回収されていると思うのですけれども、これも売却代金が計上されていないのはなぜかという部分について教えてください。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの谷地委員の質問にお答えさせていただきます。

ペットボトルの売払いにつきましては、3か年の平均によりまして、処理量の増加ということで考えております。

あと、プラスチックの容器梱包のほうなんですけれども、こちらは一応、6年に、2年から4年の実績平均で出しておりますが、今現在、先ほどもちょっとご説明させていただいたんですけれども、大体1か月に1回か2か月に1回ぐらいの予定で売払いをしていくということなんですけれども、ちょっとその部分が、試算がちょっとできなかったもので、今回、ちょっと歳出歳入の予算を組ませていただけていない状況でございます。

あと、新聞・雑誌につきましては、今現在、特別に集めてるピット、新聞を置いていくスペースの問題で、現在、今、紙も一緒に処理しているということでございます。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 2点、確認させてください。

先の回答だと、プラスチック容器包装については、圧縮梱包機が故障していたので、予算を試算するに当たっての、多分データがなかったから試算できなかったという回答かと思うのですけれども、先ほどの新聞・雑誌については回答だと、

ピットのスペースの問題で、今は、これは資源ごみとして売却しているのではなくて、これは普通に燃やしているということをおっしゃっているのですかね。回答、お願いします。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの谷地委員の質問にお答えさせていただきます。

現在、収集等の問題で、新聞も雑誌も一様に可燃ごみのほうに出されている方も多い状態で、現在、売払いの代金については、3か年の平均で、0ということになっております。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 もう一度お伺いしたいのは、収集の問題でとおっしゃられましたけれども、多分、可燃ごみと同じ日に、確かに段ボールと新聞・雑誌って、収集日、一緒だと思っうんですね。でも、それは、住民さんは、多分きちんと分けて出していると思っうのですけれども、それが結局、一緒に燃やされているという理由にならないと思っうのですが、この辺がどういった問題によって売却されていないのかというところの明確な回答をお願いします。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 谷地委員の質問にお答えさせていただきます。

新聞・雑誌なんですけども、一応、今、新聞とか雑誌とかが混在している状態でございまして、それを仕分けて資源にするっていうのが、今現在、ちょっと難しい状態になっておりますので、焼却させていただいてるということになっております。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 今の回答だと、新聞・雑誌が、住民さんが、やはり混在して出しているから、そうすると、仕分けない限り売却ができないから、そういったものに関しては、やむなく焼却しているという回答だと思っうんですね。

段ボールについては、どうなんですかね。あと、古着。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの谷地委員の質問にお答えさせていただきます。

段ボールにつきましても同様に、紙と雑誌とか混同しているところが多々見受けられまして、そういった観点から焼却させていただいているということになっ

ております。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 私が、段ボールと新聞・雑誌が混在してというのが、あまりイメージができないので、これ以上、いろいろお聞きしてもあれかと思うのですけれども、実際、きちんとやっている住民もいらっしゃると思うんですね。多分、資源ごみとして分けて出してくださいねと言われているので。そこに対して、やはりきちんと分別されていないという課題があるのであれば、それはまた住民さんにきちんとお伝えして、協力を仰がなければいけないと思っていて、そういったところがなく焼却しているというのは、ちょっと正直、どうかなと思います。

やはりこの資源ごみ回収に関しては、住民の協力は絶対必要なもので、でも、そのためには、現状とか、やはり協力というところをもっと積極的にお願いしない限りは、多分うまくいかないと思うんですね。

これは、私、議会の場でもさんざん言わせてもらっていますけれども、この点に関しては、きちんと啓発等々を行って、きちんと住民さんに資源ごみ回収、協力していただいて、きちんと売却できるものは売却するというところで可燃ごみを増やしていくという、これについてはしっかりと取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

これはあくまでも要望としてお伝えするしかないもので、そこをしっかりとやっていただきたいというところで、次の質問に移りたいのですけれども、13ページ、雑入の住民課、ここのコピー代金が今回、5万4,000円ということで計上されていますけれども、令和5年度当初予算、これ、1,000円だったんですね。これが大幅に増額になっている理由は何かなと。コピー代金が増えているというのは、少し違和感があったので、それをお答えいただきたいです。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 谷地委員のご質問にお答えいたします。

コピー代金につきましては、多奈川郵便局にマルチコピー機を設置しましたので、そちらでもコピーの利用があると見込みまして、予算を増額しております。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 コンビニ交付に伴って、多分、マルチコピー機、入れられたという、この件ですよね。理解しました。そこで通常のコピーもされるだろうというところで。

最後に2点、14ページ。令和5年度の当初予算に計上されていたのですけれども、保育所副食費負担金、これがなくなっているのはなぜかというところと、同じ14ページで、これ、高齢者保健事業委託事業収入、これ、989万6,000円、これ、新たに追加された項目だと思うのですが、この内容を教えてください。

坂原委員長 堤課長

堤子育て支援課長 谷地委員のご質問にお答えします。

副食費の負担金が、令和6年度予算にはない理由といたしましては、この副食費の負担金を支払っていただくのは、町外から通われている児童で、3歳から5歳児の児童に関係するもので、予算を上げさせていただくときには、そのお申込みがなかったという理由です。

坂原委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 谷地委員のご質問にお答えいたします。

高齢者保健事業受託事業収入としまして、989万6,000円、計上させていただいておりますが、こちらにつきましては、大阪府後期高齢者広域連合より委託を受けている高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に係る受託事業費でございます。

これについては、市町村の実情に応じて一般会計または特別会計に組み入れることとして差し支えないとされておりまして、このたび、インボイス制度の関係により、特別会計では課税事業者として消費税の申告が必要となりますが、一般会計に係る業務として行う場合は、消費税法の規定は適用されないことから、財政担当と協議を行いまして、当該受託収入に係る消費税の申告を要さない一般会計繰入れとしたものでございます。

坂原委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

瀧見委員。

瀧見委員 ちょっと1点、聞き忘れたので、お願いします。

10ページ、国庫支出金の枠の中で、上から9行目、障害者自立支援給付費負担金、2億5,284万4,000円、これはたしかご説明のところで、国が2分の1を負担し、府が4分の1、町が4分の1を負担される、そのうちの4分の1が、11ページの府支出金の障害者自立支援給付負担金、1億2,642万2,

000円だったと思うのです。違ったら言ってください。

実際、これ、金額を積算していくと、5億円近い金額になってくるのですけれども、実際、この障害者自立支援給付費、これは実際どのような活動をされて、どのような負担金になっているのか説明をお願いいたします。

坂原委員長 南副理事。

南しあわせ創造部副理事 瀧見の委員のご質問にお答えさせていただきます。

ご質問の障害者自立支援給付費負担金ということで、こちらの事業内容ということですが、こちらにつきましては、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスというのがございまして、主だったものとしましては、ホームヘルプとか施設入所などの介護給付であるとか、就労支援などの訓練等給付に使う、いわゆる障害福祉サービスと、もう一つ、身体障害者の方への補装具の給付、そういった事業をこちらの支援負担金を活用して行っているものでございます。

負担割合につきましては、瀧見委員、おっしゃるとおり、国のほうが2分の1、で、大阪府のほうが4分の1、で、町が4分の1という形の負担割合ということになっております。

坂原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 ありがとうございます。結構です。

坂原委員長 ほかにございませんか。中原委員。

中原委員 委員会資料13ページと言うべきか、先ほどペットボトル売払代金のところから始まって、廃プラスチックの圧縮梱包機が2月の下旬から再稼働していたというね、それについて、その再稼働したということについて、何らかのお知らせを住民の皆さんにされたのでしょうか。

それから、先ほど谷地委員がお尋ねになっていた新聞・雑誌・段ボール、谷地委員は、やむなく売却しているのでしょうかねと、優しい人だなと思い聞いていたのですけどね、そうなんですか、実態は。どうなんですか。もうきちんと分けられて出されているけれど、全部燃やしているというのが実態ではないのですか。ちょっとさきほどのやり取りを聞いていて、何か疑問を持ちましてね、お尋ねをするものです。

坂原委員長 答弁を求めます。竹原課長。

竹原生活環境課長 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、新聞・雑誌なんですけども、先ほど谷地委員にもご説明させていただきましたが、どうしても雑誌とか新聞とか段ボールとか、混在されている部分が多いので、どうしてもちょっとその選別に係る作業にかかる職員もいてませんし、やむなく焼却させていただいている部分でございます。

また、プラスチック梱包機の再稼働につきましては、すみません、住民の皆様にお知らせできておりませんので、早急に住民の皆様にお知らせできるよう対策を講じてまいります。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 圧縮梱包機のことですけれど、最初の頃は、短期間とまでは言いませんが、自分とてためておいて、何とか置いておこうというふうにしておられた方が、また延びて、また延びてという情報を知って、もう、とてもためておけない、中原さん、廃プラスチックのごみ、出せるようになったら教えてねと言われていたのですよ。

それを、実は既にちゃんと圧縮梱包機が直っていたっていうことを今、私は知って愕然として、ああ、今日分かりましたと言って報告しようかと思うのですが、やはり逐一お知らせいただきたいと思います。

少なくとも私ども議会には教えてほしいと思います。

それから、住民の皆さんにも、ぜひ、できるだけ早くお知らせをしていただいて、少なくとも私はね、廃プラスチックの回収の日には、もうごみを出さないようにしていたからね。出しても、ただ単に燃えるごみに入れられるだけなのだと、焼却炉に放り込まれるだけなのだと思っていたのですからね。だから私の再資源化が非常に遅れてしまったわけですよ。

次からまた再開したいと思いますが、そういうことだと思うんですよね。やはり広く住民の皆さんに再資源化を呼びかける、焼却炉の延命にもつながる。燃えるごみを、燃やすごみを減らすということは、CO₂の削減にもつながる、そういう担当ではないですか、あなた方のところはね。なので、ぜひ、そういう問題意識を持って取り組んでいただきたいと思います。

それで、さきほどはちょっと、やむなくというようなことで、新聞・雑誌・段ボールですね。事情は分からないでもないんですよ、大変ですからね、分別をして売却する、それぞれの単価が違うのという問題がありますので、理解はでき

ますけれど、結局のところ、幾ら分けて出してあっても、混在していても、していなくても、きっちり分けてあったとしても、それは焼却しているということなのですね。ちょっとはっきり教えてください。さきほどの答えだと、きちんと分けてくれている分は再資源化できているとも聞こえてしまいますよ。ちょっとそこはどうなんですか。はっきりと答えたいと思います。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

実際、中原委員、おっしゃるように、収集の段階で混在しているのはたしかでございまして、多少きっちり分けられている部分もありますが、そちらについても、ストックヤード的なところが今現在、ちょっとございまして、その観点から、今現在、焼却をさせていただいているという状況でございます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 今現在は、幾ら分別して出されていても、全て焼却されているというお答えだと思います。

それで、何か今はみたいな感じの言い方をしておられて、置いておく場所がないという意味だと思うのだけど、ストックヤードがないのでということで、いつかまでの時点では、全て焼却をせずに、再資源化できるものは再資源化していたというようなことがあったのですか、それとも、これまでずっと、実は、全部燃やしてたということなのですか。ちょっと教えてほしいです。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの中原委員の質問にお答えさせていただきます。

令和2年度につきましては、売却益もございまして、その部分で、その時点につきましては、ストック、ありまして、処理業者が取りに来ていただいたんですけども、この3年、4年につきましては、処理業者が収集に来ていただけない状態でありまして、その部分で、収集したものをピットの前に置いておくというスペースがございましてしたので、3年・4年につきましては、売却をできなかったという現状でございます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 今後、どうなさるのですか。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 今、課長が説明したように、令和2年につきましては、7,270キログラム、単価としまして、キロ1円で販売しておりました。3年・4年につきましては、キロ単価が、引取りに来ていただくので、売払額がなくなったので、もう取りに来ていただいても売れないことから、取りに来ていただくよりも、燃やそうということで、美化センターの職員が燃やしているということは聞いております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 令和2年度、2020年度は売却益があったということで、そこまでは継続して収集業者といいですか、業者さんに来てもらって、量に応じて売却益があったと。今、辻里総括理事のお答えだと、令和3年度・4年度については、要は来てもらってもお金にならないということになったという意味なのですか。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 売払い単価が、今までキロ1円でしたが、キロ、0円となったことから、もう業者のほうに来ていただかないようになったと聞いております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 今もその状態なのでしょうか。これは、需要と供給のバランスでね、単価当たりの金額というのは決まるわけですね。今もやはり0円が続いているということなのですか。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 キロ0円ということで、私のほうから美化センター職員には、分別してピットの外に置くようにとは指示はしております。ところが、売上げの業者が、単価がキロ1円ということで、今のところ、美化センターの職員は出していないと聞いております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 ということは、分けて置いている場所があるのですね。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 ピットの横にスペース的には置ける所が、あることはあります。そこへ一時置いといて、今は燃やしているということです。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 担当課のお二人のね、答弁がずれる・食い違う、何と表現したらいいのか、そういうことのないように、まずはしていただきたいと思うんですね。

最初の説明では、混じって出しているから、燃やしていると言っていましたよね。ところが、今、聞いた理由は、全くそれとは違う答えですよね。要するに、売れないから、お金にならないので、もう業者に来てもらっていないということですね。何でこういう食い違いになってしまうのでしょうか。そういうことがないようにしていただきたいと思うんです。

もしかして、両方、理由だったらね、きちんと1回目のときに、こういう理由もあります、こういう理由もありますというふうに、きちんと全部言ってほしいとお願ひしておきたいと思うんです。

ただ、岬町は再資源化を進めようとしているわけですよね。CO₂の削減、そういうことを目標に掲げているわけですよね。ごみゼロを目指しているわけでしょう。ゼロカーボンシティ宣言、実質のカーボンゼロを目指すということを目指しているわけでしょう。それで、今、やっていることは、岬町の方針から見て、どうなのですか。何か反対のこと、やっているように感じるのですけれど、いかがですか。

坂原委員長 誰が答弁しますか。竹原課長。

竹原生活環境課長 中原委員の質問にお答えさせていただきます。

現在、中原委員、おっしゃったように、ごみの減量化に向けて、今、住民の皆様にもご協力いただいているところですが、ゼロカーボンシティというのは、住民の皆様ではなく、公共施設とか、そういった施設の中で、ゼロカーボンを削減を目指すということで、今現在、事務事業編のほうで考えておりまして、そういったことで、当然、ごみの減量化でCO₂削減とかいうことも、もちろん考えておるんですが、そういったことで、今現在、施策を進めておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

坂原委員長 理事者のほうで補足、ありますか。

辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 中原委員、おっしゃるとおり、ゼロカーボンということで、ごみの排出量の削減については、中原議員がおっしゃってるとおりです。私も、広報活動を行いまして、減量に努めてまいりたいと考えております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 総括理事がおっしゃったように、本当に進めていっていただきたいと思うんですけれどね、ゼロカーボンシティ宣言は行政が取り組むもので、ごみの減量化は住民の皆さんに取り組んでいただくって、これ、もう一緒なんですよ。同じことなんですよ。

例えば、行政としてゼロカーボンシティ宣言の実施の中でね、CO₂の削減ということは取り組まれるわけではないですか。目標にするわけでしょう。それで、CO₂の削減をするために、住民の皆さんに燃やすごみを減らしてくださいと、ぜひご協力くださいとお願いするわけですよ。

もう行政がとか、住民がとかいうふうに分けて考えていくものではなくてね、住民の皆さんにもご協力をお願いしながら、行政としては最大限の努力を行うという、一体となって取り組んでいかないことには、この気候危機は、もう本当に避けて通れない状況になっていますよね。

ですので、そこはちょっと、今のやり方、分別している住民の皆さんが見たらですよ、分別して出したのに、ごみを出したのに、再資源化になるだろうと思って出したのに、燃やされていたと聞くと、住民の皆さんは、とてもがっかりすると思うんですよ。もう協力する気がなくなると思うんですよ。また、行政の信頼の問題ですよ。だから、そういうことが、もうないようにしていただきたい。

それで、0円にしかないということではありますが、0円であったとしても、焼却するごみの量を減らすということが大事なのではないのですか。そこはどうなのでしょう。

坂原委員長 答弁を求めます。辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 中原委員のおっしゃるとおり、ごみの量を減らす、燃やす量を減らすようにしましたら、燃やすっていうのはちょっとどうかなという点もあります。

坂原委員長 はい、道工委員。

道工委員 ちょっと運営上でね、ちょっと昼休みに現場ともう少し調整していただいて、総括理事がおっしゃっていることと、課長の言うのと、ちょっとこういう違いもあるしね、我々、聞いてもらえませんわ。

それで、収集の段階ではね、段ボールとかでも分けて、上へ乗せていますよ。

一緒に放り込んでいないから、多分、分けていると思うんですね。その辺ちょっと、もう少し確認してから、昼からまた報告していただいたらどうですか。

坂原委員長 今、道工委員から提案がありましたが、理事者のほうはどうですか。それでいいですか。

辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 もう一度確認しまして、また報告させていただきます。

坂原委員長 中原委員、それでいいですか。

中原委員。

中原委員 私が手を挙げなくて済むようなご回答をいただければ、うれしいです。

坂原委員長 では、その件については、お昼からもう一度答弁いただくということで、それ以外について、ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑ないようですので、昼から続いて。何かありますか。

竹原課長。

竹原生活環境課長 先ほど松尾委員のほうからご質問いただきました令和前の乗客人数の件です。

令和2年度につきましては、10万5,690人、平成31年度につきましては、12万9,969人、平成30年度につきましては、13万654人となっております。

坂原委員長 お諮りします。暫時休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

坂原委員長 ありがとうございます。では、再開は13時といたします。よろしく願います。

(午前11時59分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

坂原委員長 では、午前に続きまして、会議を再開します。

冒頭、理事者から発言があります。

辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 中原委員の、午前中の質問の続きですが、美化センターに確認したところ、段ボール・新聞・雑誌類につきましては、ひもで縛ってとじて

いただいている分につきましては、無料で引き取っていただいております。それ以外の部分につきましては、混合ということで、可燃ということで燃やしております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 完全に分別して出していただいているものについては、再資源化ということがなされているということが分かりました。引き続き、そういった取組をもっと進めていく、出していただくときに種類が混ざらないように出してくれたら、地球環境に優しいですよというようなことを周知しながら、住民の皆さんとも力を合わせて、行政も二酸化炭素の排出削減に努めていただきたいと思います。お調べいただいて、ありがとうございました。

坂原委員長 歳入につきまして、ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

では、これで、一般会計歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出の審査に入ります。

なお、参考資料として配付しております本委員会所管内訳表を併せてご覧ください。

まず、総務費に入ります。

予算書66ページ、67ページの目6交通安全対策事業費、68ページ、69ページの目7企画費のうち、節12委託料(住民課分)及び76ページから79ページの項3戸籍住民基本台帳費をご覧ください。

質疑ございませんか。瀧見委員。

瀧見委員 2点、お願いいたします。67ページ、自転車用ヘルメット購入費補助金に關しまして、これは具体的に平たく言えば、町民の方が買い求められるときに、どういうアクションを取れば、補助金が交付されるのかというのが1点と、それと、69ページ、住民情報システム改修委託料、これ、一般会計補正予算(第10次)にあった住民情報システム改修委託料補正後の予算額が841万8,000円、これと同じだと思うのですが、補正後の予算額が841万8,000円に對しまして、3,367万2,000円、約4倍ほどですかね。4倍強になっている理由を教えてください。

坂原委員長 答弁をお願いします。竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの委員の質問にお答えさせていただきます。

岬町自転車ヘルメット購入費補助金ということで、令和6年4月1日以降に自転車用のヘルメットを購入された方について、上限2,000円として補助金を出させていただきます。

どのような手続が必要かと言いますと、ヘルメット購入に要した経費の領収証、購入費・商品名が記入されたものを持ってきていただいて、申請書に記入いただき、申請していただくということでございます。

坂原委員長 続いて、もう一点の答弁をお願いします。竹田課長。

竹田住民課長 瀧見委員のご質問にお答えします。

先ほどのご質問では、住民情報システム改修委託料3,367万2,000円の分のご質問だったかと思うんですけれども、こちらがデジタル推進課の管轄になりまして、その一つ上の戸籍電算化システム改修委託料のほうでよろしいでしょうか。

瀧見委員 そうしたら、もうそれで結構です。

坂原委員長 よろしいですか。

瀧見委員 ヘルメットのほうを聞かせていただいていいですか。

坂原委員長 はい。

瀧見委員 そうしたら、自転車ヘルメットのほうをお伺いしたいのですが、これは年齢に関係なく、岬町にお住まいの方でしたら、誰でも大丈夫ということなのでしょうかというのと、それと、領収証に期限等はございませんか。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの委員の質問にお答えさせていただきます。

未成年者の方がお買い上げいただいた場合には、保護者等というのは、保護者の方を成年後見人として、その方に申請していただくということになります。

期限につきましては、当該年度、来年度ですと、令和7年3月31日までに購入していただいた領収証と商品名を書いたものになります。

坂原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 新しい補助金制度だと思いますので、住民の皆さんのためにも、どうか頑張ってやってください。

坂原委員長 ほかにございませんか。早川委員。

早川委員 私からも自転車ヘルメット購入費の件で、先ほど瀧見委員から質問があった件で、購入費が4月1日以降ということでおっしゃられたのですが、予算は令和6年度で、それは4月以降というのは十分承知するのですが、中学校ですね、子どもがヘルメットを買う機会が多いのが、中学校の自転車通学の際に、ヘルメットを購入される、4月以降使用するためにね。

この購入、恐らく準備のために、恐らくほとんどの生徒さん、親御さん、3月中に購入されると思うので、領収の日付はどうしても3月中になるかと思います。その辺が、今の制度でいいですよと、入らないということなのでは、この辺、ちょっと検討の余地がないか、少しお伺いしたいと思います。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの委員の質問にお答えさせていただきます。

現在、ヘルメット購入の補助金の交付要綱を定めておりまして、その中には、6年の4月1日ってというのは、予算の執行が4月1日からになりますので、それに伴って、4月1日からということに、現在そういうことで定めさせていただいております。

3月中の購入についてもということなんですけれども、今のところ、ちょっと予算の関係上、4月1日からにさせていただきたいと考えております。

坂原委員長 早川委員。

早川委員 要望という形になるのですが、新年度、新たに令和6年度に通学するために買うヘルメットであります。ここはやはり令和6年度の予算内で、何とかね、括弧書きでもいいので、要綱に入れてもらえたら、子どもたち世代も喜ぶかなと思いますので、ぜひ、検討をお願いします。要望です。

坂原委員長 ほかにございませんか。谷地委員。

谷地委員 私のほうから、何点か質問させていただきます。

69ページの12委託料の住民課の戸籍電算化システム改修委託料、先ほど瀧見委員のほうで住民情報システム改修委託料、これが今回の補正予算と何が違うのかと質問がありましたけれども、デジタル推進なので、同じような観点で、この戸籍電算化システム改修委託料、こちらで今回の補正予算の改修内容と何が違うのかというところの確認をしたいと思います。まず、それをお願いします。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 谷地委員のご質問にお答えいたします。

この69ページの戸籍電算化システム改修委託料につきましては、振り仮名の関係のシステム改修ではありませんでして、自治体システム標準化に向けた改修委託料になります。

現在、自治体が使用する情報システムは、自治体ごとに独自の情報システムが導入されており、他の自治体と情報共有や情報連携が難しいという課題があります。これらを解決するために、各自治体が使用するシステムに対して国が一定の基準や規格を設け、統一的な取扱いを促進し、令和7年度末までに全ての市町村が標準システムを導入して利用できるようにすることが義務化されました。

令和6年度の改修内容としましては、国が示す標準システムに適合するように、現行の戸籍システムのデータを整理します。

例えば、現行システムでは保持していないが、標準システムでは必須となる項目を追加したり、現行システムと標準システムで項目の文字数に差異がある場合に、標準システムに合わせるなど、標準システムへ移行するに当たり、足りてない項目の見直し作業を行うこととなります。デジタル基盤改革支援補助金の補助対象となっており、補助率は10分の10です。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 標準化システムに適合できるようにシステム改修というところで、細かいところの説明、ありがとうございます。理解しました。

これに付随したところの質問になってくると思うのですが、79ページ、ここにも12委託料で戸籍電算化システム改修委託料163万4,000円とあるのですが、これも何か同様の標準化に伴うところなのかという部分と、あとは、これ、全体的なところに関わってくるのですが、79ページの12委託料のところ、住民基本台帳ネットワークシステム機器保守委託料と住民基本台帳ネットワークシステム機器リース料、これが新たに、大幅に金額が令和5年度から変更になっていると、これは新たに追加されていますね。これも今回の改修に伴うところなのか。使用料・賃借料の部分も、令和5年度から大分、値段とかが改定されているのですが、これも今回の補正予算での改修とか、その辺に伴う部分によるところなのかという部分の回答をお願いします。特に戸

籍に関しては、多分クラウドを使うというところの使用料、かかっているので、その辺について、分かる範囲で説明をお願いします。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 谷地委員のご質問にお答えいたします。

まず、戸籍電算化システム改修委託料163万4,000円についてですが、こちらは先ほどの補正予算にありました振り仮名の関係の部分になってきます。

補正予算案のほうで、ちょっとややこしいんですけども、振り仮名を記載するシステムが住基システム・戸籍システム・戸籍の附票システムと3つシステムがありまして、まず12月補正では、この3つのシステムの氏名に振り仮名を記載するというので、3つのシステムのシステム改修費を計上しております。

そして、3月補正では、3つのうち附票システムと住基システムの、先ほど説明させていただいた内容の改修の費用を計上しておりまして、令和6年度の当初予算の、この分につきましては、戸籍システムの振り仮名の関係の改修費を計上しております。

なぜ、令和6年3月補正と令和6年度の当初に分かれているかと申し上げますと、戸籍の管轄は法務省でして、附票と住基の管轄は総務省になっておりまして、補助金の関係で、申請の年度が違うということで、計上する年度が変わっております。

この163万4,000円の改修委託料の内容ですが、戸籍に氏名の振り仮名を記載するに当たり、国民の方への通知に必要なデータを出力するための機能を追加するものです。補助率は10分の10です。

続きまして、クラウドの関係のご質問についてなんですが、現在、使用している戸籍システムにつきましては、更新の時期が来ましたので、現行のシステムを令和6年9月まで使用しまして、令和6年10月からシステムを更新して、クラウド化することを予定しております。

委託料と使用料の部分になるんですが、戸籍システム関連機器保守委託料・戸籍副本管理システム保守委託料・戸籍電算化システム保守委託料・戸籍電算化システムソフト使用料、こちらは現行システムの運用経費でして、令和6年4月から9月までの6か月分の委託料となっております。

10月からクラウドになった以降は、この4つの費用は不要となりまして、そ

の代わりに戸籍クラウド使用料・戸籍クラウドネットワーク使用料、この2つを支払うことになります。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 細かい説明、ありがとうございます。来年の9月で今の戸籍システムが更新されるタイミングで、そこからクラウドを使用すると、切り替わるというところに伴って、この委託料と使用料・賃借料も変わるというところ、理解することができました。丁寧な説明、ありがとうございます。

1点、まだ回答いただいていないものがあって、委託料の住民基本台帳ネットワークシステム機器保守委託料と住民基本台帳ネットワークシステム機器リース料、これが新たに追加されていると思うのですけれども、この内容を教えてください。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 谷地委員のご質問にお答えします。

答弁が漏れておりまして、失礼いたしました。

まず、住民基本台帳ネットワークシステム機器保守委託料3万2,000円についてですが、これは、電算室に設置しております住基ネットのサーバーの費用でして、現行のサーバーは総務課で予算措置をしてリース契約をしております。

リースが令和6年12月31日で満了するのですが、リース満了後は適正な予算執行を図るために、住民課において予算措置をすることとしました。

現行のサーバーのリース満了後は、機械自体は無償譲渡されるので、再リース料等は発生しないんですが、ハード保守の費用のみ、令和7年1月から3月までの3か月分が必要となりますので、3万2,000円を計上しております。

坂原委員長 続けてどうぞ。

竹田住民課長 続きまして、住民基本台帳ネットワークシステム機器リース料ですが、こちらのほうが、マイナンバーカードなどを交付する際に使用しています端末のリース料になっております。

4台ありまして、そのうちの2台分が、現行の使用している機器が令和6年12月で更新のタイミングが来ますので、令和7年1月から3月まで、また改めてリースをスタートするのと、あと、現行の端末はWindows10なんですけれども、Microsoftのサポートが令和7年10月14日で終了すること

から、それまでにWindows 11化をする必要がありまして、その11化については、7年度でも間に合うんですけれども、この統合端末2台の更新のタイミングと同時にすることで、SE費用を抑えられることから、残り4台中、残りの2台も11化をするということで、2台の更新費用と残り2台を10から11にするという費用のリース料になっております。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 理解しました。続いて、また幾つかあって、79ページの10需用費の、住民課の消耗品費、これが令和5年度369万7,000円というところから、今回の予算では638万7,000円と大幅に増額になっているので、その理由を教えてくださいたいという部分と、あと、同じ79ページで、11役務費、ここでコンビニ支払手数料という部分、29万3,000円が計上されているのと、あとは、12委託料で、キオスク端末運營業務委託料13万2,000円、こちら、計上されているのですけれども、恐らくこの2つはコンビニ交付サービスを開始したことに伴うものかとは思いますが、そちらを一応確認させていただきたいです。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 谷地委員のご質問にお答えします。

まず、消耗品費の増額の原因は、パスポートの収入印紙購入費の増額が主な原因です。

歳入のところでも少し説明させていただきましたが、昨年度は予算が足りなくなって補正予算を計上しましたので、その分を当初のほうで上げさせていたため、パスポートの分で310万円ほど増額している状況です。

続きまして、コンビニ支払手数料とキオスク端末の委託料につきましては、委員、おっしゃるとおり、コンビニ交付がスタートしたことによって必要となっている経費です。

坂原委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。松尾委員。

松尾委員 私からは、昨年度ありましたデジタル田園都市国家構想交付金事業について、これは廃目となっているのですけれども、ちょうど78、79ページに係る様々なその補修、管理とかね、それに係る費用について、今後のことをお聞きしたいと思うのです。

それで、デジタル田園都市国家構想交付金の事業では、コンビニ交付システムの保守業務委託料として、今年度は828万3,000円、予算として計上されていたと思うんですね。そのときに、国から4年間とか3年間、ちょうど交付金、使えるからということを知っていたのですが、その後のことが少し心配なのですが、結構な保守業務委託料になるのですが、その後は、予算措置というか、その保守管理について、今、厳しい財政の中で、どうやりくりしていくのかというのを、できたらお聞きしたいと思います。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 松尾委員のご質問にお答えいたします。

令和5年度で計上しておりますコンビニ交付のシステム保守委託料につきましては、導入年度から3か年がデジタル田園都市国家構想交付金の補助対象となっておりますので、令和7年度までの分は2分の1、国の補助の対象となっておりますが、令和8年度からは補助金がなくなりますので、年間で331万3,200円、保守料がかかってくる状況です。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 様々な戸籍電算化も含めて、デジタル化になることは、私も進めていくようにということと言わせてもらっているところはあるのですが、今、その予算を見ると、非常に厳しい中で、それをずっとやりくりできるのかと思うんですよ。

それ以外の、例えば、今日ちょっと出たごみの話であったりとかバスの話というのもこの所管ですからね。また後で聞こうと思うのですが、その、含めた中での予算のやりくりをしていけるのか、見通しを教えていただけたらと思います。

坂原委員長 どなたが答弁されますか。相馬部長。

相馬財政改革部長 財政のほうからご答弁をさせていただきます。

令和5年度については、デジタルの関係で、確かに3年間の補修費を含めて補助を頂くというような形で、一定の財政負担の軽減が図られております。ご質問のありましたとおり、それ以降については、補助がなくなって、ランニングコストがそのまま発生するというような話かと思います。

議員、ご指摘のとおりでございまして、財政負担はもちろん出てくる形になりますが、一方では、町としてデジタルを最大限に進めていくという方針もありますし、また、そのデジタルを進めていく中で、会計年度任用職員を含む人件費の

削減であったり、そういったコスト削減、すぐにはできないかも知れませんが、将来的にはその辺りも含めて、財政の省力化について努めてまいりたいと考えてございます。

坂原委員長 いいですか。ほかに質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 予算書の68、69ページの、先ほど質疑がありました節12委託料の戸籍電算化システム改修委託料について、もう少しお聞かせいただきたいと思います。

説明の中で、ほかの自治体との連携が難しいということや、現行データの整理が要る、国が示している標準に合わせるということなのですが、その中身をもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

それから、様々、いわゆるデジタル化、それが進められていくということがうかがえるのですが、その中で個人情報の管理というのはどのように確保されているのか、そのことも併せてお聞きしたいと思います。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

戸籍電算化システムシステム改修委託料につきましては、委員、おっしゃっており、標準化に向けた改修費でして、令和6年度、令和7年度2か年をかけて改修をして、7年度中に標準システムに移行することになるんですけれども、今は各ベンダーがつくったシステムを各自治体が利用しておりますので、こちらを令和6年度では一定の国が示している基準に適合するように改修しまして、移行の準備をするという状況です。

個人情報に関しましては、システムについては、全て個人のIDと指紋認証でログインをしております、一定期間、システムの利用がない場合はシステムにロックがかかって画面が表示されないような仕組みになっておりまして、また、様々な研修の資料などもありますので、個人情報の大切さ、漏えいをしない、申請とかなしに見ることができないということは、折りに触れて研修をしております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 私は、この分野はすごく疎くて、もう少し具体的にお聞きするのですが、他の自治体との連携というのは、具体的にどんなことが必要になってくるのか。ほかの自治体との連携が難しい、どういう連携が必要かとか、その辺をもう少し噛み

砕いてご説明をいただきたいというのと、それから、個人情報を扱う方についてご答弁がありました。個人のIDを打ち込むということと、指紋認証をしなければ扱えないようになっていると。それで、その作業に携わる方は、正規の職員だけですか。この2つをお聞きしたいと思います。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 中原委員のご質問にお答えします。

まず、一つ目の、他の自治体との連携というところですが、コロナ禍に入ったときに、国から国民の皆様へ10万円の給付がありましたが、あのときに、各自治体の使用するシステムが自治体ごとに違うということで、なかなか国から各自治体にデジタルを利用した10万円の支給というのが難しかったことも一つありまして、この自治体標準システムっていうのが進んだと聞いております。

今後、どういう給付などあるか分かりませんが、将来を見据えて、国と各自治体が連携をして、事務処理が簡素化するために標準化を進めているところです。

そして、2つ目の質問の、戸籍システムを扱えるのは正職員のみかという質問なんですが、こちらは、会計年度職員も利用できるようになっております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 ちょっと一つ目のが、私、あまりよく分からなくて、私はデジタル化には警戒が必要だとは思っているけれど、住民の皆さんにとって便利になることは大切だし、もう一方で、職員の皆さんの事務量が圧縮できるということは、非常に重要だと思っているんですね。

ですが、先ほど、何かコロナのときの10万円給付、これが要は遅れたのは、それぞれの全国の自治体との連携ができなかったからというのがよく分からなくて、もう少し、もう本当に、もう少し噛み砕いてご説明をいただけるとありがたいと思います。

それから、会計年度任用職員の皆さんも個人情報を扱うということで、会計年度任用職員の皆さんも今は公務員という扱いになっていますからね、もちろんそういう方も含めて研修も行っておられると思いますし、ただ、昨今いろんな事件がありますのでね、個人情報を持ち出して売るというね、そういうのがありますから、その辺りが心配になったんですね。

何か研修はもちろんなのですが、それ以上のこととといいますか、何か工夫されているようなこととかがあれば、お聞きできたらと思っています。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 中原委員のご質問にお答えします。

まず、1点目の件なんですけれども、10万円の申請のときに、申請書の紙でも申請できるし、オンラインでも申請できるという国からの通知もあったんですけれども、なかなか先ほど申し上げましたシステムの連携が難しいというところで、オンラインの申請が難しかったということがありました。

市によっては、もうオンラインの申請は全くなしにして、紙申請のみに切り替えたところもあったと聞いております。そのオンライン申請などを進めるということも理由の一つかなと思っています。

あと、個人情報のことで工夫していることなんですけれども、住民課のほうでは、戸籍だけではなくて、住基とか住基ネット、いろんな個人情報を取り扱っていますので、住基ネットのほうでは、J-LISが作成しました個人情報の重要性の動画などもありまして、そちらは全職員に見ていただいて勉強していただいたり、あとはもう、なかなか少ない職員の中で全員で集まって研修となると、時間外とかになってしまうこともありますので、新しい職員には職員が付き添って操作の説明をするのに併せて、個人情報とはどういうものかということも、併せて指導しております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 1点目のことなのですが、コロナのときの10万円給付のことを例に、国はそういうふうに説明をしてくるから、多分そういう答弁をされるのだと思うのですよ。

あのときの10万円給付は、オンラインでしたほうが、逆に遅くなったという事例もありましたよね。何かどうもちぐはぐで、オンラインでできたということは、国のシステムに合っていたということなのかと思うのだけど、それなのに、なぜ遅いのか。何か説明がうまく理解できなくて、もう少し説明いただけるとありがたいです。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

中原委員、おっしゃるとおりに、オンラインで申請をしたほうが遅くなるということになってしまったので、国のシステムと各自治体のシステムを連携しやすくするように標準化することで、今後そういったことがあるのか分かりませんが、それでも、連携を進めることで、オンラインでするほうが早く申請ができる、そういうことになっていくのではないかなと考えております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 これはもう国で決めて、市町村としては、そこに合わせていくしかないという問題ですので、何と言うか、どうしようもないことなのですからね。

どうも私は、今の説明だと、ちょっと理解がうまくできなくて、先ほど来、申し上げている、その個人情報の管理ですね、いろいろ努力はされているようですが、住民情報が漏れるというようなことがないようにお気をつけいただくということと、それから、なぜ、ここまでして、これだけのお金をかけてデジタル化をするのかということについては、私はよく警戒しておく必要があると思っていますところなんです。

ずっと以前から言っていますけれども、国としては、個人情報は最も有効活用できる宝の山なわけなのです。だから、それを集約したいというのが、国の狙いとしてはあると私は思っているのです、よく気をつけていただきたいというふうに、今は何でもかんでも標準化というのは危険だと私は思っているということだけお伝えしておきたいと思います。

この範囲でもう少し聞いてもいいですか。

坂原委員長 どうぞ。

中原委員 67ページの目6交通安全対策費の節11役務費で確認なのですが、防犯カメラデータ情報提供手数料とありまして、これは該当するのは、各電車の駅の駐輪場9台分ということで間違いないか、変わりがないかということをお聞きしたいということが1点目です。

それから、2点目に、節12の委託料の防犯カメラ設置点検委託料、これがどうも増額されているようなのですが、要因をお聞かせいただきたいと思います。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの中原委員の質問にお答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおり、防犯カメラのデータの情報提供料につきましては、昨

年度と同じ1万303回の町費税ということで、防犯カメラカードの撤去・取付けということになっております。

次の防犯カメラ整備点検委託料につきましては、昨年まで1台につき6万4,000円だった委託料が、6年度から人件費と見積り料金が上がりまして、7万7,000円の2回の消費税ということで、9台分で、年2回で16万9,400円になりまして、2万9,000円の増額になっております。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。谷地委員。

谷地委員 私から最後1点、79ページの8節18負担金、補助及び交付金の中で、地方公共団体情報システム機構負担金69万1,000円、これが新たに追加されという項目だと思うのですが、こちらについての内容の説明をお願いします。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 谷地委員のご質問にお答えします。

地方公共団体情報システム機構負担金につきましては、コンビニ交付システムに参加する市町村が負担する負担金となっておりまして、人口規模によって負担金の額が定められております。町村は、69万963円と定められておりますので、その費用を計上しております。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 多分、補正予算のどこかでもこれ、多分、説明、聞いたのかもしれないですね。ありがとうございます。

坂原委員長 ほかにございますか。松尾委員。

松尾委員 そのことについて、もう少しお答えいただきたいのですが、以前、説明されたのかどうか分からないですけれども、もう少しそのシステム機構についてお聞きしたいのですけれども、その詳細をお聞かせいただけますか。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 松尾委員のご質問にお答えいたします。

コンビニ交付システムにつきましては、この地方公共団体情報システム機構が取りまとめているような形でして、住民の方がコンビニのコピー機で住民票などの証明書を申請しますと、コンビニと市町村は直接はつながっておりませんので、一旦コンビニのほうから機構のほうに申請情報が届きまして、機構と各市町村はLGWANでつながっておりますので、機構のほうから申請情報が町のほうに届

くようになっております。

そしてまた、申請情報に基づいて、住民の方の証明書の情報をつくって、それを機構を通じてコンビニのコピー機から出力される、そういった形になっております。

坂原委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで、総務費の質疑を終わります。

続いて、民生費に入ります。

予算書の８２ページから１０７ページをご覧ください。

ただし、９２ページから９５ページの目９文化センター費は、他の委員会の所管ですので、除きます。質疑ございませんか。早川委員。

早川委員 民生費から３点、質問させていただきます。

まず１点目、これは新規事業であります児童カウンセラー設置事業、これは予算書の、どこに計上されているのか、もしかしたら報酬等で上がっているのか分からないので、まず１点、その説明をお願いします。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 早川委員のご質問にお答えします。委員のおっしゃっていただいているところですが、予算書の９５ページ、報酬のところの会計年度任用職員報酬２人分のうちの１名です。

坂原委員長 早川委員。

早川委員 分かりました。１名のカウンセラーさんが認容されるということで、この１名のカウンセラーさん、こういった資格を持った方が採用されるのか。また、１名ということで、保育所等が３か所ある中、運用形態ですね、どのような運用をされるのかお聞かせください。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 早川委員のご質問にお答えします。

まず資格ですが、公認心理士の方を予定しております。運用方法なんです、月２回予定しております、１回が児童数が多い淡輪保育所、２回目が深日保育所と多奈川保育所、午前・午後等に分けて配置する予定でおります。

坂原委員長 早川委員。

早川委員 重要政策のところに書かれているのですが、このカウンセラーさん、具体的に
どういった内容といいますかね、相談を受けたとき、どういう運用、中身について、もし分かれば、回答お願いします。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 早川委員のご質問にお答えします。

カウンセラーさん、心理士の方に、まず子どもの観察、問題を抱えた子どもたちの観察をしていただいて、また、保護者に向けたカウンセリングや、また、今は問題を抱えている園児に直接対応している保育士へのアドバイス等も考えております。

坂原委員長 早川委員。

早川委員 分かりました。今、保護者の方から、いろいろ保育所の先生方に相談があると思うのですけれども、こういった専門の方が対応していただけたら、また保育所の先生の負担軽減にもつながると思いますので、よい政策かと思います。

続きまして、2点目が、101ページの、児童措置費の19扶助費の中の、児童手当扶助費1億6,187万円、これは、こども未来戦略方針が閣議決定され、その中で児童手当の拡充があると思うのですけれども、拡充内容、皆さん、ご存じのとおり、所得制限の撤廃や支給年齢の拡充、また、第三子以降、月額3万円以上の支給となっているのですけれども、この令和5年度において、所得制限ですよね。所得制限も2段階にかかっていると思うのですけれども、それぞれ何名ぐらいの方が、所得制限、現在かかっているのか。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 早川委員のご質問にお答えしますと、今現在、扶養人数によりまして所得制限の額は変わってきますので、モデルケースである扶養人数3名の場合で
お答えしたいと思いますが、収入ベースで960万円以上1,200万円未満の世帯におきましては、5,000円の特例給付というのを行っております。その児童数は36名です。

また、収入目安額1,200万円以上は支給は対象外となっており、その人数は28名です。

坂原委員長 早川委員。

早川委員 六十数名の方が、今回の拡充により、手当が頂けるということで、これ、拡充予定、町の負担というのはかなり増えるというか、どのような感じになるのか、もし分かれば回答をお願いします。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 早川委員のご質問にお答えします。

一番最近で、国の説明会が令和6年1月下旬にございまして、その時点で町の負担割合が6分の1から9分の1に変更するということがございまして、1年で計算し直しますと、大体、町の負担としては、100万円ぐらい増額する見込みです。

坂原委員長 早川委員。

早川委員 拡充されたことによって支給者が増えて、また支給日も増えるのですかね。業務量、かなり増えると思いますけれども、子育て世帯にとっては大変ありがたい事業ですので、今後とも対応よろしくをお願いします。

3点目、107ページの子ども子育て事業費の扶助費の中の、認可外施設等助成費、これ、幼児教育無償化からこの助成、始まったと思うのですけれども、44万4,000円、これはどこの施設に今現在、通われている方の助成なのか、分かれば回答をお願いします。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 早川委員のご質問にお答えします。

今現在、通われてる方は1名いらっしゃいまして、堺市内のインターナショナルスクールに通われております。

坂原委員長 早川委員。

早川委員 これは、経費は町単費からの支出になるのですかね。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 早川委員のご質問にお答えします。

こちらの助成なんですけど、国の負担が2分の1、府の負担が4分の1、町の負担が4分の1です。

早川委員 分かりました。ありがとうございます。

坂原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 5点ほど伺いたいします。

８７ページ、扶助費のところの障害者生活介護給付金１億３８４万３，０００円、できれば中身を少し詳しく教えていただけますか。

坂原委員長 南副理事。

南しあわせ創造部副理事 瀧見委員のご質問にお答えいたします。

障害者生活介護給付費の扶助費でございますが、こちらにつきましては、午前中にもご質問のありました障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの一つとなっております、生活介護給付費の内容としましては、通所介護というところですね、いわゆるデイサービスみたいな形の通所介護ということで、町内の施設ですと、愛の家さんとか、そういったところに通う日中の生活の場として提供していただいている事業となります。

ちなみに、利用者につきましては、令和５年度の今の見込みとしましては、約３０名程、利用される予定となっております。

坂原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 次に、人数まで聞こうかと思っていまして、答えていただきまして、ありがとうございます。

次に、８９ページ、委託料のところ、生活支援ハウス運営業務委託料、この内容等をお願いいたします。

坂原委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 瀧見委員のご質問にお答えいたします。

生活支援ハウス運営委託料についてのご質問でございましたが、生活支援ハウス運営委託料につきましては、在宅での生活に不安のある独り暮らし高齢者や、高齢者のみ世帯に属する方を対象としまして、安心して生活が送れますように、施設に入所して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する施設の運営に係る委託料となっております。

坂原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 そうしましたら、次に、９７ページ、同じように委託料で、子ども子育て支援事業計画策定委託料、どのような内容のものを委託されているのか、よろしくをお願いいたします。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 瀧見委員のご質問にお答えします。

こちらの委託料ですが、子ども子育て支援事業計画というものがございまして、こちらのほうが、子ども子育て支援法第61条におかれまして、自治体が策定を義務づけられている計画となっており、5年を1期としております。今現在の計画が令和6年度で終わりますので、令和7年度からの分を策定する計画です。

内容としましては、地域での子育て支援事業等を計画していくものになります。

坂原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 法令で定められているということですが、これは、いつぐらいから始まっているのでしょうかね。分からなければ今期、令和6年で終わるのですね。

堤子育て支援課長 はい。

瀧見委員 これ、終わるということは、始まった期がありますよね。

堤子育て支援課長 はい。

瀧見委員 それ、教えていただけますか。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 瀧見委員のご質問にお答えします。

こちらの令和6年度で終わるものが第2期となりますので、第1期が平成27年からになります。

坂原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 そうしますと、次、101ページ。備品購入費のところ、庁用器具費。これは、どういうものなのでしょうか。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 瀧見委員のご質問にお答えします。

こちらの分は保育所で使う備品の購入でして、こちらで予定しておるのが、4連ロッカー、あとは乳幼児の椅子、あとはノートパソコン等を計上しております。

坂原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 ノートパソコンとおっしゃられましたけれども、業務用、要するに先生方が使われるものなのでしょうか。それとも、子どもさんが使うものなのでしょうか。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 瀧見委員のご質問にお答えします。

使うのは保育士になるのですが、こちらのノートパソコンは事務用ではなくて、交通安全とかのお勉強でDVDを見たり、また、修了式とかお遊戯会、運動会の

ときに曲などを入れて使用するために購入するものです。

坂原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 よく分かりました。結構です。

坂原委員長 ほかにございませんか。谷地委員。

谷地委員 私のほうからも何点か。

まず、83ページの一番下の、民生費のところの1報酬の、障害者施策推進協議会委員報酬。これは12人の部分なのですが、こちら、令和5年度の当初予算は13人で25万5,000円と計上されていたものになるのですが、その後、多分この会議が1月22日も開催されていて、そのときに議事録を見ると、委員14名となっているのです。

今回、予算計上は12人となっていて、この辺の人数の違いが何なのかという部分が気になるのと、あとは今回、7万9,000円に減額になっているのは、恐らく昨年度は第7期の岬町障害福祉計画及び第3期岬町障害児福祉計画、この策定に伴って委員会開催数が多かったのかと思うのですが、その辺の理由をお聞かせください。

坂原委員長 南副理事。

南しあわせ創造部副理事 谷地委員のご質問にお答えいたします。

まず、障害者施策推進協議会委員の人数ですが、全員としましては14名います。ただ、報酬をお支払いする方につきましては12名ということで、2名につきましては、職員の中から委員を選任しておりますもので、報酬が発生しないということで、それが違いでございます。

あと、昨年度との予算の減額の理由ですが、委員おっしゃるとおり、令和5年度につきましては計画の策定年度でございましたので、開催回数は3回ということで、報酬を3回分計上させていただいておりましたが、6年度につきましては進捗管理ということで、年1回の開催ということになりますので、そういったことでございます。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 ということは、令和5年度当初予算では13人いた方が、多分1人代わられたということになるのですか。

坂原委員長 南副理事。

南しあわせ創造部副理事 令和5年度の予算では、13人になっておったということですかね。

今現在、14名いらっしゃいまして、恐らく令和5年度の当初につきましては1名欠員であったので、そういったことになっているのかなと思われます。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 分かりました。続いて85ページ。節12委託料の中の認定調査委託料。

これは、金額は1万円で低いのですが、新たに追加された項目になるので、この内容の説明をお願いします。

坂原委員長 南副理事。

南しあわせ創造部副理事 谷地委員のご質問にお答えいたします。

認定調査委託料1万円でございますが、こちらにつきましては、障害者総合支援法に基づく障害支援サービスを利用するために、認定を行う必要がありまして、認定の更新を行う際には、実際、その対象者の方とお会いして調査を行うということになります。

こちらにつきましては、遠方の施設に入所されている方が対象になっていまして、1名いらっしゃるのですが、兵庫県のほうにいらっしゃいまして、そちらの方への認定調査を行う必要が令和6年度はございますので、そちらに職員のほうが、過去は現地に赴いて調査しておったのですが、前回から赤穂市のほうに委託して行っているというところで、委託料のほうを計上させていただいておるところです。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 続いて91ページ。こちらの節19扶助費の、ひとり親医療費1,173万9,000円。こちらは、令和5年度当初予算では980万1,000円と、大幅に増額になっているのですが、この理由が何なのか、恐らく多分、ひとり親世帯の方とかお子さんが人数的に増えたのかとは思いますが、その理由の説明をお願いします。

あと、資料請求になるのですが、過去5年間のひとり親家庭数について資料請求をしたいと思うので、よろしくお願いします。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 谷地委員のご質問にお答えします。

ひとり親医療扶助費のほうなのですが、こちらのほう、令和5年度の当初のほうは908万1,000円でしたが、今年度、12月に補正のほうを行いました。

この令和6年度の当初で計上させてもらっている分は、現在、一番近い状況がいいかということで、令和4年の下半期と令和5年の上半期で算出させていただいております。

谷地委員がおっしゃっていただいております、ひとり親医療の受給者人数なのですが、ここ5年は変動はありません。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 人数的には変わらないというところなので、承知しました。

続いて100ページ。こちらは結構、全般的な話になるのですが、目4の児童遊園整備費、こちらに伴って、児童遊園の管理に関して、令和5年1月12日から2月13日に児童遊園の今後の在り方についてアンケートを実施されて、令和5年3月13日にアンケート結果が公表されたという状況なのですが、この児童遊園の方向性で、以前、利用されていないところに関しては、廃止するというところも視野に検討していくというところで、維持管理という課題があるので、そういった方向性について、以前回答いただいたと思うのですが、この委託料、草刈り委託料とかその辺が、特に令和5年度とかも特に変更がないのですが、この児童遊園の今後の在り方というか、廃止にする予定とか、そういったものがあるかないかというところ、こちらについて説明をお願いします。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 谷地委員のご質問にお答えします。

アンケートを取らせていただきまして、結果としては自治区のほうで管理するのは難しいけれども、児童遊園を残してほしいという希望があったというところでございます。

現在におきましては、自治区長要望等で草刈りの依頼のほうを対応しているというところでして、再編は進めていかないといけないとは思っておるところではございますが、前回、小島の児童遊園があったのを1つ廃止にしたところがございます。

坂原委員長 谷地委員

谷地委員 たしか、このアンケートはあくまでも、それぞれの住民さん個々にアンケートを取っていて、その中には結局利用されていない、自治区でも維持管理できないし、利用もされていないから廃止しても問題ないという回答も複数、結構あったと思っていて、だけれども、区長さんとか、もうちょっと実態を調査しないといけないよねというところで、このアンケートだけを基に再編等々は決めることができないよねという感じだったと思うのですけれども、その後、各区長さんとか住民さん等々には、この児童遊園に対する方向性とか在り方について、何かしらアクションは起こされたのですか。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 谷地委員のご質問にお答えします。

先ほど答弁させていただいたとおり、小島の児童遊園1か所です。あと、ほかの件に関しまして、廃止するとかその辺りを、まだ区長さんのほうにはお伝えできておりません。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 この草刈り費用とかも結構かかっているみたいですし、結構、草刈りとかも区長さん、本来なら自治区さんでやっていただくのが助かるのだけれども、やはりなかなかできないという自治区の方が増えている中で、結構、町の負担とかも大きいし、やはり維持管理が行き届いていなくて利用されていないという実態もかなり見えてきているものなので、引き続き、適正に管理ないし廃止とか、再編とかというところに進めていただければと思います。これは要望になります。

坂原委員長 ほかにございませんか。松尾委員。

松尾委員 私からは、85ページの、12委託料の中の、障害者相談事業委託料なのですが、前年度と比べたら上がり傾向なのですが、これはなぜなのかということをお聞かせください。

坂原委員長 南副理事。

南しあわせ創造部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

障害者相談事業委託料につきましては、昨年度が248万3,000円、本年度が273万2,000円ということで、約10%増額しております。

こちらにつきましては、町内の愛の家さんに委託している事業でございますが、昨年の秋頃に国から事務連絡がございまして、こちらの事業につきましては、従

来の委託料について、消費税相当分を非課税相当として計算して委託しておりますが、それで事業費のほうを支払いしておりましたが、国からの事務連絡によりまして、全国的にこちらの事業については、消費税の取扱いを誤った取扱いにしている市町村が多いというところで、事務連絡が出ておりまして、本来は、こちららは消費税は課税であるということで、国が、それまでは見解が出ていなかったのですけれども、そのときに見解を出してこられまして、そこから5年度分も含めて、愛の家さんと協議させていただいて、消費税を課税とする取扱いにさせていただいて、5年度分もお支払いするという事になっております。

それで、6年度分の予算につきましては、前年度からちょうど消費税相当分の10%、増額させていただいたというところでございます。

事業内容については変更ございません。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 毎年、ほぼ変わらない金額で多分委託されていたので、何か急に10%ぐらい上がっているの、聞いてみようと思いました。十分分かりました。

続きまして、95ページなのですが、民生費の中の児童福祉総務費の、3職員手当等で、一般職超過勤務手当が前年度と比べて若干上がっているのです。この理由をお答えいただきたいと思います。

坂原委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 松尾委員のご質問にお答えします。

超過勤務に関しましては、令和6年度と令和5年度の予算を比べますと、123万2,000円ほど増額しております。

全体的に超過勤務に関しましては、1年間の半期の実績と見込みを入れて、全体的に超過勤務の予算はつけております。ちょうどこの予算、給料、職員手当等に関しましては、子育て支援課の職員の人件費をつけております。

子育て支援課のほうではいろんな業務、新しい業務も増えて厳しい状況が続いているようで、超過勤務が増加傾向にありますので、このような予算にしております。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 超過勤務が増えるであろうという予測の上で、先に超過勤務手当というのを増やしたというのはよく分かるのですが、果たしてここの部、課が正常に、適正に

人事が充てられているのかどうかというのを、もう少しお聞きしたいと思うんです。

これは再三、私は、超過勤務、違う部課でも申し上げたとおりであります。

やはり先日の一般質問でも私、言わせていただいたみたいに、ハラスメントに関係するところから、ハラスメントの中身というとな人が回っていないとか、業務が多過ぎるからということで、ハラスメントが起きているというのが、ほかの市町でたくさん事例があるわけなんです。そうならないために、適正かどうかというのを、やはり町長以下、適正人事配置というのが今、できているかどうかというのをお聞きしたいというところであります。

坂原委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 配置に関しましては、限られた職員数の中で、毎年毎年、過去からの実情も踏まえながら配置はしているところではございますが、子育て支援課に関しましては人事異動もありまして、新人として業務に配置された職員もございます。

それから、特に学童保育とかに関して人数も増えてきて、なかなか学童保育にも、ちょっと手がかかるようなことも聞いております。

また、毎年4月になりましたら、人事異動等で全体の配置を見ながら、適正に配置のほうは決定してまいりますので、今、ここで配置に関してちょっといろいろ言えることはございません。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 それは理解しておりますので、ここでは、職員さんがしんどい思いがないようにしっかりと見ていっていただきたいという、要望をするしかないかなというふうに思います。ここは、それで結構です。

続きまして、97ページの、先ほど瀧見委員からもありました、12委託料です。子ども・子育て支援事業計画策定委託料。

これは、令和5年度、今年度で上がっていた金額があるのですよね。222万9,000円というのが上がっていたと思うのですが、これはどうなっているのですか。来年度も策定するのかな。どうなっているのかというのをお聞きしたいと思います。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 松尾委員のご質問にお答えします。

こちらのほうの策定委託料ですが、令和5年度におきましては、アンケートを今ちょうど実施しておりまして、その分になりまして、来年度においては策定していく部分になります。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 こちらに関して、以前からこういう計画をなされているということは、先ほどお伝えいただいたところかと思うのですが、その計画自体、来年度にかけてつくられていくということなのですけれども、これはまた要望になります。このことに限らず、できたらしっかりと職員の方自身がその計画にしっかりと関わっていただいて、つくる工程、過程もぜひともご理解をいただいて、次回策定時にはあまり支援をいただかなくてもできるようにしていただけるのが、費用削減というだけではなくて、職員さん自身の、自立でその町をつくっていくという観点からでも、非常に有用ではないかと思うので、その辺りを考慮いただけたら。これは要望にしておきます。

坂原委員長 ほかにございませんか。中原委員。

中原委員 予算書の87ページの上の、節18負担金、補助及び交付金の中でお尋ねをいたします。

地域福祉課の上から2つ目の、社会福祉協議会補助金。これは、年度ごとに徐々に増額をされているのですが、今回については人件費の高騰とか、そういったことが要因だというふうに考えていいかどうか確認をさせてください。

それから、同じ節18の下から6つ目なのですが、阪南市泉南市岬町障害支援区分認定調査会負担金ということで、これも増額が見られます。この要因についてもお聞きしたいと思います。

坂原委員長 南副理事。

南しあわせ創造部副理事 中原委員のご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の社会福祉協議会補助金につきまして、昨年度より約9.4%増額させていただいております。こちらにつきましては、増額の要因といたしましては主に人件費の増加ということで、社協職員さんの定期昇給であるとか、内部昇格等もあったようなので、そちらでも影響しているというのは聞いております。

あとは、岬町の職員に準じた形で給与体系をやっておりますので、昨今、人事

院勧告は大きい増の勧告が出ておりますので、そちらも見込んだ形で予算は計上させていただいていると聞いております。主に人件費の増加でございます。

続きまして、2点目の阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会負担金、こちらでございますが、こちらは昨年、5年度予算と比べまして35.6%の増額を計上しております。

こちらにつきましては、障害福祉サービスを利用される方の状況、一人一人の状態を認定する審査会となっておりまして、年度によって新規であるとか更新の件数がどうしても違ってきております。大体、周期で言いますと3年に1度、数が多い年度がありまして、令和6年度につきましては多いと見込まれる年度だと予想しておりますので、増額をしているというところで、審査会の回数を通常でしたら大体年24回程度を予定しているのですけれども、少し多いと見込まれている年度でございますので、36回程度見込んだ形で予定しているというところでございます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 引き続いて、予算書89ページの、節18負担金、補助及び交付金の中で、上から2つ目の高齢者補聴器購入費助成事業補助金についてお尋ねをします。

大阪府下でも補聴器の購入補助制度を始めたのは、岬町はかなり早いほうで、恐らく自治体でいうと4つ目ぐらいの早さではないかと思います。その後、徐々にほかの自治体にも広がってきていますが、意欲的な取組だというふうに思っています。この、今年度の実績をお聞きしておきたいと思います。

それからもう一点、今の項目の3つ下のシルバー人材センター活動補助金に関わってお尋ねをいたします。

この活動補助金ですが、今年度の予算より来年度の予算が減額されているようなのです。その要因をお聞きしたいと思います。

坂原委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 中原委員のご質問にお答えします。

まず、1点目の高齢者補聴器購入費助成事業補助金についてでございますけれども、令和5年度現在で6名の方に助成が完了しているところでございます。

そして2点目、シルバー人材センター活動補助金についてでございますが、昨年度の予算額と比較しまして、100万円の減額になっていることの要因につい

てのお尋ねがございましたので説明いたします。

まず、令和6年度の当初予算の根拠といたしましては、令和5年度の補助金の実績見込額と同額を計上しておるところでございます。金額の根拠としましては、国の補助金を参考といたしまして、運営費533万9,000円、サポート事業300万円の計833万9,000円としているところでございます。そして、令和5年度の当初予算と比較して100万円減額となっていることについてですが、令和5年度は町から職員を派遣していることがございまして、シルバ一人材センターと協議を行い、当初予算から100万円を減額した金額で本町から補助金の交付決定を行っているところでございます。

令和6年度の当初予算につきましては、先ほど申し上げたとおり、令和5年度の実績見込額と同額を計上しているところでございます。説明は以上です。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 補聴器購入補助なのですが、これは、もっと利用してもらいたいと思うんです。

これは、1人当たりの上限が5万円ですので、最大活用していただいたとして20人、この補助は使えるということだと思うんです。それで周知は、提案もさせていただいて、努力を重ねていただいているということは存じ上げているのですが、対象の範囲が狭いと私は思っているんですよ。せっかく、大阪の中でも先頭を切って始めたところなのに、文句をつけるのかと思わないでください。

非課税の人しか利用できないという、私は、過去の議会でも、補聴器というのが高くて、とても手が出ないということもお伝えしましたが、何十万円もするようなものだったりするわけです。そういうことから考えると、対象が非課税の方しか利用ができないというのは、非課税の方にとっては所得が少ないから非課税なのに、5万円ではあと残りを出すのが大変です。それから、例えば少しずつ所得の段階をつけてでも、非課税以外の方にもご利用いただけるということを考えていただいたり、あとは上限の金額です。この5万円というのも、全国的に見たら決して低い金額ではないのです。私は非常によく頑張っているなと思ってはいるのですが、ただ、補聴器そのものが高価ですので、もう少し金額を引き上げたりとか、制度の拡充を図れないだろうかということを考えて予算書を見しておりました。その辺り、いかにかお尋ねしたいと思います。

坂原委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 中原委員の御質問にお答えします。

高齢者補聴器購入費助成事業補助金の対象についての、拡充についてのお尋ねだったと思いますが、令和5年度からご指摘いただいたとおり、町民税非課税世帯を対象に上限額を5万円として実施しているところでございます。先行自治体の例を参考といたしまして、そういった枠組みでの実施をしているところですが、令和6年度につきましては、令和5年度と同じ枠組みでさせていただいて、拡充につきましては今後、十分検討してまいりたいと存じます。

あと、制度の周知についてでございますけれども、各種広報等で実施しておるところですが、さらなる周知が必要だとは認識しておりますので、介護予防、重度化防止という観点で、聞こえに関する講演会などを一般住民の方に向けて、令和6年度中にできたらいいだろうなというようなことを考えておるところでございます。そういったことで、耳の聞こえについて、さらなる制度の周知も含めて、介護予防全般の取組として取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 拡充については、来年度、様子を見つつということかと思いますが、他の自治体も、非課税以外のところも対象にしている自治体もありますので、あと助成の金額です。上限5万円というのをもう少し引き上げることも含めて、ぜひ検討していただきたいと。

ただ、これは本当に認知症との関係で、聞こえが悪くなってきたら認知症が進むという科学的な検証データが出ていますので、そのことも捉えて、担当課として、発展的に講演会等についても検討されているとお聞きできたのは、非常にうれしいことだと思いました。

担当課としても努力をしていただいて、認知症の予防等にも活用していただけたらと思います。

それから、先ほどお聞きしたシルバー人材センターへの活動補助金のことですが、事情は分かりました。

今年度から町の職員を派遣しているので、その分を、補助金を引き下げると。今年度についてそうなったと。事務局長を町から派遣している、要は岬町がお給料を出しているのだから、シルバーのその分のお金を減らしてもいいだろうとい

う、そういうことなのだという事は理解いたしました。

それで、シルバー人材センターに関わって幾つかお尋ねしたいのですが、昨年の10月からインボイス対応が出てきているわけですね。それで、前もお聞きをして、そのときは利用者・会員双方に負担にならないように、余剰金を活用するとお答えになっていたと思います。

それで、今もその状態が続いているのかということが1つと、それから消費税というのは、これは国が決めて、嫌だけど発生せざるを得ないわけで、両方に負担にならないようにと言うのだけれど、それは具体的にどういうことなのかご説明をいただきたいと思います。

要は、シルバーで余剰金、貯めているお金というか、繰越金と言うべきかな。そのお金からどんなふうに、誰に支出をしているのか。その辺りについてお答えをいただきたいということが1つです。

それから、今日は委員会ですので、あまり一般質問に関わることで長々と時間を取るつもりはないのですが、2つの事柄を主には提起をさせていただいていたかと思っていて、一つはシルバー人材センター活動補助金の交付要綱の、第3条の第6項だったかと思うのですが、当該事業というのは何を指すかについてお調べになるとおっしゃっていたので、お調べになった結果が判明していればお聞きしたいということが2つ目です。

それから、一般質問で問題提起をした偽造の領収書です。それについて調査をされているようでしたら、この場で結果をお聞きしたいと思います。

坂原委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 中原委員からご質問いただいた点の、1点目と2点目についてご説明したいと思います。

まず、1点目のインボイス対応についてでございますけれども、過去の委員会での答弁、説明で、シルバー人材センターの余剰金を活用して、会員の方、そして利用者の方の負担にかからないようにシルバー人材センターとして手当をするということでお答えさせていただいた、そのとおりでございます。

その対応につきましては、今現在もシルバー人材センターからは変わっているとは聞いておりませんので、そのように認識しておるところですけれども、どのように負担がかからないかどうかについては、すいません、詳細についてはちよ

っとこの場ではお答えできませんので、ご理解いただけたらと思っております。

2点目の、岬町のシルバー人材センター補助金交付要綱の第3条第1項第6号の規定についてのご質問、一般質問での質問についての高齢福祉課としての考え方についてご説明したいと思っております。

当該第6号の条文につきましては、当該事業に係る書類について町長が閲覧または開示を求めたときは、これに応じなければならないというような規定になっております。当該補助金事業に係る書類に限定されているものだと理解しております。

同要綱の第9条の、町長は本補助金に係る予算の執行の適正を期するために、必要があるときは本補助金の交付決定を受けた事業者に対して報告させ、または本町職員にその事務所施設等に立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を検査させ、もしくは、関係者に質問させることができるという規定につきましても、同じく当該補助金に係る調査に限定されているものであると担当課としては考えているところでございます。

坂原委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 今回、一般質問で中原委員のほうから資料で提示いただきました領収書の件につきましては、シルバーの事務局のほうにその有無について問合せをさせていただいております。

その内容につきましては、3月22日に、シルバー人材センター理事会が開催される予定ですので、その場においてその説明をしてもらうように、事務局のほうに申し入れているところでございます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 1点目のインボイス対応について、現時点では分からないと思うのですが、これ、利用者にも会員にも負担にならないようにというのは、具体的にお金はどういうふうに流れるのですかということを考えたときに、利用者さんには消費税分を頂きませんということが1つだと思うんです。

ただ、会員は仕事をしますので、会員さんにはシルバーから10%の上乗せがあるのが普通なのではないかと思うのです。それを、インボイス登録している会員さんは10%を納めると。そういうことかと思っているのですけれども、今はすぐ分からないね。その辺りをちょっと調べて、また分かり次第で結構ですので、

お聞きしたいと思います。そうでないと、会員さんがきちんと10%分上乗せしてもらえているのかどうか少し気になりまして。そこは確認して、またお知らせいただきたいと思います。

ほかの2つについては、お考えや今後検討されるということで、現時点ではお聞きしたということにしたいと思います。

予算書の95ページの、早川委員がご質問になっていた、児童カウンセラー設置事業のことなのですけれども、私もこの新たな事業については積極的だと思って見せていただいております。

それで、これはいいことだと思うのですが、なぜ、あえてこういった事業に踏み出すということになったのかお聞きしたいと思います。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 中原委員のご質問にお答えします。

今現在、子どもを取り巻く問題が多様化し、多くの課題や保護者の悩み事が、保育所の職員だけでは解決することが難しくなっております。

そんな中、心理の専門家が定期的に保育所を訪れて、子どもの様子を観察したり、子どもの発達や困り事に対応することで、子どもやその家庭により効果的で継続的な支援ができるのではないかと考え、設置することにいたしました。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 現場では相当、対応に苦慮するようなことが増えてきているという感じを、今の答弁を聞いて、そういう印象を受けました。

それで、同じ95ページの、節2の給料のところでお尋ねするのですが、来年度は、一般職級5人と書いてあるのです。それで昨年、今年度の予算、1年前の審査のとき、そのときの予算書には6人と書いていたような気がするのだけれど、これはまさかこの分野、子育て支援課の配置人数を減らすという意味なのかと思って、確認したいなと。

先ほど松尾委員からも、超過勤務手当が非常に増えているということで、支援課の業務が本当に激務なのだろうなということは改めて感じていたところなのですが、人を減らすということは考えていませんよね。

坂原委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 職員の人数に関しましては、令和6年度の予算ということで、

現在の職員数で予算要求しているような状況です。

新しい令和6年4月1日の人事異動の配置に関しては、ほとんど今回の当初予算の中には反映されていません。ただ、令和5年度が6人で、令和6年度が5人ということなのですけれども、もともと、1年前の人事異動のほうで、再任用職員が子育て支援課のほうで理事として、子育て支援課の業務をしていたのですけれども、その理事が定年退職になって、今現在、保健センターのほうで事務職の再任用として、そちらのほうに昨年行っているの、その部分の退職補充みたいな形で、職員をプラスアルファで入れなかったの、その部分が1名減という形で予算上は現れているということになります。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 事情は分かりました。なるほど、そうかあの人の1かと、今聞いていて分かりましたけれども、前にも言いましたが、どこの課も本当に大変だと思うのですけれども、少ない職員の皆さんがそれぞれの部署で頑張っておられると思うのですが、ただ一般質問でも申し上げましたけれど、この子育て支援課の業務の多さ、それから人が相手で、いっぱいあちこち人が相手なのですが、今さきほど、児童カウンセラー設置事業の配置、新規にやるというようなことを1つ取っても、非常に大事な分野でありながら、時間がかかったり丁寧さが必要な仕事が非常に多い、集中しているところではないのかと思いますので、1人減ったままでという、この状態を放置しておくのはいかがかと、私の意見をお伝えしておきたいと思います。

引き続いて、予算書の97ページの児童福祉施設費、いわゆる保育所です。この分野でお尋ねしようと思います。

節1に報酬、節2に給料とありまして、人数がそれぞれ、これは要するに保育士の方の人数かと見ているのですが、ここは毎年度、そのときに必要な保育士さんを雇うということなのだろうというふうに理解はしています。

それで、来年度から保育士の配置基準の変更がありますね。その内容についてお聞きしたいということと、それから、配置基準の改善ということになりますので、保育士の増加が必要になる年齢もあるのかなと思ったりしまして、きちんと十分な数の保育士の雇用が確保されているのか、お聞きしておきたいと思います。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 中原委員のご質問にお答えします。

配置基準のほうが75年ぶりに改定されるということで、岬町におきましては、予算要求の段階のときから、その配置基準において予算のほうを計上させていただいております。また令和6年4月から開始する分におきましても、もうその基準で、経過措置はありますが、その基準で配置を考えておるところではございません。

ただ0歳児3対1というふうにはなっておりますが、現在、低年齢化がありまして、例えば5年度で言いましたら、60日で入所された児童もいらっしゃると思います。ですので、やっぱり現状を見ながら保育士のほうを配置していかないといけないというふうには思っております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 非常に情報を素早く入手されて、来年度以降の改善にも対応した人数が掲載されていることが確認できました。

1歳児については、子ども6人に対して保育士1人という基準が、子ども5人に対して保育士1人という改善が来年度からなされます。それから、4、5歳児については、子ども30人に対して保育士1人なのが、子ども25人に対して保育士1人ということになりますから、これに必要な保育士の配置ができているのかと思ひまして、確認をさせていただきました。安心をしました。

保育士の確保は難しいですか。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 中原委員のご質問にお答えします。

保育士の確保についてですが、岬町におきましては離職率も低くてありがたいところではあるのですが、年齢のほうがありますので、やはりもう体力的に難しくなったという会計年度職員とかはしているところが実情です。ですので、今のところもまた保育士のほうは募集させていただいております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 いわゆるケアワーカー。こういった分野の皆さんの処遇は、本当に平均的なお給料に届いていないわけです。この2年ぐらい前からでしたか、処遇改善ということで国も幾らか出していますが、0の数が足りない金額なんですよね、ほかの全産業比較としましたら。そういうことを考えたときに、やはり学童保育の指導

員よりは、保育士の確保はもしかしたらましなのかもしれないのですが、保育士の皆さんの雇用も図っていくというのでご苦労されているところと思います。

その分野でさらなる処遇改善を、やはり少しでもお給料がいいところで働きたいというのが人間で、特に苦勞の多い分野ですから、やはり気持ちはあっても、それに見合う処遇が図られていないと、続かないということも中にはあると思うんですよ。そういう意味で言うと、やはりいい処遇を用意するということで、募集に困らないようにするというのも大事なのではないかと思います、その点はいかがでしょうか。

坂原委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 保育士さんに関しては、ちょっと今も募集中で、なかなか人材の確保は、確かに議員おっしゃるとおり、今、苦しい状況にはございます。

ただ、保育士さんだけの単価とか、学童保育指導員さんだけの単価を上げるというのに関しては、二、三年前から保育士・幼稚園教諭等の処遇改善臨時特例事業とか、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業等で、一定の処遇改善はしてきたところなんですけども、令和6年度からは、さらに保育士さんだけではなくて、会計年度さん全体なんですけれども、職員と同じく勤勉手当のほうがつくようになりましたので、一定の処遇改善は単価の面では図られているのでは、年収の改善という意味では、一定の処遇改善はできているのではないかと考えております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 人事担当ということでお答えをいただいて、一定の処遇改善が図られているのではないかと、という認識は改めたほうがいいと私は思います。

いや、ほんとうに明らかなんですよ。全産業の平均からしたら、保育士さんのお給料は本当に低いですから、確かにこの間いろんな努力もされて、国がやっていることを岬町でも反映して、それから会計年度任用職員の勤勉手当、今回確かに、あちこちで会計年度任用職員の勤勉手当についてもきちんと措置されていることは確認させていただいていますので努力は認めるのですが、処遇の改善についてはまだ不十分であるという認識を持っていただく必要があるかと思います。

保育所については以上です。

107ページまで。もう少しお尋ねします。休憩しますか。

坂原委員長 このまま、民生費まで。

中原委員 それでは、予算書の103ページ。真ん中の子ども医療費助成についてお尋ねいたします。

岬町は子ども医療費助成は頑張っていて、他もずいぶん岬町の水準まで追いついてきたなどと言ったら、ちょっとおこがましいところですけど、頑張って早くから対象年齢を引き上げてきたと思っています。

それで、今ずっと一部助成なんですよね。病院に行ったら、1回上限500円までは支払わなければいけない。次の上限は2500円という、そこまでは払わなくてはいけないという、子ども医療費の無償化が私は必要だと思っているのですが、どうやら来年度から高槻市が完全に無償化にするという方針を打ち出したようで、私は前から、もうこの500円の負担もないようにすべきだという主張をお伝えしてきましたけれども、実際に無償にする自治体も現れてきたと。

大阪府は、本当に大阪府下の自治体は遅れているのですよ。よそはこういった一部助成はないところが多いですから。だけれど、大阪府下の自治体はどこもかしこも一部助成だったのです。それが、無償化をするというところも出てきますので、ぜひ岬町でも今度は無償にするというところをお考えいただいたらどうかと思っていますが、それについてのお考えを聞きたいというのが1つと、それから子ども医療費については、いわゆるペナルティというのがありまして、この件は国保のところでは聞いたほうがいいのかな。国保でそれについては聞きます。

では子ども医療費について、無償化に向けて検討なさってはどうかということをお答えいただきたいのと、それからその次の、目7の放課後児童健全育成費、学童保育の問題です。

学童保育については先ほど来、申し上げていますが、一般質問でも問題提起をしたところもありますし、本当にご苦労されながら事業を、本当に継続することそのものが物すごく大変だという状況だと思うのですが、来年度の予定としては20人の会計年度任用職員ということになっています。

今のところ、これで指導員が足りているのかどうかをお聞きしたいというのが1つと、それから以前、私は月給制をせめて導入したらどうかと、本当は正規の指導員を雇うべきだということを求めて主張しております。

それでこのたび、国の補助金も、新たにこういう人を雇うことに関わって創設されているのですけれど、こういった補助金を活用して、雇用の安定化、常勤の雇用というのを検討してはいかがかと思えますけれど、お答えいただけるでしょうか。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 中原委員のご質問にお答えします。

まず初めに、子ども医療の無償化についてですが、子ども医療のほうを無償化にするということは、ひとり親医療のほうも無償化にしないといけないということになるかと思えます。

令和5年1月から令和5年12月の診療分になるのですが、自己負担額が子ども医療のほうとひとり親医療のほうを合わせまして、857万5,855円という数字が出ています。ですので、財政状況もございますので、その辺はまた検討していきたいかなと思えます。

続きまして学童のほうなのですが、今現在の状況ですが、指導員のほうは3名不足しておりまして、こちらのほうも募集をかけていただいている状況です。

担当課としまして、常勤につきましてですが、常勤で雇っていただけるならばそれにこしたことはないと思うのですが、なかなか財政状況等もございますので。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 ぜひ無料化、無償化に向けてご検討いただきたいと、要望しておきたいと思えます。

それで、2つ目です。学童保育の指導員。今でも3名足りていないということで、大変な状況だと思いお聞きをしているところですが、人事の廣田理事がいるので、廣田理事に聞いてみようかと。聞かれても困るかな。

今、やり取りしていたのは、国が来年度から新たにこの分野で補助金を創設するんですよ。学童保育の指導員の配置に関わって。これまでは常勤でも非常勤でもどちらでもいいという、雇い方について、そういうことで金額を設定していたのですが、今年度から2人、常勤の指導員を配置するということになったら補助金をかさ上げしますと。今までよりも、今までの2人分より大きい金額を創設しますということを打ち出しているんですよ。

それで、こんな細かい話をされてもあれですけども、ぜひ、要望にとどめましょうか。ぜひこういう補助金も活用して、大変な学童保育の現状、安定した運営もそうですけれども、やはり安定した雇用というのが大事だと思うのです。安定して働ける、それから今、本当に何かが起こったら、正規の子育て支援課の職員が現場に出向かなければならないという状況です。これもやはり解消していく必要があると思います。

正規で指導員を雇うことができれば、その人を中心に。その人は基本的には現場にいるのですから、保護者対応とか難しい問題についても、そういう正規の、常勤の職員を中心にしながら、集団づくりができると思うんですよ。今、みんな会計年度任用職員ですので、もちろん経験の長い、浅い、いろいろあるとは思いますが、集団づくりという意味では難しさがあるのではないかと思いますので、ぜひ人事としても、そこは新しい補助金のことも検討して、前向きにお考えをいただきたいと要望しておきたいと思います。

坂原委員長 中原委員どうぞ。

中原委員 予算書の107ページの、節18負担金、補助及び交付金のところで、施設型給付費について確認をさせていただきます。

これ、歳入でもう話したかな。検討について、歳入のところでは、私、要望にとどめたんですよ。保育料、0から2歳の保育料について、要望にとどめたのです。さらなる拡充をと。ただ前に、ぜひ無料化について検討してほしいということをお伝えしていたので、検討はいただいたのか、そのことについてお聞きしておきたいと思います。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 中原委員のご質問にお答えします。

0から2歳児の無料化を検討したかどうかというところでよろしかったでしょうか。そちらのほうですが、課のほうでも検討はいたしましたが、やはり保育士が不足している部分もございますので、その中で半額というふうな形を取らせていただきました。

令和6年度におきましても、令和5年度も保育所のニーズが高まっておりますので、そのまま半額という形を取らせてもらっております。

それと、この施設型給付費ですが、こちらのほうは主に海星幼稚園と教円幼稚

園のほうにお支払いしている部分になりますので、ちょっと0から2歳の無償化とはあまり関係はないかなというところですよ。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 私立の幼稚園のことだったのですね。これは失礼しました。

私、この0から2歳の保育料、半額減免だけでも物すごいことだと思っているのですよ。岬町は本当にいろんな分野で、子育て支援策、先ほどの例えば預かりの無料クーポン、あれも含めて、きめ細かいところから、何と言うのかな、決意が要するようなことまで、非常に子育て支援には手厚いと思っているのです。

よく住民さんに言われるんです。何かそういうことをもっとうまく宣伝して、若い人に来てもらえないのかなと。この話は、総務文教委員会の分野なのであれですけどね。

でもそういう、本当に他に自慢ができるようなことを、この民生費の中で取り組んでおられるなということを改めて思いますけれど、今おっしゃられたように、保育士不足をまず解消しなければいけないということで、繰り返しますがその意味でも、保育士の処遇の改善についてご検討いただくようお願いしたいと思います。

それから最後なのですが、ファミリーサポートセンターについてお聞きしておきたいと思いますが、この106、107のところで聞いていいのかと思い聞くのですが、ファミリーサポートセンターについて、住民さんからの声で、せっかくファミリーサポートセンターがあるのに、情報をもっと広く知らせたかどうかと。あんまり知らない人が多いよと子育て世代の方がおっしゃっていたのです。

なので、ぜひ周知を努力していただきたいということと、それからサービス内容については、以前と変わりはないですね。ファミサポは、依頼会員と協力会員がいて、預かってほしい人を預かってあげるよという、人をマッチングして契約するわけですけども、何か、家に来て子どもを見てもらえるというのが以前はできたのに、今はできないのみたいなことも聞かれたりして、提供できるサービス内容に何か変わりがあるのかなと思ったので、お尋ねするものです。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 中原委員のご質問にお答えします。

提供内容については、以前から変更はございません。協力会員のご自宅で保育

をしていただくということになっております。

あと、広報についてですが、先日ホームページのほうで、ファミリーサポートセンター事業の項目も作成いたしましたので、またご覧になっていただければなと思います。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 預かりは協力会員の家で。これは、依頼会員の家に協力会員が行ってというのもあったのかと思うのですが、それはもう最初から一貫してないのですか。それは難しいのですか。よそのファミサポなどではよくそういうこともやっていますが。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 中原委員のご質問にお答えします。

当時から、今、説明させてもらったとおりになっておりまして、他市町村でそういうケースがあるのであれば、またこちらのほうで調査、検討のほうをさせていただきたいと思います。

坂原委員長 ほかにございませんか。松尾委員。

松尾委員 私からも、中原委員のご質問の続きをお聞きしたいと思うのですが、先ほどの0歳から2歳の課税世帯の保育無償化についてなのですが、先ほど、人材確保が困難だということが課題であるということをおっしゃっていたのですが、人材確保ができれば実現できるものなのか、それ以外の課題があるのかどうかというのをお聞かせいただきたいと思います。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 松尾委員のご質問にお答えします。

問題点としましては、財政状況もありますし、あと人材確保があります。あとは、淡輪保育所がすぐにいっぱいになってしまう状況ではございますが、深日、多奈川のほうにおいては保育はできる状況かなと思っております。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 私からも、この件はあればいいなと思っているところなので、ぜひ実現に向けて進めていただけたらと思います。

私からはもう一点だけ、先ほど、南副理事から答弁いただいた内容のことなのですが、障害者の相談事業の委託料に関することなのです。

見事に10%を加算された、消費税が加算された額になっているのですが、これは消費税分として請求された、委託料として支払っているのか、もう消費税として明示して上乗せしているのかどうか。その辺はいかがなのでしょう。

坂原委員長 南副理事。

南しあわせ創造部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

こちらの委託料につきましては、消費税相当分を含むという形で契約をさせていただこうということで、この分は、消費税分が入っていますよという形で契約させていただこうと思っています。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 消費税分が入っているというていなのでしょうけれど、そもそもなぜこういうふうになったのかという、そもそも何が原因で、きっかけでこういうふうになったのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

坂原委員長 南副理事。

南しあわせ創造部副理事 こちらの件におきましては、岬町においては、平成25年の5月からこちらの事業を愛の家に委託して実施しております。それ以前につきましては、阪南市のまつのき園で委託といいますか、共同実施という形で実施しておりました。

岬町と愛の家さんで契約する際に、以前の阪南市との契約内容を引き継ぐような、同様の内容の形で契約書を作成して、委託を実施したときに、契約書の委託料に、消費税分は非課税という形で明記した契約を使っておりましたので、それでそのまま契約していたというところでございまして、そのまま、昨年まで同じような内容で実施しておりました。

ただ、昨年の11月か10月だったと思うのですが、国から事務連絡をいただきまして、これは全国に発せられたものなのですが、この事業について消費税を非課税と誤認している団体が多く見受けられるということで、国も把握されたようで、本来はこれは課税であるということで、国の見解が新たに初めて示されて、それまでは示されてはいなかったのですが、初めて示されて、我々としみしてもこれは非課税ではなかったんだという認識に立って、改めて愛の家さんと協議させていただいて、こちらは消費税課税ということで、消費税相当分をお支払いしますという形で対応させていただいたというところです。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 そうしたら、愛の家さんは多分、社会福祉法人だと思います。この事業については消費税がかかるということで、愛の家さんが委託料として受け取った場合には、国に消費税分を一応支払うという形になる。これから支払っていくという形になるという認識でいいのですか。

坂原委員長 南副理事。

南しあわせ創造部副理事 委員おっしゃるとおり、消費税の支払い義務は、あくまでも社会福祉法人であります愛の家さんのほうにございますので、そちらで税の申告をしていただいて、消費税を納めていただくということになります。

すいません、正式名称は愛の家ではなく、社会福祉法人全電通事業団でしたか、すいません、ちょっと愛の家が正式ではないのですけれども、愛の家を運営している社会福祉法人が消費税を納めるという形になります。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 私も最後に1点だけ、確認させていただきたいのですけれども、児童カウンセラー設置事業、こちらについて、これは学校のスクールカウンセラーみたいな感じで、保護者の希望があれば、多分面談等々ができるのかなと想像しているのですけれども、これはスクールカウンセラーみたいな感じで、その日のうちに多分枠があって、それで時間を区切って予約制みたいな、そんなイメージでの運用とっていいのでしょうか。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 谷地委員のご質問にお答えします。

谷地委員のおっしゃるとおりです。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。奥野副委員長。

奥野副委員長 お疲れのところですが、1点だけお聞きしたいと思います。

予算書の85ページの、節7の報償費の中で災害見舞金。20万円上がっているのですけれども、これはどちらへの見舞金なのか確認したいと思います。

坂原委員長 南副理事。

南しあわせ創造部副理事 奥野副委員長のご質問にお答えいたします。

報償費の災害見舞金でございますが、こちらにつきましては、まだ予算の段階でございますので、どちらに払うというのは決まっているわけではありません。

あくまで、災害が発生して見舞金を発生する際に迅速に払えるように、20万円。積算根拠としましては、全焼2件分ということで、全焼1件10万円です。で、全焼2件分ということで、20万円を計上させていただいているというところでございます。

坂原委員長 奥野副委員長。

奥野副委員長 今後のためだということのようですね。今回の能登のほうというわけでもないわけですね。それはもうそれで何かされたということですか。

坂原委員長 南副理事。

南しあわせ創造部副理事 こちらの災害見舞金に関しましては、岬町内で起こった災害を受けられた方に対する見舞金ということでございますので、能登とはまた別のものという形になります。

坂原委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで、民生費の質疑を終わります。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

坂原委員長 再開は15時35分といたします。よろしくお願いします。

(午後 3時19分 休憩)

(午後 3時35分 再開)

坂原委員長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

続いて、衛生費に入ります。

予算書106ページから123ページをご覧ください。ただし、110ページ、111ページの目3環境衛生費の、節18負担金、補助及び交付金、土木下水道課分に係るものは他の委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。瀧見委員。

瀧見委員 予算書109ページ、負担金、補助及び交付金のところで、出産子育て応援ギフト給付金となっておりますが、この応援ギフトというのは具体的にどのようなものをお配りされているのでしょうか。

坂原委員長 川井副理事。

川井しあわせ創造部副理事 瀧見議員のご質問にお答えいたします。

出産子育て応援ギフト給付金につきましては、こちらは現金給付となっております。まして、妊娠届出時に、妊娠された女性の方に5万円。出産後、子どもを養育する保護者の方に5万円。合わせて10万円を、それぞれ出産応援ギフト、子育て応援ギフトとして給付するものでございます。

坂原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 現金支給というわけですね。

そうしましたら、次へ行きます。113ページ、14番工事請負費のところ、淡輪火葬場改装工事及び、同じく深日墓地改修工事。この2点、具体的に教えていただけますでしょうか。

坂原委員長 答弁をお願いします。竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの、瀧見委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、最初に淡輪火葬場改修工事としまして、現在、火葬炉の制御盤は一連の流れをプログラム制御するシステムが組み込まれて、火葬を自動で行っている状態なのですが、制御盤プログラムに不具合が生じた場合や停電等になった場合、火葬が途中で止まる事態になるため、自動で火葬する設備を手動で火葬が行えるよう、全面更新を行うものでございます。

次に、もう一点。

坂原委員長 もう一点、分かりますか。深日墓地の改修工事。

辻里理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 深日墓地の改修工事、1,904万4,000円の分ですが、深日墓地の法面改修工事を予定しております。灰吹池側の法面となります。約38メートル。その工事費が1,845万円。

もう1つが、深日墓地の区画整備工事になります。深日墓地の法面の近くにある区画を、2区画から3区画に整備するものです。その分が59万4,000円となります。

計1,904万4,000円となります。

坂原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 淡輪火葬場に関しては、いつもいろいろと改修工事の件はお伺いしているので

すけれども、現在3基でしたか、3基とも順調に動いているのでしょうかというのが1つと、それと深日墓地は、工期はどれぐらいかかって、例えば通路等に、一般の住民の方が通られるようなところに支障は出ないのかを教えてください。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの瀧見委員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、淡輪火葬場では火葬炉が3基ございますが、今現在、3基中1基が台車の不具合によって、今現在、2基を稼働しております。

もう1つ、のり面の工事ですけれども、工事箇所が道路に面しているところがございます。大体、今のところ工期は、ちょっとお待ちください。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 1点、訂正させていただきます。火葬場の炉につきましては、今は3基とも順調に動いております。

深日墓地の法面工事につきましては、新年度になりましたら入札の準備がありますので、その入札時間がどれぐらいかかるかによりますけれども、7月から3月末と予定しております。

工事の通路の件ですが、ミカン畑のある側の法面になりますので、法面の工事の間、下の土地の部分については貸していただいて、車などの出入りはあると思いますけれども、支障はないと思います。

坂原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 また入札が終われば確定。その辺の詳しいところも分かりますね。

次に行きます。119ページ、10番、需用費のところの修繕料6,008万6,000円と、同じく次のページ、121ページの需用費、修繕料、465万2,000円。これのご説明をお願いいたします。

坂原委員長 どなたが答弁されますか。辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 まず、1点目の修繕料の6,008万6,000円の分ですが、ここの修繕料の主なものを言いますと、ごみ処理施設の点検費用が入っていますので、その費用で5,931万円かかっております。

主な項目としては、修繕料の内容は以上です。

もう1つの埋立処分場費の465万2,000円の修繕料ですが、これは埋立処分場に水処理施設がありますので、その施設の整備費用としまして465万2,

000円、上げさせていただいております。

坂原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 水処理費用とおっしゃられましたけれども、ほかの、例えば関連した部門で、他の処理に迷惑がかかったりとか、支障は出てこないのでしょうか。

坂原委員長 答弁できますか。辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 この埋立処分場といいますのは、以前に埋立処理施設において、ごみなどを埋めていた関係で、今は埋めていないのですが、その後、ダイオキシンなどの発生がありますので、それに伴い水処理を行っている施設になります。

中身としましては、遠心分離機の整備点検、送水ポンプの取替、水質計の整備などが修繕料として上げております。

坂原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 分かりました。ありがとうございました。

坂原委員長 今の埋立処分場というのは、これは場所はどこになるのですか。

辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 美化センターの門を入っていただいて、すぐ左手の施設です。

坂原委員長 リサイクルセンターのあるほうですね。

辻里しあわせ創造部総括理事 そうです。

坂原委員長 分かりました。ありがとうございます。

ほかにございませんか。谷地委員。

谷地委員 私からも、何点かあります。

まず1点目、111ページの、節1の報酬の、廃棄物減量等推進審議会委員報酬。これが17万円というところで、これは令和5年度当初予算になかったものなのですが、これはまず令和5年度、開催されていたのかというのと、あとは、過去の開催状況。というのも、これは今年度、多分策定予定の一般廃棄物処理基本計画の中で、毎年この廃棄物減量等推進審議会に諮るとともに、情報公開を行うとされているのですが、岬町ホームページに何も情報がアップされていなくて、しかも廃棄物減量等推進審議会委員の任期が2年なのですが、これ今、審議会自体存在はしているのですか。

今年度、多分予算が計上されているということは、恐らく存在しているのかと思うのですが、その辺についてまず回答をお願いします。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

委員おっしゃるように、今年、計画を策定するに当たりまして、廃棄物減量等推進審議会を組織し、啓発などについて審議を行うと予定しております。

委員の任期については2年ですので、今年度、また新たに委員の皆様に委嘱させていただきます。委員に就任していただく予定でございます。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 まず、ただいまの回答だと、現在は既に存在していないということなのですか。

過去にもこれはなかったということなのですか。

坂原委員長 答弁をお願いします。辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 廃棄物減量等推進審議会ですが、平成20年12月20日に委嘱をしております。

それ以降、開催しておりません。令和6年度に一般廃棄物の処理基本計画策定予定となっております。それに伴い、審議会を開催したいと考えております。審議会委員は一から選ぶことになります。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 となると一般廃棄物処理基本計画、これ、実際計画期間は、ごみ処理基本計画が平成30年から令和7年度で、生活排水処理基本計画が平成30年度から令和9年度と、まだ計画期間中ではあるのですけれども、この間、毎年開催するとなっているのですけれども、組織自体なかったということですね。

なるほど。この審議会は条例もあつて、廃棄物減量とカリサイクル等に関わる審議をするところなので、それは大分まずいのではないかと思います。この辺の考えについて、回答をお願いします。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 20年以降は特に審議する、委員おっしゃるとおり、今後そういったことで毎年審議すると、条例になっておることですので、今後毎年、委員の皆様にご審議いただけるように調整してまいりたいと思います。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 やっていなかったというところを、今、言っても仕方がないかと思うのですけれども、計画上に毎年開催して、審議して、公開すると書かれているのを、この何十年とできていなかったというのはすごい問題だと思いますので、これは早急に、取りあえずもうこの組織をつくって、しっかりと廃棄物関係について岬町として取り組むというふうにお願いしたいと思います。

そして続いて、これに一応関係する部分ではあるのですが、予算書になく、繰越明許費もないので、お聞きしたいのですが、地球温暖化対策実行計画事務事業編、改定支援業務委託料が今年度計上されていたと思うのですが、これがほかの計画とか、結構年度をまたいであるやつは予算計上されているのですが、これは今年度計上されていないということは、本年度中に策定される予定ということでしょうか。

これもまだホームページ上で公開されていないので、その状況をまずお聞かせいただきたいです。

坂原委員長 答弁をお願いします。竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

地球温暖化対策実行計画事務事業編につきましては、今年度策定の予定でありまして、年度内に策定に向けて、今現在、事務処理を進めている途中でございます。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 年度内で策定ということは、パブリックコメントは実施しないということですか。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

パブリックコメントにつきましては、一応、期間がございまして、実施する予定だったので、ちょっと。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 地球温暖化実行計画につきましては、この3月末に出来上がる予定です。出来上がったものに対して、4月以降にパブリックコメントを行い、事務局で取りまとめを行いたいと考えております。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 なるほど。案を今年度中に策定して、そこからパブコメを実施していくというところで、認識しました。引き続き、よろしくお願いします。

続いて、同じ111ページの、12委託料の飼い犬登録システム保守管理委託料。これは今年度新たに追加された項目だと思うのですが、こちらについて説明をお願いします。

坂原委員長 答弁をお願いします。竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、新たに飼い犬登録システム保守委託料というところで、犬の登録管理システム、マイクロチップが今後、埋め込まれた管理システムを運用するに当たって、それに対するシステムの更新及び保守費用ということで、29万7,000円を計上させていただいています。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 確かに、飼い犬登録するやつで、マイクロチップを搭載しているものはまた別で、多分申請が要る仕組みだったかと思うのですが、これはシステム自体は今までもあって、そのシステムを更新するということですか。今の回答だと。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

谷地委員のおっしゃるとおり、システムを新たに更新するというごさいます。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 更新するということは、今までも。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 犬の登録管理システム自体は今までありました。今回の登録管理システムをマイクロチップ対応とするための費用となります。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 システムとしては既存もあったということは、前年度にこの保守委託料というところがなかったのは、どういったことになるのですか。特に保守費用というのは、保守切れだったということですか。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 今までの分ですけれども、担当課としては計上しております。

したが、査定の段階で削られていたということになります。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 なるほど。保守費用は通常、やはり発生するけれども、査定で予算がつかなかったもので、もう保守が切れている状態で使用されていたということかと思うのですけれども、こういったシステムはいつ壊れる、トラブルが発生するか分からないものなので、やはりできる限り保守契約というところはきちんと締結していただいて、何かあったときにきちんとすぐに対応できるような体制を構築すべきかと思うので、その辺また、今回システムを更新されるということなので、引き続き保守も契約されるということなので、それで運用してもらえればと思います。

引き続いていいですか。

坂原委員長 どうぞ。

谷地委員 引き続き、同じ111ページ、先ほどの質問に関連するのですけれども、一般廃棄物処理基本計画策定業務委託料、これが700万円計上されていますけれども、こちら、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画、この2つの計画が一体となっている計画だと思うのです。

この計画期間がさきほど説明したとおり、ごみ処理基本計画は平成30年度から令和7年度という8年間、来年度で切れる。生活排水処理基本計画は平成30年度から令和9年度なので、まだ計画期間に時間があるのですが、今回策定するということは、この2つの計画期間というのはどのように考えられるのか、これは以前、私、議会での一般質問で、ごみ処理基本計画が令和5年度中間見直しというところだから、これは実施するのかという質問をさせてもらった際に、当時は令和5年度に実施するという話でしたが、いろんな計画策定が重なった年度だから、令和6年度に中間見直ししますという回答だったと思うのですが、今回は中間見直しではなく、新たに計画策定をするということなのですか。こちらについて回答をお願いします。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

一般廃棄物処理基本計画については、平成30年度に第2次一般廃棄物処理基本計画を策定しておりますが、第5次堺町総合計画と大阪府循環型社会推進計画が令和3年に策定しておることから、本基本計画の策定を行うものでございます。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 私の質問に対して、回答と少しずれていると思うのですが、まず1つは、今回は中間見直しではなくて、新たにこの第3次になると思うのですが、一般廃棄物処理基本計画というのを新たに策定されるのかという部分と、この2つの計画期間というところ。これにはずれがあるのですが、また新たに、例えば令和7年度からごみ処理基本計画は8年間、生活排水処理基本計画はここから10年間という、そういった計画期間でつくり直す予定ですか。この2点をお願いします。

坂原委員長 今、辻里総括理事の手が挙がっていましたけれども。

辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 谷地委員おっしゃるとおり、計画期間のずれがありますので、次の計画においては見直しを行い、統一するかどうかは、計画の中で考えていきたいと思います。

第2次の後の第3次計画を立てる予定です。新たなものに生まれ変わると考えております。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 なるほど。あくまで中間見直しではなくて、第3次という新たな計画をつくるということで、この2つの計画の計画期間のずれに関してはどうするかというのは、これから検討するという、そういった回答だと思うので、こちらでは認識することができました。引き続き、よろしくお願いします。

もう一点だけ、同じ111ページで、18負担金、補助及び交付金の、電気自動車等導入支援事業補助金。

令和5年度当初予算は200万円が、今回90万円で減額になっているのですが、令和5年度の実際に申請された実績と、あとは、令和6年度はどれくらいの利用を見込んでいるのか。

これはたしか、電気自動車と燃料電池自動車で補助金も5万円、20万円、違ったものだと思うので、それぞれの見込み台数と、実績について回答をお願いします。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

令和5年度については200万円の予算を計上しておりましたが、実績等が、来年度につきましては、電気自動車5万円を10台分、燃料電池自動車20万円を2台分として、合計90万円の予算計上をさせていただいています。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 実績につきましては、6件ございました。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 実績について、それぞれ電気自動車何台、燃料電池自動車何台というのが分かれば、回答をお願いします。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 電気自動車6台です。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 ということは、燃料電池は0台ということですね。分かりました。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。早川委員。

早川委員 重要施策の、健康づくり食の教育事業。これは予算書の中でどこに計上されているか分からないので教えていただきたいという点と、この内容に書かれています、ワクワクEXPO第19回食育推進全国大会に出展し、食育の推進、地産地消の推進、特産PR等々書かれているのですけれども、具体的な、どういう推進であるとか地産地消の推進の中身について、特産品については複数の担当課で、ちょっと違うかなと思うのですけれども、分かる範囲で教えていただきたいと思っています。

坂原委員長 川井副理事。

川井しあわせ創造部副理事 早川議員のご質問にお答えいたします。

まず、予算につきましては112ページ、保健事業費の中で、まず報償費といたしまして4万7,000円。これは連携大学の講師報償費と考えております。費用弁償といたしまして、協力事業者の高速代として1万1,000円、普通旅費で5,000円。こちらは大会説明の参加旅費と考えております。消耗品費として4万4,000円。こちらにつきましては、大会時にかかる事務用品、その他、試食を提供することを考えておりますのでその材料費等、あと、食育関係のリーフレットの購入費を考えております。印刷製本費として6万円、こちらにつきましては、食育に関するポスターの作成を考えております。通信運搬費といた

しまして、事務用切手として1,000円。駐車場使用料として1万2,000円。こちらは会場駐車場の使用料と考えております。高速道路使用料としまして、役場職員が会場へ向かうための高速代を1万6,000円、備品借上げ料として10万5,000円、こちらはブース展示用の備品のレンタルの、レンタル費用と考えております。イベント参加負担金といたしまして、2万2,000円、こちらは出展負担金と考えております。合計で32万3,000円を予算で計上させていただきます。

また、このワクワクEXPO with第19回食育推進全国大会の概要でございますが、こちらは農林水産省及び大阪府、大阪市、あと第19回食育推進全国大会大阪府事務実行委員会が主催いたしまして、万博前年度の令和6年度、食育推進全国大会を誘致し、万博のコンセプトである未来社会の実験場の食に特化したイベントとして開催されると伺っております。

食と健康と万博を、3本柱をテーマにブースやステージイベントが構成されます。日程としましては、令和6年6月1日と2日、会場は大阪南港のATCホールになります。テーマといたしまして、いのち輝くミライ食育を掲げ、先ほど説明しました内容でイベントが開催されます。

来場者予定は2万5,000人を見込んでいると聞いておりまして、岬町からは自治体として1ブース出展させていただく予定です。

内容といたしましては、岬町のブースといたしまして、まず岬町の自然の恵みを感じていただけるよう特産品の紹介、あとは試食を考えております。あと、食育の中でやはり野菜の摂取量を簡単にチェックできるベジメータの体験を予定しております。また、パネル展示におきましては、これまで行ってきました岬町の食育事業を中心にパネルを作成したいと考えております。

大きなイベントですので、この自然の豊かな岬町をPRできるように、本町の紹介、観光案内リーフレットを配布したいと考えております。

食育につきましては、食の教育のみならず地産地消、食品のロス、地場産業の推進等ありまして、保健センターはどちらかといいますと食の教育部分になるのですが、やはりこのイベントに参加するに当たりましては、役場内で関係部署、食育に携わる関係部署、しあわせ創造部ほか産業振興課と、企画の担当部局、あとは学校教育。その担当課で話し合いをこれまで2回ほど持たせていただい

まして、今、出展に向けた準備を進めているところです。

坂原委員長 早川委員。

早川委員 先ほど副理事が言われたように、いろいろ担当課をまたぐ事業ですので、しっかり検討、タッグを組んでいただいて、しっかりPRしていただきたいと思います。

坂原委員長 ほかにございませんか。谷地委員。

谷地委員 私からまた何点かありまして、115ページ。

115ページで、令和5年度の当初予算に記載されていた、健康教育委託料というのがなくなっているのですけれども、これがなぜか。

あとは同じ115ページで、12委託料の中で健康増進計画等策定業務委託料、これは令和5年度にも計上されていて、今回、新たに計上されているのですけれども、多分先ほど、子ども子育ての計画と同じような形で、内容が少し違うと思うので、それを説明していただきたいです。

坂原委員長 川井副理事。

川井しあわせ創造部副理事 谷地議員のご質問にお答えいたします。

委託料のうちの健康教室委託料につきましては、こちらの事業は令和5年度まで健康ふれあいセンターピアツツア5に委託事業としてお願いしていたのですけれども、来年度の調整に当たるときに、教室の講師の派遣が非常に人員的に難しくくてできないということを言われまして、急遽、場所をお借りするだけで、こちらで講師を探して、来年度の予定を立てております。その部分につきましては報償費として、報償費のほうに差し替えて計上しておりますので、事業については継続予定にしております。

もう1つのご質問でありました、健康増進計画等策定業務委託料につきましては、こちら谷地議員ご認識のとおり、令和5年度と令和6年度、2か年で策定をしておるもので、今年度につきましては、健康づくりに関する住民のニーズ調査、あと基礎データの収集をしようとしているところです。

来年度につきましては、実際の計画の策定業務に入っていくものとなっておりますので、今回、計上させていただいております。

坂原委員長 よろしいですか。谷地委員。

谷地委員 最後にもう一点だけ、121ページで、12委託料の一番下で、警備委託料2

5万9,000円というのが計上されているのですけれども、恐らくこれ、令和5年度の予算では、この機械機器異常通報業務委託料というものと一緒なのかとは思っているのですけれども、そちらについて回答をお願いします。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

警備委託料としまして。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 谷地議員おっしゃるとおり、機械器具異常通報業務委託料となります。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 ちなみに、これはどういった業務になるのですか。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

し尿処理施設の異常発生時の通報委託でございまして、総合警備保障が異常の場合は現場に行き、し尿処理施設の現場の職員に状況を報告するというところでございます。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 なるほど、特に人が常にいるというわけではないけれど、総合警備保障に委託していて、何かあったら駆けつけるという内容かと思うので、承知しました。

坂原委員長 ほかにございませんか。松尾委員。

松尾委員 私からは、119ページ、12委託料の中で何点かお聞きしたいと思うのですが、可燃ごみと資源ごみに係ることですが、来年度は今年度よりも可燃ごみ、そして資源ごみというのは減るのか、増えそうなのか、お答えいただきたいと思うのですが、どんなものでしょうか。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 可燃ごみにつきましては、令和6年1月の状況と令和5年1月との差でいきますと、令和4年が3,962トン、令和5年が3,765トンで197トン減っておりますが、横ばい状態だと考えております。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 これは可燃ごみということですかね。この12委託料の一番上の可燃及び資源

ごみ収集委託料が去年よりも若干ですけれども、高くなっているというのと、あともろもろが若干上がっていきなりするんですよ。例えば粗大ごみ、不燃ごみ収集運搬業務委託料であったりとか、リサイクル施設運営委託料というのが上がっていきなりしております。

資源ごみについても、どういう水準でいくのかというのをまた聞きたいのですけれども、そういった中で上がっている要因というのは何なのかというのを聞かせください。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 先ほども言いましたとおり、ごみの量自体は横ばい状況です。委託料のちょっと上がっている部分につきましては、人件費の高騰が大半を占めております。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。人件費が上がっているから価格が上がっているよということですよ。

私は一般質問でたしか12月だったかな、ごみとかリサイクルの件で一般質問させていただいた中、ゼロカーボンシティの挑戦をするという岬町において、そのカーボンの量を、排出されるカーボンの量というのが多分この美化センターが一番多いのではないかと思います、この可燃ごみを燃やすときの排出量が一番多いと思うのですけれども、それはそのとき数値化がされていなかったかと思うのですが、今後その数値化をする予定があるのか、もしくはできているけれども、公表していないのかどうかというのを聞かせたいと思います。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 松尾議員おっしゃるとおり、12月の一般質問の時点では数値化が難しいと答えていましたが、今も状況は変わっておりません。数値化は難しいです。電気代の使用量で二酸化炭素の排出量を出すことは可能ですが、燃焼によってCO²の発生量の数値化は難しいです。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 ゼロカーボンシティの挑戦と言われるとね、やはり住民さんにとっては、岬町も町を挙げて町全体で排出量を抑制していこうという動きにしているのかなと思われがちだと思いますし、ほとんどの方がそうだと思うんですよ。もちろん

ん目指すべきはそうあるべきだと思っているんですよ。やはり数値化は必要な気がするのですが、やはりどう考えても、その美化センターから排出されるCO²が一番多い中でその抑制をしようと思ったら、やはりごみ軽減というところにつながってくると思うんですよ。あと炉の補修とか、焼却場を何とか長寿命化をしていこうと思えば、やはりごみの減量というのは絶対避けて通れないと思うんですよ。

そうなってきたら、両方要と思うんですよ、やらないといけないことというのは、その数値化で、住民さんに対する啓発、ごみの量をできるだけ減らしていきましょうという啓発も必要だと思うんですよ。この2つがいると思うんですよ。

もう一度聞きたいのですが、そういうお考えがないのか。要はごみの減量に対する前向きな動きを取っていくのか、いかないのかというのをお聞きしたいと思います。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 ごみの減量化につきましては、担当としてもごみの量を減らすように広報等を行い、減量に努めてまいります。

美化センターのCO²の排出量につきましては、美化センター自体の電気料でしたらCO²の排出量を出すことができますので、その数値を数値化するのは可能と考えております。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。それ以上しないということが分かったわけなのですが、これはごみ処理に関する全体的なことをお聞きしたいと思うのですが、町長がよく言われる財源が本当に厳しいのは、この予算書を見てもすごく伝わってくる場所なんです。もう本当に基金が取り崩されていって、財政調整基金も本当に底が見えてきている状況であると。一方では、ごみ処理施設は、町長がおっしゃるには、今の美化センターの長寿命化を進めていって何とか延命化を図っていきたい。でもかかってくる費用というのが、本当にこう見ても、人件費の高騰で、ごみはちょっとずつ減っているけれども、そこにかかる経費というのは上がっていく一方だという状況が今あると思うんですよ。果たしてこの財政状況は今後どうなっていくのかすごく心配しています。令和6年度

の新規ではありますが、今こそやはり抜本的に見直さないといけないのではないかと思っているんですよ。

例えば、見直さなくても、5年先、10年先をどういうふうにまちづくりとして、この問題を捉えていくのか。要は予算をどう削っていけるのかどうか。あとごみをどう減らしていけるのかというのもこれにリンクしてくると思うのですが、そういう5年先、10年先。これもさきほど谷地委員のおっしゃっていた、計画でやっていこうというふうなことは分かるのですが、なんかいまいちぴんとこない、人ごとのような気がするんですよ。町としてこうしていくんだ、5年先こうしていくんだという何か強い指針みたいなものはないのですかね、町長。

坂原委員長 田代町長。

田代町長 松尾委員さん、本当に財政のことも含めて、いろいろ将来のことも含めて考えていただいて、本当にありがとうございます。

ごみ処理の、まず延命化をやっていくか、それとも広域化へ持っていくかということで非常に我々としては悩んできたわけなんですけども、結果的に、泉南市、阪南市さんがやっておられる広域ごみ処理場へ岬町が参加した場合の年間の維持または負担金を考えますと格段の差がある。つまり現在の焼却場を延命化しながらやっていくほうが財政負担は軽減できるという判断で、現在、延命化処置による、毎年定期検査をしながら延命化をやってるわけなんですけども、ただ、我々の地域と、またお隣の阪南市さんを比べても、全然違う形になってるかなと。例えばごみの袋は有料化。そういうのを他の市町村はやっておられます。

減量化する一番の最善の手当はごみを有料化することが、一般家庭のごみは減量してくると。言わば有料化。しかし、これは税でやっぱり賄うというのが基本であるので、岬町はごみの無料化を続けてきているのですが、減量化となると、そういったことも含めて、他の考え方に変えていかなければならない。また、庭木の剪定ごみ、また家庭から出る、引っ越しとかいろんな出たごみ、そういったものをもう全部止めてしまうのか。止めてしまうことによって、ごみの減量化につながっていくわけですね。

しかし、岬町としては非常に難しい問題があって、言わば綱引きでいうたら、片一方が引けば、片一方は。力関係でいくと、非常に弱い強いがあって、なかなかそのところに踏み切れないところが我々としては非常に悩みの種ですけれども、

しかし片方では、やはり財源が乏しい。そういった中で今行革をやりながら、少しでも財源を確保しなければならないという状況がある。そういったいろんな事情がある中で、やはり最終的には、住民の要望に応じていくというのが我々の務めであると、そう思っています。

しかし、ごみの減量化、言わばCO²をなくすためにゼロカーボンシティということを考えている。あくまで取組方をやっていこうというのは、まず初めに、庁舎内からやっていこうと。我々は住民にしわ寄せを先に持っていくよりも、役場の中のいろんな、車にしても電気自動車に替えるとか、また、各職員が出すごみをプラと普通のごみと分けていくなど、そういうことからどんどん進めていこうということで現在やってきております。

ですから、松尾委員おっしゃるように、確かにごみを減量化することが、ゼロカーボンシティの看板を上げている関係上、一番早道なんですよ。ところが、お金よりも住民のサービスを低下させたらあかんというのがやっぱり最優先するんじゃないかな。だから、ある程度絞り込みはしないといけないと思うんです。例えば今いろんなごみを受け取っているのを、これとこれは何とか我慢して住民の方にご無理をお願いしようかということは、これはしないといけないと思います。しかし、今やっている受入れ体制というのは、そうむちゃな受入れ体制はやっていないと思います。ありがたいことに、まだうちは埋立処分地を持っていますので、そこで問題のない処理はやっておる。そういった状況の中でいくと、広域化することよりも、やはり自分とこのごみ焼却場を延命化させて、そしてごみの減量化を図りながら、経費の削減を図っていく。

ですから、今おっしゃったように、経費が多くなるっていうことは、私はあまりないと思っています。先ほどの委託料の人件費なんかほとんど物価高騰によるもので、人件費の増額などがあって、できるだけ厳しいチェックをしながらやってきていることは事実でありますので、皆さんがおっしゃるように、住民と一緒にやってこのゼロカーボンシティ宣言を、できるだけ2050年ですかね。間違っていたら訂正してください。2050年までにやっぱり我々としても、それに向かって頑張っていくしかないのかなと、このように思っています。

ですから、減量化することは非常に岬町としては今の状況では、住民にしわ寄せをしないといけない状況の中で、ごみの減量化ということを考える必要はある

のかなと思いますけれども、非常にそれは厳しいのではないかなって、このように思っていますので、その辺はご理解していただきたいと思います。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 まさしく減量化しかないのですけれど、この予算を見てくると、ずっと見てきますけれどもね、固定費、要はこのごみ処理をする固定費はなかなか削減できていないのですよ、ずっと見ていても。かといって、歳入はどうかというと、もう目減りしていく一方ではないですか。その中で基金もだんだん使い果たして、何か底が見えてきているというところに問題があって、何か我々というか、私自身からすると本当に先が見えなくなっていると思っているんですよ。

要は2年先も3年先すら雲行きが怪しいなと。ほんとうに大丈夫か。その地方債も合計がまだ70億円あるわけですよ。我々世代もそうですし、その先の世代に要は先送りしている感をすごく感じているんですよ。これは心配ですよ、心配している中でね。やはり抜本的に、町長は延命化する、岬町に炉を置いたままずっと延命化するというのがあれば、歳入を増やす何かの方策を打つとかというのがもし何かあれば分からないでもないのですが、そのままずっと目減りしている中で、先が何か思いやられるような気がするんですよ。

このままいったら本当に岬町が本当に厳しくなるなと思っているのですけれど、この辺り、なかなか町長から今のところ、抜本的な改革がなされるというところも聞けていなかったのも、あまりどうかなと思うのですけれど、ありますか。

坂原委員長 田代町長。

田代町長 財源が目減りしてくるということは当然おっしゃるとおりだと思います。しかし、ほかに事業をやって、例えば今定例会にご提案申し上げます子どもの学校給食の無償化もやらないといけない。いろんな皆さん方からの要望のものをどんどんやっていかないといけない。そういったことをしながら、行政運営をしっかりやっていく、財源の確保を見ながらやっていく。これはもう間違いなくそうやってきているんですよ。しかし、どうしても町単独でやらないといけない事業ってあるわけですよ。それをどうするかっていったら、やはりどうしても基金を取り崩しながらやっていき、また基金を積み立て。

私が就任したときは一歩も下がれんような状態だったんですよ。それを今日までここまで来て、あらゆる事業やってきた。じゃあその財源はどこから引き出し

てきたんかと。町民に求めてきたのかっていうのではなく、大阪府・国の補助金とか交付金とかそういったものをうまく受けながら、今日までやっているわけで。決して先が見えないことではないと思います。先に見える町政運営を進めるために、どうするかっていうことを毎日議論しているわけです。

だから、議員の方はこんなこと言ったら大変失礼ですが、委員長、お許し願いたいんですけども、やっぱりこういうことやったら、ああいうことやったらええということで、要求はやっぱり我々のほうへ来るわけなんです。それをできるだけ応えていこうとして、担当は頑張っているわけなんですよね。じゃあそれもみんなやめてしまうのかと。そうはいかないと思うんですよね。私も給料15%カットして、退職金50%カットして、この15年間やってきました。特別職も一緒なんですけども。じゃあ議会の議員さんの報酬を、わずかな報酬をカットできるのかっていうたら、それもなかなか難しい。

ですから、そういったことを考えて、私は全体を考えていかないといけない。松尾委員さんの場合は、今はこのところの問題を網羅して発言なさっているけれども、町政運営というのは、全体を見た中でやっていかないといけない。そういうことがあるということも理解をしていただきたいなと私は思います。

ですから、厳しいことはもう間違いありません。それをしっかりと議会の皆さんの協力を得ながらですね、計画を立てたり、そしてまたやらないといけない事業は思いっきりやっていく。めり張りをつけてやってるつもりなんですけども、なかなかその認知度は、中原委員さんからもご指摘がありましたけども、やっぱり住民に対する認知度が低いのは、やはり町からのPRがなかなか足りない面があってですね。しかし、私の耳に入ってくるのはいろいろと子育て環境についても、よくここまでやってくれたなと耳に入ってきますし、ただ、問題提議をされる場合もありますけれども、なかなか財源がついてこないというところもあって、先ほど谷地議員さんから出ていましたけれども、公園の問題の整理についても、私は「使っていない公園はもう廃止したい」とはっきり区長会で言っているんですよね。ところが、区長会としては検討したけど、「公園の維持管理は、自分らで、できないが、何とか置いてほしい」という声がある。その辺を我々としては、どうやって経費を少なくする、草刈りの費用を少なくしよう。公園一個でも減らしていくことが大事だなと思いながらも、住民の方が、何とか置いてほしい、使

わせてほしいということで、なかなか都会と違って、言わば田舎、町ですので、やっぱり行政とかみ合わないところもあるんで。

非常に松尾委員さん、じだんだ踏んでおられると思うんですけども、なかなかね、やりたいことはおっしゃるように、これもやれ、あれもやるって言って、やったらいいんですけども、やっぱり最終的には財源なんですよ。財源を我々は考えていかないと、前に進めないということだけご理解していただきたいと思っています。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 本当に私は心配しかないのですよ今。町長はこの問題に特化されて言われているとおっしゃっていましたが、私この後のバスのことも言わないといけないなと思っているんですよ。要は、過疎債を使っている部分がありますよね。その部分にもやはり関わってくるんですよ。これだけではなくて、ほか学校の問題とかもね、全部私は一応見ているつもりなんですよ。その中で抜本的な改革というふうなことは言わせてもらった中なんですよ。

あと財源についても、私が議会に来させてもらったときは財政調整基金11億円ぐらい……。

坂原委員長 すみません。途中ですが、大変重要なテーマについての議論だと思うのですが、今日は厚生委員会の審議ですので、新年度予算についての質疑をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

松尾委員 分かりました。どう言っているのかというところですけどね。要は、この部分でいうとね、抜本的な改革とは何かというと、私たちはこの間、鹿児島県大崎町というところへ行かせていただいたんです。そこは我々岬町と違った、ごみ処理の方法を取られているんですよ。そこは何かというと、埋立てをされているんですけど、ただ違うのは、我々と違ってもうリサイクルをめっちゃくちゃ進めている。埋立てもマスクとかオムツぐらいのものしか埋め立てていないという状態なんですよ。あとは焼いていないということなんですよ。毎年、多いとき、そのリサイクルで利益が出た場合は、町民1人当たり2万円、商品券でバックされる。町民の方はめっちゃめっちゃ喜んでいます。有料化ではないんですよ、逆なんですよ。前へ進めるから、住民にとってすごくよくなっている。喜んでもらっている、そんな施策があるということなんですよ。

だから、そこまで抜本的なことをしないと、もう本当に私は心配で仕方がない、この予算を見ると。学校のこともそうですね。統廃合しないという、町長のお言葉なんですけれども……。

坂原委員長 松尾委員、それはもう所管が違いますから。質問は手短に簡潔にお願いします。

松尾委員 そうですね、分かりました。ということなんです。要は、抜本的に改革される考えがあるのかというところを、もしお答えできるのであれば、お答えいただきたいと思います。

坂原委員長 田代町長。

田代町長 現状を維持しながらやっていくしか、今の状況ではできないのかなと。これを抜本的に、今おっしゃっているような内容には、この地域、言わば漁業権の問題とかいろんな環境問題がありますので、なかなか難しいのかなと思っています。

ですから、一番早いとしたら、やっぱり広域化へ持っていくというのがいいんですけれども、かなりの委託料というのですか、そういった負担金を支払っていかねばならない。現実には広域消防にしても、広域企業団にしても、最初のうちは負担金も少なかったのがだんだん上がっていくというのがあって、なかなかこれも難しいという問題がありますので。

今の焼却炉については、延命処置をしながら、そして少しでも長く使えるようにして、経費の削減を図っていききたい。そしてまた、ごみの減量化にも努めていきたいというふうに思っていますので、ご理解賜りたいと思います。

それで、財政のほうは心配要りませんので、しっかりとやっていますので安心してください。

坂原委員長 松尾委員、これから具体的な案件ということで質問をお願いします。

松尾委員 そうしましたら具体的なところでいうと、119ページの電気保安業務委託料が56万円上がっているのですけれども、昨年度よりも高くなっているんですよね。この理由をお願いします。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 令和6年度から充電設備の容量により、保守業務委託料を算出するようになったことから、電気保安業務委託料が増加しております。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 予算書の107ページの衛生費の保健衛生総務費の一番初めなのですが、ここでも一般職級の人数が10人と記載されていますが、1年前の今年度の予算で8人と書いていたのです。これはさきほどの説明と同様であるとするならば、今10人いるから10人と書いているという理解でいいのか、お聞きしておきたいと思います。

坂原委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 中原委員のご質問にお答えします。

そうですね、現行体制に合わせて予算組みをしております。それで令和5年度の当初と令和6年度の今回の予算との職員数ですが、プラス2名ということなんですけども、先ほどお話しした子育て支援課に配属されていた職員が定年退職になって、再任用職員になって保健センターのほうで今事務をしております。あともう1人プラスなんですけども、昨年度とかの後期高齢の特会のほうで、保健師を1名つけておったんですけれども、インボイス制度の関係で、人件費をこの一般会計の衛生費のほうで支弁するような形に変更したため、体制は変わってないんですけど、人数だけ変わってるっていう状況です。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 何か今インボイス対応とかお聞きしましたが、また個別で聞くようにしたいと思います。何か難しい複雑なことがあります。そんな感じで、またぜひ教えてください。

引き続いて、109ページの真ん中辺りに節18負担金、補助及び交付金とありますけれども、ここに泉州広域母子医療センター運営事業負担金というのが以前はあったのですが、見当たらず、何かこの件は過去の議会でも聞いたような気もしたのですが、ちょっとおさらいになったら申し訳ないのですが、事情をお聞きしておきたいと思います。

坂原委員長 川井副理事。

川井しあわせ創造部副理事 中原委員の質問にお答えいたします。

こちらの泉州母子広域医療センターの負担金なんですけど、こちらりんくう総合医療センターの周産期センターの運営に係るものでございまして、負担金については貝塚市から岬町までの4市4町で負担をしているものです。

そちらの実際収支がやはり赤字になりますので、その赤字の2分の1を分担し

ているものなのですが、こちら令和6年度におきましては、実際令和4年度の決算が出ましたときに、令和4年度、実際に当時負担金を687万4,000円お支払いしてたんですが、決算が出まして、実際の負担額の精算額263万6,000円で、この差額が423万8,000円多く支払っているということになります。これを令和6年度の負担金等で調整いたしましたところ、令和6年度の岬町のそもそもの負担金202万8,000円だったんですね。この差額で221万1,000円、実は令和6年度の一般会計予算の歳入、22諸収入、雑入のところで、泉州広域母子医療センター運営事業返還金ということで計上させていただいております。

ですので、通常であれば、負担金をお支払いしてるところなのですが、令和6年度につきましては負担金の支払いはなく、返還金として歳入を計上したという形になっております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 何となくそんな話を聞いたような気がしました。要するに払い過ぎていたということですか。

坂原委員長 川井副理事。

川井しあわせ創造部副理事 そうですね、実際この予算を算定するときに、前年度の出生数、は人口、あと実際にりんくう総合医療センターのほうで岬町の方がどれだけ出産をされたかによってすごく影響を受けるもので、令和4年度の前の令和3年度にりんくう総合医療センターで15人ほど出産されてまして、全体の出産数の中では結構その患者割合が上がったんですが、逆に令和4年度、その令和3年度の人数で算定したところ、今度は5人程度の出産になりまして、そこで患者割合としての負担率が下がりまして、かなり金額に差が出たところになります。

やはり実際どれだけのお子さんがりんくう総合医療センターで出産されるかというのはそのときにならないと分からないんですね。というのも広域医療センターにつきましては、ハイリスクの方を受け入れていただくということになっておりますので、負担金が増えたり減ったりはするんですが、できるだけその運営を支えるために、今4市4町で負担をしていきたいなと思っております。なので、令和7年度のときにはまた変わってくるのではないかというふうに見ております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 事情が大変詳しくよく分かりました。何かもしかして払わなくていいようになつたらいいなとか考えていました。ありがとうございます。

そうしますと、111ページで目3の環境衛生費のところでお尋ねします。

111ページの上のほうに節1報酬ということで、先ほど質疑が行われておりました廃棄物減量等推進審議会委員報酬というところで、谷地委員がいろいろお尋ねになっていたと思います。この委員報酬は過去にも同じものが、金額は違ったかもしれませんが、同じものが設けられたけれど、結局会議を開かずに決算では出てこないということが過去にもありました。

だから、恐らくそのときも開こうと思って、何かの計画があつたけれど開かなかったと、開けなかったのか、詳しい事情については、そのときはお尋ねしませんでしたけれど、そんな経過がある審議会なのですね。

ただ、今回は必ず開かなければならないということだと思いますので、この機会にお尋ねするのは、予算としては17万円ということでありますけれども、これは年間何回ぐらい、もう恐らく今年度開いて計画を立ててということだと思うのですが、何回ぐらい審議会を開こうと計画されているのか、お聞きしたいと思います。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

令和6年度につきましては、2回開催予定と考えております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 一般廃棄物の処理基本計画ですね。無事に策定がなされるようにというふうに思います。

それで、さきほどこの辺りの議論で、CO²の量が計算できないというか、数が出せないというようなことをおっしゃっていたかなと。119ページの議論のところでお聞きしたと思うんですね。119ページの清掃費の節12の委託料のところ、松尾委員の質問に対してのお答えだったと思うんですね。

CO²の排出量を数値化しないと地球温暖化の防止とか、いろんな目標の達成ができないのではないかという、松尾委員の主張だったのかなと思っているのですが、岬町が作っている計画に温室効果ガスの排出量とかを出しているのがありますよね。だから、そういうのを基にして、計画というか、できるのではな

いのかと思うのだけれど、違うのでしょうか。計算して出せませんとはどういう意味かなと思いお聞きします。

坂原委員長 ちょっとお待ちください。

質問の途中ですが、今4時55分で5時を回りますが、このまま引き続き審議を続けたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 先ほど松尾議員がおっしゃっておいしたのは、焼却に伴うCO²の排出量のこと、焼却に伴うものでしたら、CO²の排出量を出せないと言ったもので、ごみ処理施設の電気代は把握しておりますので、ごみ処理施設のCO²の排出量を出せますということです。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。過去に策定をされた地球温暖化対策実行計画の事務事業編の中で、松尾委員がおっしゃったように、一番CO²の排出量が多いのは美化センターだとか、その排出量等についてもいろんな資料がありましたので、どういうことかなと思っていただけたけれど、そういうことなんですね。焼却に係るCO²は計算できないと。だけれど、それ以外の部分では電気代、エネルギーの消費量からCO²の排出については計算ができるということですね。ぜひそのCO²の排出量を減らすということでご尽力いただきたいと思います。それについては、今は結構です。

111ページで、項目がないのですが、さくらねこ活動についてお聞きしておきたいと思います。

項目がないというのは、要するにお金を特に使わないということが基本なのかと思うので、人件費としては、もちろん発生しているわけですが、職員の皆さんのいろんなお仕事の一環としてしか反映されないのでは、なかなかどこでというふうに質問しにくいのですけれど、さくらねこ活動ですね。

まず登録団体数とそれぞれの団体の活動状況についてお聞きしたいと思います。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 登録団体数につきましては5団体登録していただいております。令和5年度まだ終わっておりませんが、2月末で申請枚数が3枚、令和4

年度は5枚となっております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 少しずつ活動が進められてきているのかと思います。それで、以前十分一般質問をできる時間がなかったものですから、改めてこの場でお聞きするのですが、このさくらねこの活動ですね。これでネックになっているのは何だというふうに、担当課としてはお考えですか。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 問題となっている点ですが、岬町から近くに病院がないということが一番の問題だと考えております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 おっしゃるとおりです。近いところに、和歌山と府内で、一番近いかどうか、熊取町ぐらいですよ。この活動がどんどん進んでいくようにならない理由はおそらくにもあると思っているのですけれど、近くに病院がないだけが理由だというふうに思っていますか。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 病院以外にも捕獲するときの檻も聞いたことがあります。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 私も直接この取組に自分が関わったというわけではないのですが、この取組に関わっている方から今回いろいろお聞きできたのです。それで、もちろん捕獲器の問題もありますが、それよりももっとやはり病院のことなのですね。協力してくれる病院が近くにないだけでなく、まずもう数が少な過ぎるんですね。ですので、やはり協力してくれる病院を増やす取組をしないといけないということだと思います。

協力をしてくれる病院が少ないから、もし近いところに病院があっても、手術の予約がいっぱいなんですよ。おなかが大きくなってしまったら、もう手後れになってしまいますのでね。やはり手術を協力してくれる病院を増やすことが大事だと思うのですが、そのことについて、何か岬町として取り組めることはないのでしょうか。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 取り組めることはないのかということですが、担当課から

協会のほうへ手術できる病院の増加を求めてまいりたいと考えております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 業界もその努力はしておられますよ。だけれど限界があつて。徐々に増えてはきているのです、全国的には。だけれども一方で、閉院される病院もあつたりとか、もうこれ以上受け付けられないということで、協力病院をごめんなさいと辞退するということもあつたりするわけですね。

直接岬町の担当課として、近隣の動物病院にぜひ協力してほしいということをお願いにいくと、そういうことはできないのでしょうか。

町として取り組んでいる事業でしょう、このさくらねこって、違うのですか。それが進まないネック、一番のボトルネックがそこなんです。だから、そこを取っ払おうということを岬町の担当課としてやったらどうなのですかと聞いています。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 阪南市、泉南市の獣医師協会の方に狂犬病の予防注射などを依頼していることから、会議の場で求めていきたいと考えております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 いい答弁ではないですか。いい答弁だと言ったのです。ぜひそういう機会を生かしてね、直接協力病院を増やすことへの努力をしていただきたいと思います。

それでもう一つ、取り組んでいる方からお聞きしたのが、クーポンは個人でクーポンを取り寄せるケースもあるし、自治体として取り寄せてくださっているというやつがありますよね。自治体としては、毎月かな、締切りのタイミングがあるようですね。実はお聞きしたのが、心配な猫がいるから、自治体に言ってクーポンを取り寄せてもらおうかと思い連絡したと。そうしたら、いや、こないだ今月の締切りが終わりましたと。来月になりますよと。来月申請したらクーポンが来るの、また先になりますよね。何か月も先になったら、もう間に合わないわけですね、手術に。それで、もうその方は仕方なく、個人でそれこそ自腹を切つてされたとおっしゃっていたり、あとは個人でクーポンを取り寄せるほうが早いとおっしゃる方もいましてね。

それって、せっかく自治体としてやっているのに、何か役に立たないという感じがして、すごく何か複雑だったんですよね。もちろんそれぞれのところでいる

んな努力をされて、命について真剣にお考えになって、そういう取組をされているということだと思うのですが、せめて自治体のクーポンの、例えば毎月の申請の締切りを団体さんにお知らせするとか、そういう協力であつたらできるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 中原委員おっしゃるとおり、団体さんにはクーポンの締切りは月の何日までですということを再度通知したいと考えております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 ぜひ5つという団体ですので、連絡ができないという数ではないし、この取組が進むようにと。

ただ、自治体を通じてクーポンを取り寄せても、どこに連れていくのかという問題がありますよね。堺市ぐらいまでは行かないとなかなか難しいということもお聞きしています。

ですので、先ほどの捕獲器のこともありましたが、例えば交通費の補助だとか、そういうこともぜひ検討していただきたい。まずは大事なのはお医者さんに協力してほしいという取組を進めていただくことを強く求めたいと思います。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 私のほうから、先ほど中原委員のほうから、さくらねこのお話があつたので、こちらについて私もお聞きしたいのですけれども、さきほど確保する檻が必要というのも1つ課題でありますというのがあつたのですけれども、これ大里委員も以前、一般質問でも檻のレンタルというところ、これを提案されたと思いますし、私も以前、住民さんから直接相談をいただいて、担当課にも檻の貸出しはできないのですかと。ほかの自治体でやっているところもあるというので、相談させてもらったと思うのですけれども、これがそんなに大きい費用がかかると思っていないで。

これは実際に財政的なところで難しいのか、何か別の課題があつて難しいのか、その辺はどういった状況なのか、お聞かせいただきたいのと、あとは檻、実際これを町で買うとしたら幾らぐらいのものなのかというところを教えていただきたいのです。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 おりの件については、幾らかかるかっていうのは聞いておりません。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 これ実際に住民さんと一緒に担当課の方に来ていただいて、提案させてもらった件なので、多分そんなにお金はかからないと思うし、これは前向きに検討していただきたい。

やはりさくらねこの活動で、ふだん餌をやって懐いている人には結構が猫寄ってくるけれども、活動を広げることになったときに、なかなか人を警戒して来ないというところがあるから、そういったところで捕獲器というところも結構有効とも聞いている。

それなので、それが貸し出しできたら、活動がもう少ししやすくなるという話も聞いていますので、これは要望になりますけれども、よろしくお願いします。

坂原委員長 ほかにございませんか。中原委員。

中原委員 予算書の115ページ、一番下の自然海浜保全対策費のところ、節12の委託料として、4つの項目が掲げられています。この中で、長松自然海浜と不法投棄ごみ収集委託料、1つ目と4つ目ですね。これは増額がされているのですね。これは人件費の上昇という感じかと思って見ているのですが、そうなのかどうかということと、それから3つ目の長松自然海浜公衆便所清掃業務委託料。これはシルバー人材センターにこれまでずっと委託してきたようなのですが、これは逆に下がっているんですね。何かちぐはぐな感じがしているのですが、その上がつたり下がったりの金額の設定の理由をお聞きしたいと思います。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

委員おっしゃるように、自然海浜のごみ収集の委託料につきましては、人件費等の高騰で値段が上がったということです。あと公衆トイレの清掃の委託料につきましては、少々お待ちください。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 中原委員おっしゃるとおり、ごみの収集委託料と不法投棄ごみ収集委託料につきましては、人件費の高騰等により若干上がっております。公衆便所の清掃業務につきましては、シルバー人材センターさんの努力により、

若干下げさせていただいております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 予算書の119ページ、真ん中より下辺りの節12の委託料に係わってお尋ねします。

今年度の予算のときは、ペットボトル減容機点検業務委託料というのと、プラスチック減容機点検業務委託料、これは要するに2つともペットボトルとプラスチックのそれぞれの圧縮梱包機の機械の点検業務委託料ということだったのだと思うのですね。私てつきり毎年点検するのかと思ったのだけれど、何か何年かに1回とか、定期はどの定期でやっていくことになるのかをお聞きしたいと思います。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

ペットボトル減容機の点検業務と、もう一つのプラスチック専用機の点検業務委託料につきましては、令和5年度につきましては、チェックリストに基づく点検をさせていただきまして、来年度につきましては、今年度点検しておりますので来年度は点検なしということで考えております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 その先はいつするのでしょうか、点検は。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

2つとも令和5年度に実施していることから、今後の予定につきましては、また機械の状況を見ながら点検委託させていただきたいと思います。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 機械の状況を見ながらということなのですが、機械によって何年に1回は点検しないといけないとか、何かそういうのがあるのではないのかと思うのですけれど、特にないのでしょうか。機械の様子を見ているうちにまた壊れたりしたら大変なので、この2つの圧縮梱包機は、それこそ再資源化の一翼を担うというものになりますからね。先々の計画をきちんと持つべきではないのかと思います。

ただ、私も専門業種ではないので、専門家の方に少なくとも意見を聞いて、次回はいつ頃に必要だという計画を持つべきだと思いますが、その点はいかがです

か。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 この点検業務委託料につきましては、まだ報告書が上がってきておりません。上がってきた段階で毎年計上していくものか、2年ごとなのかを判断してまいりたいと考えております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 報告がまだだったのですね。そのときに次回どれぐらいのタイミングで点検が必要かということを知っていて、計画を立てて、財政にも、うんと言ってもらえないといけませんからね。ぜひ計画的に。急に止まるということのないようにしていただきたいと要望しておきたいと思います。

それから、この同じ委託料の欄で一番下に資源ごみ等運搬委託料とあります。空き缶・空き瓶の項目がありまして、これは今年度の予算よりも来年度予算のほうが金額が増えているということからすると、空き缶・空き瓶の回収量が多いと考えたらいいのか、そういう傾向があると、増えているという傾向があるのか、お聞きしたいと思います。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

委託料の増加につきましては、運搬委託料の人件費の増でございまして、その部分に係る委託料の増額でございます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 今年度予算は284万4,000円です。来年度予算は372万2,000円です。人件費はそんなに上がるのですか。いや、これぐらい上がって景気回復したいぐらいなのですけどね。何か違和感があるのですけれど。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 担当課長が言いましたとおり、人件費の増加もありますが、空き缶・空き瓶の処分量としまして、令和5年度は130トンを見込んでおりました。令和6年度が180トン見込んでおります。そういったことも要因で増加しております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 お互いに長時間になって疲れてきているから、キャッチボールが少ないほうが

いいですね。私はさきほど回収量が増えているとかあるのかなと聞きましたね。そうでしたら、それでおしまいでしたね。人件費増もあったのでしょうか、なるほど。分かりました。

これは有価物が含まれますよね。特に空き缶、アルミスチール、このことについては有価物であるということを前提に、運搬委託は計算されているのでしょうか。

要は回収した業者というか、持っていった先の業者は分別をして売却をして利益を得ることができるわけですね。そのことも計算に入った上でのこの予算額と捉えていいのでしょうか。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 委託料の1トン当たりの処分料の中には、相殺して委託料をはじいております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 参考までに1トン当たりの処分料は幾らですか。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 予算要求しました試算の資料は手持ちにありませんので、また後日報告をしたいと思います。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 他に質疑ございませんか。奥野副委員長。

奥野副委員長 1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

113ページの墓地費の中の工事請負費の墓地改修工事で、法面改修の件でお聞きしたいのですが、結構法面も高く、距離も結構あるところだと認識しているのですが、今回一部を工事されると聞いておりますが、今後数年かけて分けてやっていく段階だと思うのですが、何年計画ぐらいをされているのか、確認したいと思います。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの奥野副委員長のご質問にお答えさせていただきます。

のり面工事につきましては、令和6年、7年度の2か年において実施する予定でございます。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 全長は約76メートルありまして、令和6年度で38メートル、令和7年度で38メートルを予定しております。

すみません、手持ち資料で高さは控えておりませんので、また分かり次第、報告させていただきます。

中原委員 奥野副委員長。

奥野副委員長 高額な予算をつけていただいて、長年にわたる工事ができていなかったのが今回きれいになるということで、深日の墓地を使っている皆さんには喜んでもらえるかと思います。かなり高額な予算をつけていただくことになるので、来年度もこれ同等の費用がかかるのかなという気はいたしますが、よろしくお願ひしたいと思います。

坂原委員長 田代町長。

田代町長 今、奥野委員さんから高額の予算って言っていただいたんですけども、深日の財産区の方の本当に協力があって、これだけ大きな工事ができるというふうに思ってます。ですから、くれぐれも委員さんおられたら、財産区の方にお礼を申し上げたいと思って、一緒にお礼をお願いいたします。よろしくお願ひします。

坂原委員長 他に質疑ございませんか。松尾委員。

松尾委員 私からも中原委員が質問されたところをお聞きしたいのですが、空き缶・空き瓶のことなんですよ。

これはもう同じく去年の12月の議会でも言わせていただいた、提案方をさせてもらったのですけれども、今、辻里総括理事がおっしゃっていた中でいくと、事業者が処分益を含めた予算になっているということが分かったわけなのですからね。例えば、このページでいくと、119ページの委託料の中の粗大ごみ等処分委託料と、あと粗大ごみ等運搬委託料というのがありますよね。これを合わせると1,000万円近く今計上されているというわけなのですからけれども、これを私、以前提案させてもらったのは、その自治区でリサイクル業者に取りにきていただいてやっていくと、そういう仕組みづくりをするだけで、この費用が0になるわけですよ。さらに言うと、各自治区に予算が入るというふうないいい取組というふうに私は思っているのですけれども、そういう考えは、たしかそのときはハードルが高いとおっしゃったのかな、検討するとおっしゃったかどうかだと思っておりますけれども、今後そういうことをされることはないのかどうかというの

をお聞きしたいと思います。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 報奨金制度の話でしたか。調査研究をしたいと考えております。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 もう実際に進んでいる、もうこの岬町ですら、もう既に自治区でやられているところがあるんですよ。やはりそういうところを見習って、それを全町的にするだけでね、その仕組みをつくるだけで全然できる話だと思うので、ぜひやっていただきたいと思います。

坂原委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで衛生費の質疑を終わります。

続いて土木費に入ります。

予算書の144ページ、145ページの目3コミュニティバス運行費をご覧ください。

質疑ございませんか。谷地委員。

谷地委員 私のほうから2点質問をさせていただきます。

まず1つ目は、145ページの節7報償費の地域公共交通会議委員報償費2万8,000円、こちら令和5年度の当初予算は18万4,000円だったのですが、これが減額になっている理由は何でしょうか。

これは年に1回、つい最近2月に開催されたというものだと思うのですが、年度によって金額が違うのはなぜかなっているのか。特に計画等々をつくるものには、今って関係ない委員会だと思っていて、その辺をお聞かせいただきたいです。

あとは実際、この報償費を払う委員は何名か、あとは来年度、令和6年度は委員会開催数は何回を予定しているのかについて回答をお願いします。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

報償費の減額についてですが、当初公共交通会議において、会長が2回

の2万8,000円、委員が12人の15万6,000円を要求する予定でしたが、15万6,000円の要求漏れとなっておりまして、今後このようなことがないように、注意して要求させていただきます。申し訳ございません。

坂原委員長 チャイムが鳴り終わってからもう一度お願いします。チャイムで聞こえませんでしたので、もう一度お願いします。

竹原生活環境課長 会議につきましては、例年どおり1回を予定しております。委員報酬につきましては会長が1名、委員含めて報償費支払いが13名おります。今年度につきまして、委員報酬を支払う予定の12名分の方の要求が漏れておりました。大変申し訳ございません。今後このようなことがないように注意を払いまして、予算要求させていただきますので、ご理解をお願いします。よろしくお願いします。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 ということは、やはり例年どおり会議は1回開催で予定していて、委員の報償費がこの予算には漏れていたということですね。そうしましたら、これ多分予算の修正をしていただくという形ですね。予算修正をお願いします。修正じゃないな。これ補正予算になるんですね。流用で。なるほど。分かりました。そういった形で取りあえず流用で対処するということなので、それはお任せします。少なからず令和5年度と同じぐらいの費用がかかってくるという。開催回数は1回で予定しているということで認識しました。

そうしましたら、同じ145ページの13使用料及び賃借料、これの駅構内乗り入れ使用料、こちらが令和5年度当初予算26万4,000円が倍の52万8,000円になっているのですけれども、これは多奈川線の減便に伴ってダイヤ改正で何かみさき公園駅とか、その辺の乗り入れ回数が増えたとか、そういった理由なのですか。この理由について回答をお願いします。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの谷地議員のご質問についてお答えさせていただきます。

駅構内の使用料につきましては、予算要求の段階で経常と臨時の部分で双方で計上しておりまして、支出額につきましては26万4,000円と変わりはありません。

坂原委員長 ちょっと内容が分からなかったなので、補足をお願いできますか。

辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 令和6年度の予算要求の仕方が今年度から変わりまして、
枠内、枠外要求となっております。枠内というのは経常的な経費、枠外が臨時的
経費で一件査定を行っていくという形となり、枠内、枠外の要求を両方にしてし
まった。一緒にしてしまったので52万8,000円となったものです。毎年2
6万4,000円の費用となります。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 ちょっと説明が私も理解できなくて申し訳ないですけども、細かくこの52
万8,000円の中の内訳を教えてもらっていいですか。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 本来でしたら、この金額は26万4,000円となりま
す。内訳につきましては、淡輪駅と多奈川駅構内の使用料となります。淡輪駅が
1万円、多奈川駅が1万円、毎月2万掛ける12か月分の消費税ということで2
6万4,000円となります。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 そうなるとこの52万8,000円の残りの26万4,000円は、これは一
体何の。臨時的経費というのはちょっとよく分からなかったのですけれども。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 6年度の予算要求の段階で枠配分方式と枠配分外方式、2
つの区分に分けて予算を計上しております。枠配分方式の経費と、枠外配分の経
費をそれぞれ26万4,000円と計上したことにより、予算を二重に計上した
ことが原因です。

坂原委員長 辻里総括理事、その枠外というのはどういう内容ですか、どういうものをい
うのですか。相馬部長。

相馬財政改革部長 枠配分内とか枠配分外とかいうようなお話がありましたけれども、そ
れにつきましては、予算編成の考え方の中で、財政としては内部管理的な経費や、
一般管理費的な経費、先ほど松尾委員さんからのご質問もありましたけれども、
そのような事務的・経常的な経費については、やはり見直しを、スリム化をして
いきたいという基本的な考えがございます。

令和6年度の予算編成から、経常的な経費については、一定枠を設けて、枠の
中で優先順位をつけて要求をしていただくという取組を令和6年度の予算から

始めました。その中で経常的な経費については、一定枠を示した中で要求をいただき、それ以外の、例えば臨時的な経費であったり、普通建設事業などの経費については、枠外ということで一件査定を行うと。

ですから、枠内の経費については、予算要求のやり方としてはその枠の中で担当課から要求をいただき、枠外の分については、必要な経費を要求いただいて、財政のほうで中身を聞いた上で一件査定を行うといった予算編成の手法を、取っております。先ほど辻里総括理事が言った枠内、枠外の考え方はそのようなところから来たもので、今回令和6年度から初めて採用したものですから、担当課の中で若干混乱があったというような経緯があったということでご理解いただければと思います。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 義務的経費とかその辺の取扱いの予算編成上の考え方というところの違いで、今年度から予算編成を組む手続とか審査をしていただいたということだと思うのですが、取りあえずこの52万8,000円というのはダブルで計上していて本来はここに書かれるべきものは、令和5年と一緒に26万4,000円ということなんですね。理解しました。

坂原委員長 他に質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 ちょっと今の件ははっきりさせておきたいのですけれども、要するに間違えたということなのですか。分かりました。以後お気をつけいただきたいと思いますが、ただ、結果オーライですよ、これね。ほら流用は節内流用しかできないから、道工議員も心配していたのですよ。こんな規模のね、あの中でどうやって、さきほど忘れていた委員さんの、地域公共交通会議の委員さんの報酬が出てきたじゃないですか。それはいいとして。

ここでお尋ねしたいのは、以前一般質問でバス停にベンチとか日よけとか、そういうバス停の整備ですね。そういうことを求めていたのですけれども、それについて、何か進んだこと等があれば、お聞きしておきたいと思います。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 バス停の日よけ等につきましては、南海さんのほうとも協議を今後していくんですけれども、オークワの前に日よけをつけるの可能かどうかというのも、今現在協議中でございまして、また決まりましたらご報告させていただきた

いと思っております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 具体的な行動を起こしていただいてありがとうございます。南海の敷地内のところに柱を立てて、日よけをということかと思って聞きました。ぜひ前に進むように願っています。その場所以外のところもたくさん設置が必要だと思われるところがありますので、ぜひさらにほかの場所についてもご検討いただきたいと思います。

それで、コミュニティバスについて、今回多奈川線の大幅な減便に伴って、ダイヤの改定を行うということで、非常にご苦労されたのだろうというふうに思えますね。

それで1点、支線のことについて、住民の皆さんからご要望をいただいています、要望したいと思うのですが、淡輪地域はトライアルに買物に行く人が多いのですよ。あまり買物できる場所も少ないというのがありますが、やはりトライアルは安いということもあって、人気があるのですが。トライアルということになると、望海坂ですよ。私のほうにご要望があったのは、何か何人かを代表してのようでしたけれども、別所の台にお住まいの方なんですね。役場にも直接担当課にお電話をしたとおっしゃっていたので、竹原課長、お聞きかなと思うのですが、要は望海坂のトライアルで買物をして、その後、別所の台へ行くのが早い時間に終わってしまうわけなんですね。それをあともう少し延ばしてくれたら、5時台に別所の台に帰れるのというお声があったのです。その辺りの今後工夫はできないものなのでしょうか。

要するに、今一番最後、月曜から金曜のでもいいですね、みさき公園駅で17時18分に終わるという便があるんですね。それをあと3つ分ですね、別所の台のほうへ走るということができれば、3駅分延ばすことができれば、今の、私にご要望の声をお届けいただいた方の願いは実現できるだろうなと思っているのですが、その辺りはいかがでしょうか。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

中原議員がご要望いただいた住民さんから担当課のこちらのほうにもお電話はいただいてまして、ある一定ご説明をさせていただきました。

この令和6年4月1日にダイヤ改正を行いまして、それによって、以前淡輪駅から別所の台に行く便がないというか、トライアルから直接乗って別所の台に行く便がないということでお聞きしておりまして、そういったことも含めて、今回そのトライアルの望海坂から乗っていただきますと、淡輪駅を経由して、別所の台に行くっていうルートも設けております。

ただ、時間については若干今までの少しちょっと遅くなる程度ですが、1日4便、5便、そういった便数を設けて、利用される方がしやすいような形を取っております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 という答弁でしたけれど、私もきちんと見ないと分からないなと思って、前回2021年、令和3年4月1日が改定だったと思うんですよ。それと見比べたのですけれど、残念ながら望海坂に行った後、別所の台に戻る、その時間についてはあまり変化がないのですね。確かに少しルートが変わったというか、そういうところもありますけれど、あまり大きく変わっていないように私は見受けるのですけれど、そうではないのでしょうか。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

以前から一定そういったご要望はございますけれども、淡輪駅から本線なり、その南海電車の時間に合わせている部分もありまして、また運行のその経路上、時間が遅くなってしまうと、運転手の拘束時間等の問題も出てきまして、あまり遅くできない。そしたら朝遅くやったらいいんじゃないかということなんです。朝も一定数病院や、お買物に行かれる住民さんもおられますので、できるだけ皆さんのご要望は聞きたいのはやまやまなんです。ある程度ご勘弁いただくということをお願いさせていただいてます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 なかなか難しい問題だと思うんですね。それで私はデマンドバスを、一度本当に真剣に検討したらどうなのかと思っているのですけれども、担当課としてデマンドバスの検討はいかがですか。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えをさせていただきます。

デマンド方式につきましては、現在の運行を開始する前ですね、平成27年度に一度検討はさせていただきました。1日前や数時間前の利用予約では、行きは予約できても、帰りがなかなかできないとかいう高齢者の方にとっても、利用される方にとってもあまり使い勝手がよくないんじゃないかとの意見もございました。また、このデマンド方式に代わるタクシー車両で同じようなバス停を設けてっていうふうになりますと、当然経費もかかってきますし、なかなか現状ではちょっと難しいかなと思っております。

ほかの市町村でもデマンド方式をやって、経費がかかりますので中止したところもございますし、その辺、先進的なデマンド方式をしている市町村なりを調査研究して、今後、岬町でもデマンド方式ができるかどうかというのを検証してみたいと、そのように考えております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 ぜひ積極的に調査研究を進めていただきたいと。新しい技術がたくさん出てきますので、あと国も、地方の公共交通ですね。かなりいろんなところで廃止される傾向もたくさんあるのですけれど、どうしてもやはり移動の足は守らないといけないということだと思いますので、どんな方法ができるのか、以前、2015年、平成27年に検討されたという、そこからかなり時間もたっていますので、ぜひいろいろ調査研究をしていただきたいと思います。

1個だけ残りがあります。同じ項目の節12の委託料なのですが、今年度予算より増額されています。この理由を、これも人件費によるものという感じなのか、お聞きしたいと思います。運行委託料が、今年度は6,792万5,000円、来年度は、7,258万8,000円、ちょっとぼんと上がっているという印象を受けたのですけれど、理由等ありましたらお聞かせください。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、令和5年度の委託料の増につきましては、人件費の値上げはもとより、燃料費の値上げが一番大きいこととございます。それによりまして、委託料の増額ということになっております。

坂原委員長 ほかにございませんか。松尾委員。

松尾委員 私からも、できれば要望という形でお願いしたいことがあります。

以前、中学校前のバス停では、ベンチを設置していただいて、保護者の皆さんから非常にありがたいという声を聞いております。本当にありがとうございます。同じく、ここにも日よけを、できたら優先的にしていただけたらと思います。あそこですらっと並んで、生徒たちが待っているという状況がありますので、夏場は特に大変なところになってくるので、ぜひお願いしたいと、これは要望にとどめておきたいと思います。

私からは、このバス事業についてなのですが、この予算が執行される、本当に毎年ずつ高くなっているということなのですが、まずはこの地域公共交通会議が開かれて、南海の多奈川線の減便による、例えば増便が来年度なされるのかどうかというのをお聞きしたい。要は、多奈川線を補完できるような増便計画がなされているのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

コミュニティバスのダイヤ改正につきましては、昨年の10月21日に行われました南海線のダイヤ改正によって、多奈川線では、平日で約53%、休日で約39%の減便となりましたことから、特に平日の9時台から午後4時台、また休日の午前9時台から午後5時台の便数につきましては、全ダイヤでは1時間に2から3便ございましたが、今回のダイヤでは1時間に1便となっております。

減便となった時間帯につきましては、買物や通学、通院など利用者が比較的多い時間帯でありますことから、多奈川線からみさき公園駅の間、1時間1本ですが、その1時間と次の便までの間、間ですね、を埋めるようなダイヤ改正を行います。

また、支線につきましても、以前は多奈川からみさき公園まで行く便はございませんでしたが、今回、多奈川からみさき公園まで行く便を設けまして、多奈川地域の方の交通の便の不便をなくすようなダイヤ改正を今回行っておりますので、そういったことでご了承いただければなと思います。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 増便ではなくて、要は、必要になるであろうところに、ダイヤを置いてというか、バスを走らせて、住民さんには利便を図ってもらおうということですよ。ダイヤを変えて、また様子を見て、また住民の声をしっかりと聞いて、それにまた

ダイヤを反映していただけるように、またお願いしたいと思います。

私から最後にお聞きしたいのは、この予算のことなのです。あと何年かは過疎債を使えるということで、この運営費については負担なくいけるのかと思うのですが、それでも負担は負担ですね。その後はどうするのかということをお聞きしたいと思います。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 現在は運行委託料としまして、過疎債の適用でソフト事業として行っておりますが、それがなくなった場合ですね。それがなくなった場合でも、コミュニティバスの運行はしていかなければならないものと、担当としては思っておりますので、運行を進めていきたいと考えております。

坂原委員長 相馬部長。

相馬財政改革部長 財政のほうからのご答弁をさせていただきます。

先ほど説明のありました過疎債のソフト事業については、10年間の時限的な措置ということで、岬町の財政力であれば、最低3,500万円はいただけるため、3,500万円の過疎債の予算計上をさせていただいているところでございます。また、地方交付税の措置が7割ということで、3割が、町の持ち出しという形となっております。

それ以降のお話ということですが、岬町が過疎地域から無事に脱却できたというようなことを想定してお話だと思っておりますが、その辺りがどうなるのかというところがございすけれども、首尾よく脱却し、過疎地域の財政支援措置がなくなってしまったという場合については、先ほど担当理事がお答えしたとおり、そのまま町の一般財源となります。しかし、町長からの答弁でもございましたとおり、持続可能なまちづくりを行うために、行財政改革に努め、必要な財源を生み出した中で、住民サービスを低下させないように、引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 中原委員からもありましたように、その調査研究、新しいバスの在り方というのを、この過疎債が使える間に研究していく必要があるかと私は思うのです。この後のことを考えたらね。だからデマンド方式以外にも、様々、今なされていると思います。新しい取組、公共交通として。本当に考えていかないと、この先本

当に厳しくなるというのは、今、とても思っています。もうそれ以上言いませんので。

坂原委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

松尾委員、賛成、反対どちらですか。

反対、どうぞ。

松尾委員 令和6年度一般会計予算案について、いろいろご審議を重ねてきたところでありまして、今日の議論の中でとてもいろんなことが明るみになったかと思えます。本当は賛成したい、その気持ちでいたのですが、例えばリサイクルの問題、そしてごみの減量化、CO₂削減に対する意識の低さというのが如実に出てしまっているなと思います。

我々議員としても、今まで、こうしたほうがいいよ、ああしたほうがいいよという提案をしっかりとさせていただいたつもりなのですが、そういったことが反映されていない。

そして、未来に向けた予算、予算というか財政が危ういところに来ている中で、同じような予算執行では、これは未来が見えないと、私は本当に切実に感じています。

よって、今回の予算については賛成しかねるという立場で表明したいと、このように思います。

坂原委員長 ほかに討論ございませんか。賛成の方おられますか。

瀧見委員。

瀧見委員 本委員会の所管内における令和6年度の予算に関しまして、総務費、民生費、衛生費、またコミュニティバス等、細かくいろんな部分で努力が認められ、耐えられていると思われます。

この予算に関して、私は賛成したいと思います。

坂原委員長 他に討論ございますか。反対の方はありますか。

では、賛成討論どうぞ。

中原委員 厚生委員会に付託された予算については、全部賛成ではないのですけれど、全体としては賛同できるものではないかと考えています。

いろいろお聞かせいただいて、私が問題に感じているのは、一つはデジタル化の問題です。先ほども申し上げましたが、便利になることや自治体職員の皆さんの事務が軽減されるということは大いに歓迎されるべきことというふうに考えておりますけれども、やはり個人情報を守られるのか、また国が標準化という名前で集めた情報がどのように利用されるのか、そういった先々の個人情報の行き先については大いに懸念を持っているところでありますので、その点が一つ気になるところ、懸念材料であります。

それからもう一つは、気候変動に対する危機感が、私は、岬町としてはまだ十分持てていないのではないかと感じているところです。

ただ、先ほど来いろいろ聞かせていただいて、自転車のヘルメットの購入の補助金の新設だとか、一時預かり無料クーポン、この取組は、一度利用された方がさらに繰り返し利用するといった発展も見られたということも確認されました。

また保育料の0から2歳児の半額の件については、私は完全な無料化を求める立場ではありますが、とは言え、半額に免除するという、これを来年度も続けるということについては、大いに評価できると考えています。

また、児童カウンセラーの設置事業など、細かい心配りだなと感じるところもありますし、補聴器の購入補助については、自らが提案したものではあったのですが、この取組を通じて、さらに認知症を予防していくということにも事業を発展させようとしている、そういった姿勢も前向きに評価できると考えるものであります。

そういったことを理由として、全体としては賛同したいと思います。

坂原委員長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第9号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

坂原委員長 挙手多数であります。

よって、議案第9号のうち本委員会に付託された案件は可決されました。

お諮りします。

長時間になったので、トイレ休憩をやりたいと思いますが、いかがでしょうか

(「異議なし」の声あり)

坂原委員長 10分程度、再開は6時10分としたいと思います。

(午後 6時03分 休憩)

(午後 6時10分 再開)

坂原委員長 では、会議を再開いたします。

議案第10号「令和6年度岬町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

予算書195ページから236ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

中原委員 国民健康保険特別会計についてお尋ねします。

204ページ、205ページに関わって、国民健康保険料の傾向についてお聞きしたいと思います。

私は一般質問でも、時間が短かったですけれども、1人当たりの年間保険料がどんどん上がっているということをお示したところです。それで、来年度の保険料についても増加傾向にあるというふうに、恐らく上がるのではなかろうかと思っていますけれども、その見通しについてお聞きしたいというのが1点目です。

それからもう一点は、先ほど一般会計のところでも少し言いかけてやめましたが、子ども医療費助成の、いわゆるペナルティと言われているものがあるのですが、それが来年度から廃止されるということがようやく決定されました。このペナルティというのは、各自治体が医療費助成をしますと、国庫負担が減額されるという調整措置なのですけれども、それは岬町の予算書のどこに、どういう形で反映されているか、その影響額は幾らかお聞きしたいと思います。

坂原委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 中原委員の質問にお答えいたします。

国民健康保険料が上がるかどうかというご質問ですが、来年度の国民健康保険料は上がると聞き及んでおります。

令和6年度は、激変緩和期間が終了し、いよいよ府内全市町村の保険料が完全統一されます。これにより、府内のどこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同一の保険料となります。

この保険料については、医療費の増嵩傾向や超高齢社会の進展に伴う負担増の影響により、保険料の上昇は避けられない状況にあると聞き及んでおります。

このため大阪府においては、府と市町村の財源配分の見直しを図り、府、国保特会において、保険料抑制財源を確保することで、府全体で保険料の抑制と財源調整を図る仕組みを構築するとして、各市町村の余剰財源を事業費納付金と同様の手法で集約し、府の基金に積み立てる財政調整事業の実施について、国保運営方針において明記し、令和6年度より実施することとし、保険料の抑制に努めることとしております。

坂原委員長 もう一点ありましたね。

松本理事。

松本しあわせ創造部理事 中原委員のご質問にお答えいたします。

子ども医療費助成の減額調整の撤廃の部分につきまして、予算書のどこに影響するかということですが、内容については、影響につきましては、歳入の部分で言いますと、206ページ、207ページの府支出金のうち普通交付金、この部分に影響するものと考えます。といいますのは、医療費に関して国庫から減額されていた分が上乗せされる形になりますので、当然、医療費の財源としての額が増えることになります。ですので、医療費の分の市町村の支払い分として交付されるのが普通交付金となりますので、この辺りに影響が出ると考えております。

影響額なんです、全体のうち減額されている分だけという形になりますので、今手元にある資料で言いますと、令和4年度の療養給付費等交付金の実績報告の数字になりますが、全体で医療費が大体750万円程度かかっている分のうち、地方単独事業分として減額されているのが大体33万円前後という形になっております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 2点目のことがよく分からないのですけれど、ペナルティが廃止されたという、

廃止されるということは、岬町の国保財政にとってもどの程度有利になるのかなと思っているのですが、その辺りについてもう少しご説明をいただければと思います。

それから１点目の保険料のことなのですが、保険料を決めるのは市町村ですよ。法律ではそうなっていますよねということを行っています。ですので、統一保険料が示されたとしても、岬町として独自の保険料を決めるというのは法律違反ではないわけですね。そこはなかなか、かなりの決断がいりますからね。独自で。岬町の国保も財源的にも非常に厳しい状況がありますので、その姿勢について一言、言っておかないといけないと思ったのです。

大阪府みたいなやり方をしているところは、全国では本当に珍しいと思っているのですけれどね。都道府県化の先頭を切っていますよね、全国の中で。高い保険料がどんどん押しつけられるようになっていくということになるのかと思って、こんなに保険料がどんどん上がっていったって耐えられるわけがないと思うのですけれどね、加入者は。支払えるわけがないというふうに思っているのですけれど。その保険料を決めるのは誰なのかということについては、法律では、市町村が決めるということになっているんですよ。それなので、岬町が主体性はそこは持っておいていただかないといけないと思っています。その上でどうするかということについては、いろいろな判断ということになろうかと思いますが、そこはちょっと一言、もう大阪府が決めたのでそうなんですと、決まっていますという考え方についてはいかがかと。もしそうなのだとしたら、国保の運営協議会なんか要らないじゃないですか。あの中で来年度の予算、保険料こうなっていくですよとか、そんな議論なんか要らないということになってしまうのですよ。だから、そこは市町村の自治体職員としては、考え方としては持っておいていただきたい、保険料を決めるのはあくまで市町村なのだという主体的な考え方を持っておいていただきたいと、そこは意見として申し上げておきたいと思います。

ペナルティについて、もう少し分かればお聞きしたいと思います。

坂原委員長 松本理事。

松本しあわせ創造部理事 中原委員さんのご質問にお答えいたします。

どの程度有利かというお話なんです、以前でしたら、この地方単独事業分として、国庫補助がカットされていたという経緯がございますので、医療費の面で、

自治体にとっては国からの交付金が増えるという形になるので、その面について医療費としてはちょっと楽になるのかなというふうに考えております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 そのペナルティの廃止がいかほどかというのを聞いていたのは、被保険者の一番の願いは、やはり保険料の引下げなのですね。だからそういうことにつなげていけないだろうかという思いがあってお聞きしておりました。

もう少しお尋ねしたいと思います。

マイナ保険証のことで、国民健康保険の事業にも影響が出てきますのでお尋ねするものです。

今年の12月2日で健康保険証は廃止するというふうに、国は一方的に言っていますよね。その後、国民健康保険の加入者には一定のそれに対応した事業をやっていないといけないわけですが、どんなことが必要になってくるのかお聞きしたいと思います。

坂原委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 中原委員の質問にお答えさせていただきます。

今年の12月2日で保険証が廃止されるということで、マイナ保険証の利用勧奨を図っていくことが必要になってきます。本町としましては、限度額認定証を契機とした利用勧奨として、限度額認定証の取得申請について案内する本町のホームページに案内を掲載させていただいております。

そのほか、チラシ等を作成して、保険年金課の窓口にも設置しております。

その他、利用勧奨について図っていく必要があるのですが、今後様々な機会を利用して利用勧奨実施の検討をしていきたいと考えております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 その利用勧奨というのは、マイナ保険証を使いましょうという利用勧奨のことですか。

堀口保険年金課長 そのとおりです。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 私はマイナ保険証は作る気がそもそもありません。それで、私はこんなとんでもないことはやめるべきだと思っていますので、あまり、そんな利用勧奨を図っていきますと言われたらげんなりするのですが、市町村の国保としては、国の振

っている旗に従わざるを得ないと思うので仕方がないと思って聞きますが、市町村国保としては、利用勧奨をしたとしても、私のような人間もいますよね。マイナ保険証を作らない人がいますよね。そんな人たちにいろんなことをしていけないといけなかったりしますよね。そういうことを聞きたかったのですけれどね。

テレビで、12月2日で保険証が廃止になると聞いたのだけれど、私もマイナ保険証なんか訳が分からんし、保険証どうなるのって、病院に行けなくなるのという相談があったのですよ。住民の中には、やはりそういう不安をお持ちの方もおられます。

それで、資格証明書の発行だとか、そういうことが市町村に義務づけられているわけですよね。その辺のことが聞きたかったのだけれど、もう時間も時間だし、そのことはこの程度にしておこうと思いますけれども、その辺の計画というか、保険証の廃止に伴って、いろいろな事務が出てくるわけですね、国保としては。その辺の事務の計画は立てておられるのですか。そのことだけはお聞きしておきましょうか。

坂原委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 中原委員の質問にお答えさせていただきます。

事務の進め方については、国の通知等に従って、順次進めていきたいと考えております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 それではお聞きしますけれども、私のようにマイナ保険証を取得しない人には、全て資格証明書の発行をしなければならないというふうになっていますね。岬町としては、その有効期限を何年と定めるお考えなのでしょうか。

坂原委員長 松本理事。

松本しあわせ創造部理事 今年の10月の時点で、もう一度保険証の更新という形になるんですが、その保険証が一応来年の12月2日、来年まで一応有効となるという形で、国のほうからは多分通知が来てたかなと思います。

ただ、それを過ぎると、保険証をまず紛失をされても資格確認書しか発行ができないという状況になりますので、それ以降については、全て資格確認書ということになります。

ただ、おっしゃっている、毎年1年に一遍更新してた分の期限なんです、今

のところ、ちょっと申し訳ありません、国のほうからの通知の内容で確認が取れていないので、今のところはちょっと不明です。申し訳ありません。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 できるだけ長い有効期限にしておくほうがいいと思います。国は恐らく5年以内で市町村が定めるということにしていたと思いますので、できるだけ、担当課の事務も煩雑にならないように、また被保険者にとっても煩雑にならないようにされるほうがいいのではないかと思います。

それで、まだあまり12月に向けての準備というような時期でもないので、いろいろあまり先々のことをお聞きしてもどうかと思いますので、一つ言っておかなければいけないかなと思うのは、マイナ保険証の利用登録をされた方が、やはり利用登録を削除しようと、解除しようと思われた場合は、それができるように、今はなっていますので、ただシステム改修がどうも必要なようですから、ただこれは任意で権利としてできることですので、そういった準備もしておいていただきたいと思います。

このマイナ保険証のことについては、市町村国保にとっても何かいいのだというような触れ込み、宣伝と言うのか、されていますけれども、私は決していいことばかりではないと思っていますので、今後またいろんな実務が出てくると思うので、被保険者の皆さんに迷惑がかからないように、市町村国保としては尽力いただきたいと要望しておくにとどめたいと思います。

質問はこれぐらいにします。あと聞きたいことは担当課に聞きます。

坂原委員長 分かりました。

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

では、反対討論、どうぞ。

中原委員 国民健康保険特別会計については、もう保険料が上がりますと断言されて、今までは大体こういうことを聞くと、上がる傾向ですとか、できるだけ下げたいの

だけれど上がるかもしれないみたいな言い方が多かったのですが、もう間違いなく上がりますというはっきりした回答を得て、そんなこと聞いたら、もうそれは賛成はできないと思っています。

この先の保険料がもう本当に統一化でどんどん上がっていったら、市町村国保にとっても大変だろうとも思いますので、先ほどの上がるの一言で、もう賛成はできないなとは思ったのですが、あとはマイナ保険証の準備もきちんと整えていただくように要望しておきたいと思います。

坂原委員長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第10号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

坂原委員長 挙手多数であります。

よって、議案第10号は、本委員会において可決されました。

議案第11号「令和6年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

予算書237ページから261ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

中原委員 後期高齢者医療についても、保険料についてお尋ねします。

来年度からの2か年の計画が立てられているようですが、第9期になるかと思うのですが、保険料は上がりますね。

坂原委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 中原委員の質問にお答えさせていただきます。

保険料は上がります。高確法の規定により、保険料率は2年ごとに改定するとされております。今回で9期目の改定になります。

第9期の保険料率の改定につきましては、高齢化等による医療費の増加を反映して引き上げることになり、また制度改正により、出産育児一時金の増額分における財源を後期高齢者医療制度に求めるとしていることから、令和6年度より追加されます。

ただし、今回生じる新たな負担につきましては、激変緩和措置を講じるとされております。

坂原委員長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

反対討論どうぞ。

中原委員 後期高齢者医療については、制度そのものに問題があるということを、できた当時から私は繰り返し言っておりますけれども、先ほどお聞きしたとおり、第9期については、その前の8期はごくわずかに引下げが見られたのですが、今回は明らかに引上げということが決められています。

それで、先ほど、出産育児一時金の負担もこの後期高齢者医療の加入者からいただくと、これは国政上で決められたことですが、それもとんでもないというふうに思うのです。

2年に一度、これからもどんどん上がっていく可能性がありますので、上がらない年金で苦しんでいる皆さんから、またさらに高い保険料を取るということには賛成できません。

坂原委員長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第11号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

坂原委員長 挙手多数であります。

よって、議案第11号は、本委員会において可決されました。

議案第12号「令和6年度岬町介護保険特別会計予算について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

予算書262ページから309ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 保険料についてお尋ねします。後で議案でも出てくるのですが、来年度からの3年間の保険料が決められました。提案としては、引上げということだと思いますけれど、間違いないでしょうか。

坂原委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 中原委員のご質問にお答えします。

中原委員がおっしゃったとおり、議案書にもありますとおり、基準額が増額となっておりますのでございます。

坂原委員長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、続いて討論を行います。

討論ございませんか。

反対討論、どうぞ。

中原委員 保険料が値上げされると聞いて賛成はできません。

所得階層をさらに細かく切り分けたりして、できるだけ保険料負担を軽くという努力をされようとしていることは分かりますし、根本的には国がもっと地方の介護保険について責任を持たねばならない、もっと財源を投入しないといけないということが前提にあるとは思いますが、もう先ほど来のことで分かるとおり、国保、後期高齢、介護、トリプル値上げなんですね。そうなってくるともう余計

に私はとても賛成はできないという立場でございます。

坂原委員長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第12号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

坂原委員長 挙手多数であります。

よって、議案第12号は、本委員会において可決されました。

議案第21号「岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 放課後児童健全育成事業、学童保育ですね。この設備及び運営に関する基準を定める条例を全部改定をするということで、提案としては非常になんというか、文字の少ない中身になっています。私は、国の基準と同様の内容を、今の条例も国の基準と同じ中身で作っているということは分かりますが、やはり市町村が責任を持って実施する事業ですので、学童保育というのは。市町村自らが基準を定めるべきではないかと思うのですけれど、それを聞いたら迅速に対応するためと言うのかな。時間がないから、ないことないのだけれど、時間を短縮するために、今お聞きしようかと思ったのだけれど、それは提案の理由として、国が基準を見直したときに、できるだけ早く見直すことができるようにするためだという提案理由にありますので、私はそのことには、別に国から何か通知が来たら、それに従って条例を変えればいい、提案してくれたらいいと思っているのだけれど、そこは恐らく考えは変わらないと思うので質問はしません。

ただ本来であれば、岬町の条例として定めているとしたら、何か変更があれば

一部改正とかそういう形で提案されるわけですよね。そういうことが今後全くないということになってしまうのでしょうか。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 中原委員のご質問にお答えします。

今後、改正が行われた場合は、またこちらのほうからアナウンスをさせていただきたいと思っております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 アナウンスということは、お知らせということですね。私たちには、今は議決権があるけれども、もうそれがなくなってしまうということかと思うのです。私はそれは良くないと思っています。

今回のただし書きなども、緩和措置が設けられているわけなのですが、ちょっとこのことをお聞きします。これは、学童保育の指導員の確保に苦勞しているのは岬町だけではないのではなかろうかというふうに、今回、これを見て改めて思いますが、2年以内に資格が取れるという前提であれば配置してもいいですよという、そういう中身ですよね。これは、私は良くないと思うのです。本来であれば、有資格者が配置されるべきであって、2年以内に資格取得見込みということで採用して、その人が2年以内に辞めたらどうなるのですかという。また新たに2年以内に資格取得見込みの人ですよと採用して、また2年以内に辞めると、こういうことが繰り返されるようなことはないのでしょうか。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 中原委員のご質問にお答えします。

今現在の国基準では、有資格者1名と補助員1名が基準となっているところ、岬町では、有資格者1名と補助員2名もしくは有資格者が2名のときもございます。今、そういうちょっと手厚い状況では配置させていただいておりまして、令和6年度におきましても、有資格者は確保できておりますので、有資格者がいない状況での運営というふうにはならないですし、今後もそれに努めてまいります。万が一のときの対応ということになると、この資格を取る条件というのがございまして、2年以内に取れる計画を立てられる人というのは、保育士であったり、教員であったり、社会福祉士であったり、一定の基準、一定の資格をお持ちの方になりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

中原委員 分かりました。

坂原委員長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原委員、どちらですか。反対討論どうぞ。

中原委員 学童保育の運営についての基準は、先ほど主張したとおり、市町村が実施主体なので、基準になる条例は市町村が自ら決めておくべきだと思います。その一点に尽きるといえば尽きるのですけれど、やはり条例というのは絶対に守らなければならないものですから、今後もし、より良く改善しようとして新たな基準を設けても、それは反映しない。サービスの水準が不安定にならざるを得ないと思うのです。ただ、実態として、岬町が非常にこの分野で努力をされて、先ほど答弁であったとおり、有資格者の配置とか人数についても、本当に苦労はされながらも、手厚く努力されているということは、私は理解はしているのです。だからこそ、その手厚いもので、岬町独自の基準を設けて、国の基準以上のより良い学童保育を実現していくべきだと私は思っているのです。

アナウンスもしていただくということではありますけれども、それはきっちりと抜かりなくやっていただくことを求めていると思いますけれども、アナウンスはあくまでアナウンスでしかない。今でしたら、条例の改廃、一部改訂等にも私たちは関わることはできると思いますけれども、今回のを認めてしまえば、それがそもそもなくなってしまうと、何でもかんでも国の基準に合わせますということになってしまいますので、この主体性のない態度には、私はくみしがたいと考えるものであります。

坂原委員長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第21号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

坂原委員長 挙手多数であります。

よって、議案第21号は、本委員会において可決されました。

議案第25号「岬町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第25号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。

よって、議案第25号は、本委員会において可決されました。

議案第26号「岬町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

反対討論、どうぞ。

中原委員 先ほどの議案第12号でも申し上げましたが、保険料引上げの提案ということで、賛同できないと考える立場です。

坂原委員長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第26号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

坂原委員長 挙手多数であります。

よって、議案第26号は、本委員会において可決されました。

議案第29号「岬町土砂等による土地の埋立て、盛土又はたい積行為の規制に関する条例の廃止について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 参考資料に従ってお尋ねいたします。私はこの提案自身はいいと思っているのです。いいと思っているのですというか、権限委譲でこういった事業が市町村に下りてきていて、私は権限移譲については基本的には良くないと、都道府県が責任を持ってやっていた仕事は、都道府県が責任を持って引き続きやるべきだと考える立場でありますから、その意味では、新たに法律ができたという原因ではありませんけれども、大阪府が責任を持つことになるということはいいいことだと思っているのです。

ただよく分からない点があるのでお尋ねします。参考資料の3番目について説明をいただきたいのですけれど、経過措置の問題なんですね。この条例の廃止前に許可を得たものについては、廃止前の条例に基づいて運用するということなのかと思うのです。となるのだけれど、岬町はこの事業に全く関わらなくてよくなるのかどうかという、そういうことが聞きたいのです。

決まりについては、基準といいますか、それは変わるのには理解できますが、この条例が廃止される前というのは、対応するのは岬町だったわけですから、それについても岬町はもうやらなくてよくなるのか、大阪府が廃止前の許可を得て事業を行っている対象者についても大阪府がきちんと対応してくれるということになるのか、そこをお聞きしたいです。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 中原委員の質問にお答えさせていただきます。

条例廃止に伴う経過措置といいますのは、令和6年4月1日から、国の法律に準じて条例を施行していくわけですが、それ以前に、岬町で事業の許可を得た業者については、経過措置を取って、罰則等の経過措置を取って、適用するという事で進めていくということになります。

坂原委員長 補足はありますか。辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 経過措置につきましては、西畑へ行くまでのモトクロス場が1件ありますので、経過措置を設けているものです。

中原委員 何件対象があるのかというのも聞きたかったので、1件だということが今、分かりました。

それで、旧条例に基づいて規制を受けることになるわけですね。西畑に行くまでのモトクロス場の事業者はそうなるわけですね。その規制を行ったり、ルール違反をしていないかという確認をしたり、違反していたら罰則を設けるとか、それは誰がするのかということを聞いていたのです。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 このモトクロス場につきましては、3,000㎡以上となっておりますので、大阪府と一緒に指導を行っているところです。大阪府も指導をしますし、岬町長においても指導することになります。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 ということは、現時点で1件のみということのようですから、その1件についての対応は、この条例がなくなっても、岬町も行っていかないといけないということになるわけですね。分かりました。

なんかそれももう府がやってくれたらいいのにと個人的に思っていたのですが、府と一緒になると、これまでどおりということなのでしょうね。

たい積行為ということなのですが、気になるのは、深日にある産業廃棄物をたい積されている、あそこは対象ではないのでしょうか。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 4月1日以降になりますと、新条例に基づき許可が必要になってくるところになります。大阪府に許可申請を行い、大阪府が許可を出すことになります。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 既に積んであるところで、産業廃棄物が積んであり、周りに見えないように目隠しがされていますが、そのことを言っているのです。そこはこの条例が生きていた間に、廃止前の時期に、盛土またはたい積行為の規制に関する条例に基づいて埋立て事業の許可を受けた事業者という扱いになるのかと疑問に思ったので確認をしたのです。意味が分かりますか。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 現時点は、不法投棄という扱いで、大阪府が取り締まっております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 不法投棄ということで大阪府が取り締まっていると。以前は大阪府の協力も得ながら、岬町もかなり関わっていたとされているのですが、もう今は大阪府だけが責任があるという状況になっているのですか。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 以前は、農地担当が、地目が農地ということで大阪府と連携を組んで行っておりましたが、最近、情報は生活環境課に入ってきておりませんので、どういう状況になっているかというのは分かりません。

坂原委員長 よろしいですか。中原委員。

中原委員 分かりました。ということからすると、私が心配している深日、孝子の手前の

ところの産廃の不法投棄がされているところについては、これまでと同じように、岬町も恐らく対応していかないといけないということなのかと思いました。

どうもこの条例による対応をしていたところではないということなのだろうなというふうに思いました。

1か所、モトクロス場、そこは引き続き岬町も、条例がなくなっても、廃止前の条例に基づいて対応していかないといけないということで、きっちりそこは対応していつていただきたいと要望したいと思います。

坂原委員長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第29号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。

よって、議案第29号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案12件については、全て議了しました。

続いて、案件2、その他に入ります。

その他で、本委員会所管の事項で何かございませんか。

松尾委員。

松尾委員 その他で、ここの所管に当たるのかどうか分からないところなのですが、バスの件があったので、バスのダイヤ改正の元になる多奈川線の件で要望書を出されたと思うのです。その件を今、ここで聞いていいのかどうか。

坂原委員長 その件はここで聞いていいですか。

では、どうぞ。

松尾委員 先日、議会としても、南海電鉄さんに要望書を提出に行ったわけなのです。そのときにお話を聞いたりとか、今後どうしていくべきかというのもお話しできたところではあるのですが、行政側として、その要望書を出したときの反応というか、どうだったのかをお聞きできたらと思うのですが、いかがでしょうか。

坂原委員長 答弁を求めます。これはどなたが答弁されますか。田代町長。

田代町長 議会のほうも、区長会さんをお願いして同行されたと聞いておりますし、その内容については、まだ聞いていませんので、どういうことなのか分かりませんが、私どもが行ったのは、鉄道の関係の専務さんと直接お会いさせていただいて、過去の経緯、そして現状、さらに今後のことについてお話をさせていただきました。

まず私が申し上げたのは、今の多奈川線を廃止するのか、しないのかということに対してまず申し上げました。そしたら、南海電鉄さんとしては、廃止する考えはないと、しかし、未来永劫じゃあ続けるかということも、言えないところあるというのがまず一つ目の回答です。

ダイヤ改正について、一方的にダイヤ改正して、何ら町との協議をしてもらえなかったと、これについて、朝夕のお仕事に行かれる方、また病院等に行かれる方、そういった方が非常に困っておると、なぜ事前に相談か協議をしてくれなかったかということもお話しました。南海電鉄さんいわく、ダイヤ改正については、どの路線についても協議は一切していませんと。南海さん自身の状況を見た上での判断だというふうに言われましたので、これはもう仕方ないなど。

でも、今後、多奈川線は、岬町のやっぱり動脈である貴重な路線であるので、何とかこれは存続し、それでダイヤ改正のときには、やっぱり事前に声をかけてほしいというお願いをしています。特に、深日港の航路の問題もありますので、これについては担当と話を十分協議をしていただきたいと、これについては協議をしていくと、今後いろんな問題があるときには、協議をできるだけしていきますという回答は得ておりますけれども、元のダイヤ改正に戻すということは、回答はもらえなかったということです。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 私たち議会も、これは議長が言わないといけないことかもしれませんが、南海さんとしても、岬町と今後そういうコミュニケーションをもっと図っていききたい、未来のモビリティというか、移動手段というのを一緒になって考えていききたい、そのためには、より一層のそのコミュニケーションが必要だし、我々もそういうことをやっていきたいというふうにおっしゃっていたわけなのです。それなので、町長がおっしゃっていたみたいに、今後はしっかりと、もうちょっと協働、よく言われる協働、それを念頭に置いて、しっかりとコミュニケーションを図っていただきたいと、それが行く行くは、減便とか、一方的な話ではなくて、事前に何か知らせていただけるとか、やはり関係性だと思うのです。南海さんとの関係性というのをしっかり築いていただきたいと思います。

坂原委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 なければ、本日の審査経過並びに結果については、次の本会議において、委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いします。

これで、厚生委員会を閉会します。

長時間、大変ご苦労さまでした。

(午後 7時05分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和6年3月12日

岬町議会

委 員 長 坂 原 正 勝